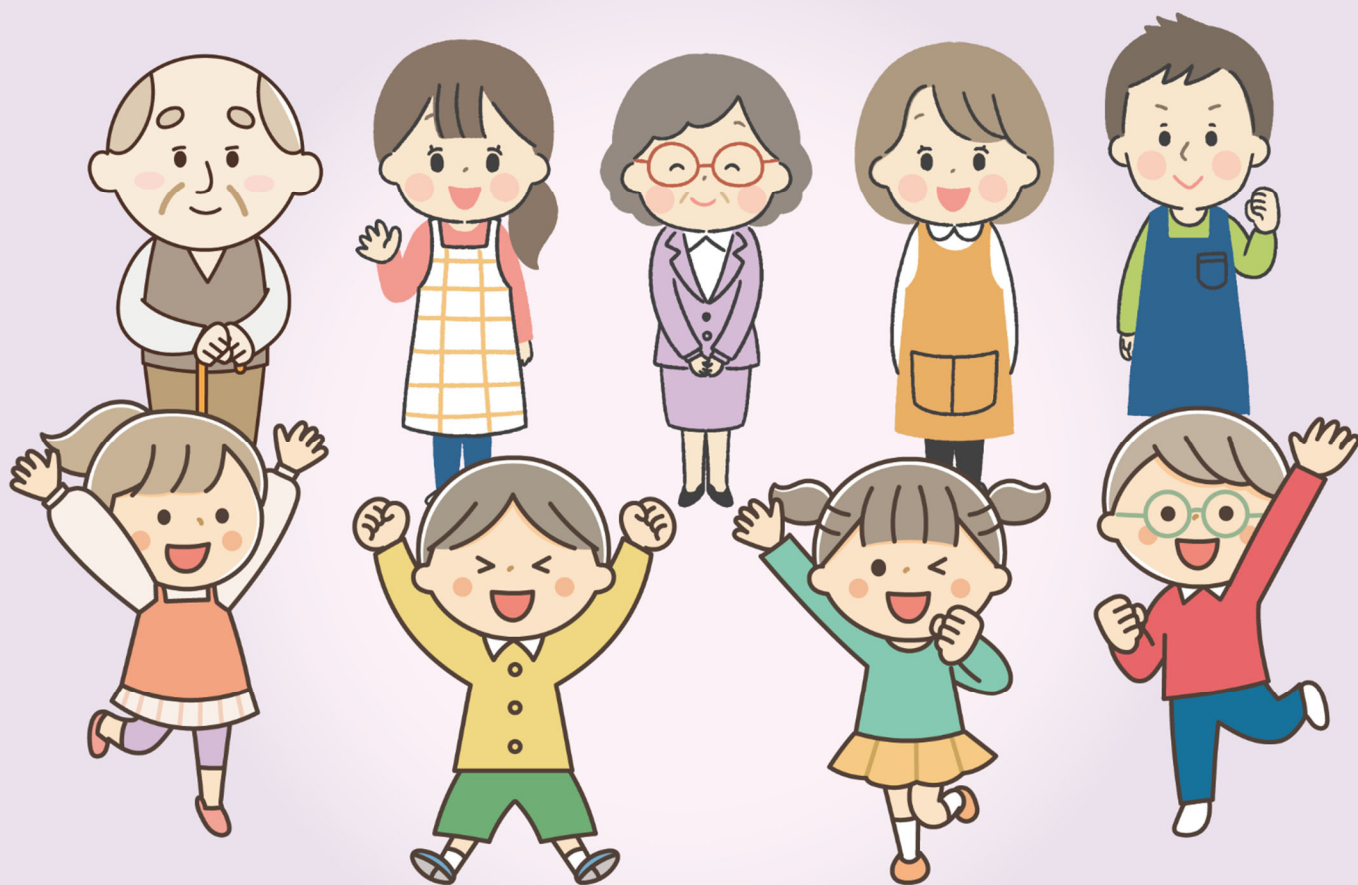


富谷市こども未来応援プラン

令和6年度～令和10年度



令和6年3月

 富谷市

はじめに

本市は、平成 30 年 11 月に「子どもの権利条約」に基づいた「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」を行うとともに、令和 3 年 12 月には、ユニセフから、全国初となる「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体」の承認を受け、子どもにやさしいまちづくりと子育てにやさしいまちづくりに全力で取り組んでおります。

近年、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰等、こどもを取り巻く環境がたいへん厳しい中、令和 3 年の国民生活基礎調査において、我が国の「子どもの貧困率」は 11.5%という状況にあります。一方、本市における「子どもの貧困率」は、令和 4 年 12 月に実施した子どもの生活実態調査において 7.6%となっており、全国平均より低い状況にありますが、引き続き、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、すべてのこどもが将来に向けて夢や希望を持って成長できる社会の構築を目指していく必要があります。

このような中、本市で初めて実施した、子どもの生活実態調査により、こどもの貧困の状況や生活の実態把握、ヤングケアラーの状況について調査及び分析を行い、その対策を総合的に推進するため、「富谷市こども未来応援プラン」を策定いたしました。

令和 5 年 4 月から実施している、県内 14 市で初となる小・中学校給食費の完全無償化や 18 歳までの子ども医療費の完全無償化など、本市独自の経済的支援をはじめ、社会全体でこどもと家庭を支え、妊娠、出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援を引き続き行ってまいります。

本プランの推進にあたっては、庁内連携はもとより、市民の皆様や関係機関等と連携を図ることが重要と考えておりますので、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本プランの策定にあたりまして、富谷市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、実態調査にご協力いただきました市民の皆様、関係機関各位に心から感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月



富谷市長 若生 裕俊

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の経緯と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	3
5 計画の進行管理.....	4
第2章 富谷市のこどもの貧困の現状.....	5
1 こどもの貧困の定義.....	5
2 年少人口等の推移.....	6
3 生活保護世帯数の推移.....	7
4 ひとり親世帯の状況.....	9
5 就学援助の状況の推移.....	11
6 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの状況.....	12
7 貧困率の状況.....	13
8 「子どもの生活に関する実態調査」の結果より見た現状.....	14
9 こどもの生活に関するヒアリングのまとめ.....	51
10 課題とその解決に向けた方向性.....	53
第3章 計画の基本的な考え方.....	55
1 基本理念.....	55
2 基本目標.....	56
3 計画を推進する重点的な取組（計画の体系）.....	58
第4章 こどもの貧困対策の重点的な取組.....	59
基本目標1 教育の支援.....	59
（1）「学校」をプラットフォームとした総合的なこどもの貧困対策の展開.....	60
（2）教育の機会均等の推進.....	61

基本目標２ 切れ目のない生活の安定に資する支援.....	63
（１）保護者の生活支援.....	64
（２）こどもの生活支援.....	67
（３）こどもの就学・就労支援.....	69
基本目標３ 職業生活の安定と向上に資する就労の支援.....	71
（１）保護者の就労支援.....	72
（２）経済的な支援.....	73
基本目標４ こども・家庭に支援がつながる連携支援体制の強化.....	74
（１）早期発見するための取組及び相談窓口の充実.....	75
（２）連携体制の強化・支援人材の育成.....	77
（３）社会全体でのこどもの支援.....	78
（４）こどもの貧困対策に関する情報の収集.....	79
○ こどもの貧困に関する指標.....	80

参考資料	81
１ 策定経過.....	81
２ 富谷市子ども・子育て会議委員名簿.....	82
３ 富谷市子ども・子育て会議条例.....	83

注：「子ども」と「子供」の表記の混在について

新聞やマスコミ等の報道においては両方の表記が使われていますが、行政機関によっても表記が異なります。文部科学省は「子供」で表記し、厚生労働省は「子ども」で表記しています。本計画の文章中、各省庁所管の法令等の表記はそのまま使用していますが、それ以外の表記は「こども」または「子ども」で統一しています。

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯と趣旨

本市は、子どもの権利条約に基づき、平成 30 年（2018 年）11 月 20 日（世界こどもの日）に「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」を行い、日本国内で最初に「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業（C F C I）実践自治体」として承認され、市全体でこどもにやさしいまちづくりを推進してきました。

この間、こどもの貧困に対する社会の認知が進み、本市でもこども食堂やフードバンクなどの支援やこどもの居場所づくりなどの取組が広がりを増してきています。一方で、新型コロナウイルス感染症の流行により、働き方や収入減少などの影響があった家庭や物価高騰の影響を受けている家庭も多く存在し、特にひとり親家庭においては依然として厳しい状況が続いています。

国においては、令和元年（2019 年）6 月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が一部改正され、同年 11 月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。改正後の法律では、子どもの権利条約の精神にのっとり、こどもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けてもこどもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、地方公共団体による取組の充実が求められています。

また、令和 5 年（2023 年）4 月には、「こども家庭庁」が創設され、同時にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

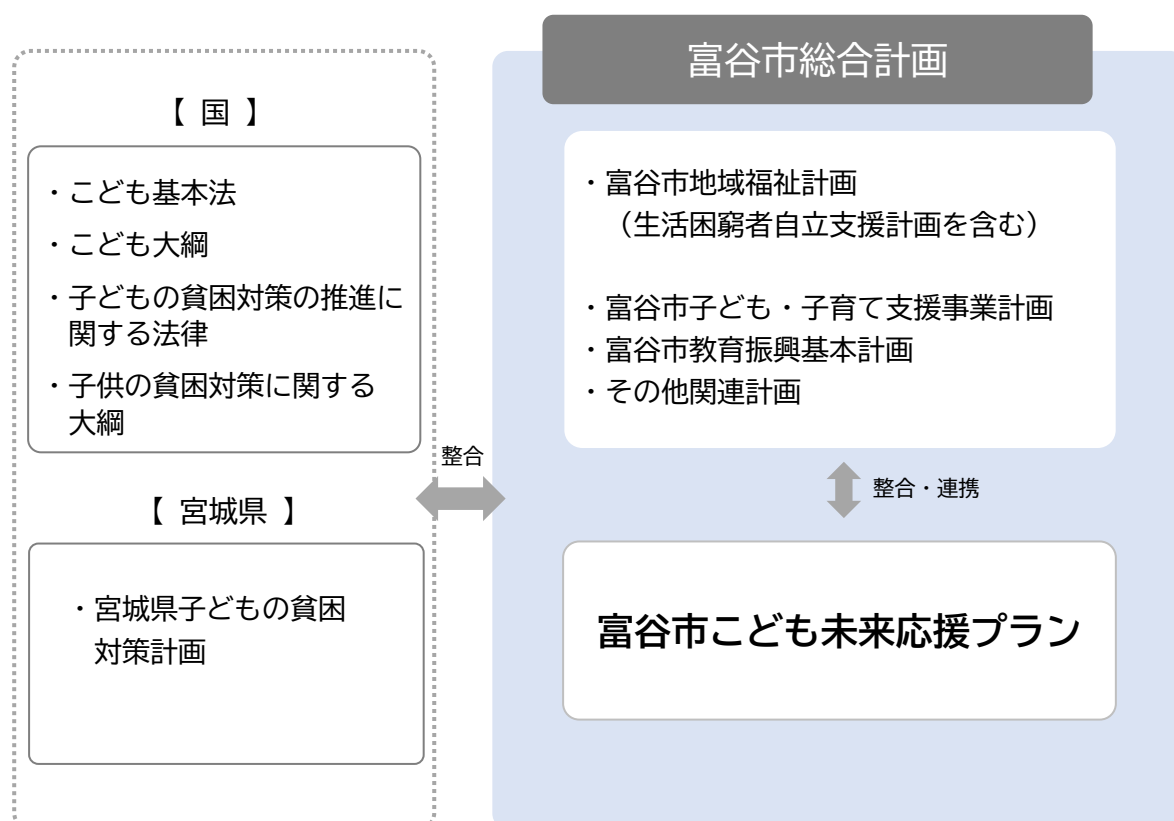
本市では、変化する社会情勢の中、こどもたちを取り巻く生活実態の変化等を把握するため、令和 4 年（2022 年）12 月に「富谷市子どもの生活実態調査」を実施しました。この実態調査では、緊急時・非常時に特に大きな影響を受けやすい生活困窮世帯のこどもの支援の重要性について改めて認識されました。

こうしたことから、本市に住むすべてのこどもが、生まれ育った環境に左右されることなく、安心して生活することができ、将来に向けて夢や希望をもって成長できる地域社会を実現するため、「富谷市こども未来応援プラン」（以下、「本計画」という。）を策定し、教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援に着眼した、本市におけるこどもの未来に向けた対策を総合的に推進するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、法律や大綱の趣旨を踏まえ、「富谷市総合計画」を上位計画として、「富谷市地域福祉計画」、「富谷市子ども・子育て支援事業計画」、「富谷市教育振興基本計画」等本市が策定する他の計画との整合性・連携を図って策定しています。

また、宮城県が策定する「宮城県子どもの貧困対策計画」との整合を図って策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年とします。今後、法律・大綱の改正や社会情勢の変化、上位関連計画の改定などを踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

4 計画の策定体制

(1) 実態調査の実施について

本市における家庭の状況やニーズの現状を把握・分析し、その結果を本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、令和4年12月16日～令和5年1月10日にかけて実態調査を実施しました。

調査対象は、市内在住の小学5年生631人、中学2年生642人、小学5年生及び中学2年生の保護者1,273人です。無記名によるアンケート方式であり、学校にて配布・回収されました。回収率はそれぞれ91.8%（小学生）、92.2%（中学生）、92.0%（保護者）となっています。

〔回答状況〕

	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
小学生用	631通	579通	91.8%	578通	91.6%
中学生用	642通	592通	92.2%	592通	92.2%
保護者用	1,273通	1,171通	92.0%	1,170通	91.9%

(2) 会議および住民意見の反映

「子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、学識経験者、こどもの保護者、地域の子育て関係者などの委員で構成される「富谷市子ども・子育て会議」を設置しました。「富谷市子ども・子育て会議」の委員からは、本計画の策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する意見聴取を行い、その結果を計画に反映しました。

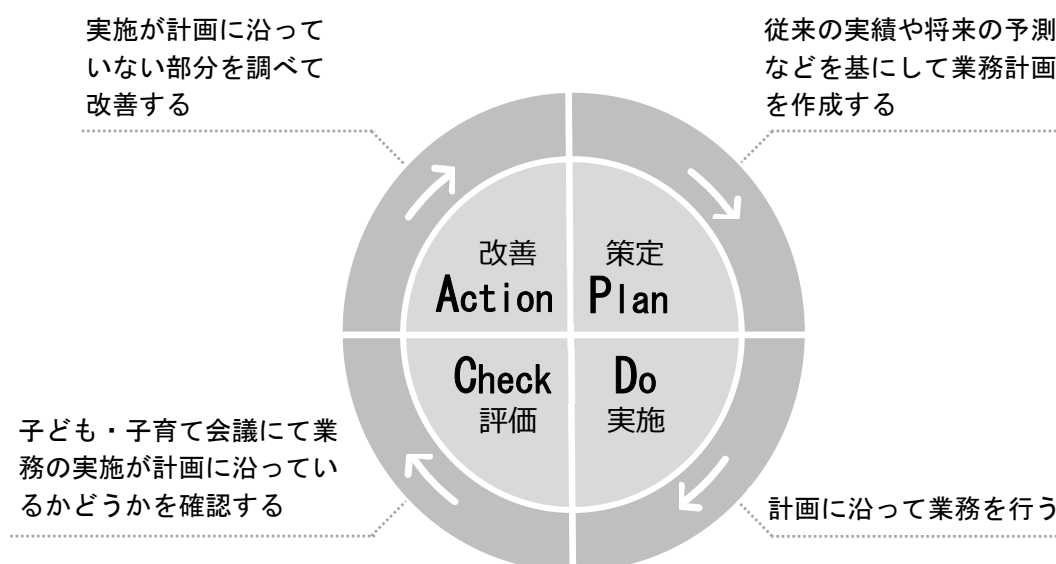
また、計画の最終段階においてパブリックコメントを実施しました。

5 計画の進行管理

本計画は、児童福祉のほか、母子保健、生活困窮者支援、学校教育、雇用などの各分野にまたがるものであり、部局横断的な取組が必要です。このため、庁内連携をより強化し、総合的に取り組んでいきます。

また、これらの取組を進める上では、各分野における関係者で構成される「富谷市子ども・子育て会議」において、施策の実施に関して意見などを聴取していくとともに、子育て支援に関わる各種専門機関やNPO法人、地域団体等との情報共有を行い、連携を図っていきます。

PDCAサイクルのイメージ



第2章

富谷市のこどもの貧困の現状

1 こどもの貧困の定義

「絶対的貧困」とは、生活する上で必要最低限の生活水準が満たされていない状態を示し、発展途上国に集中しています。その一方、日本をはじめとする先進国においては、「相対的貧困」という視点で貧困問題を捉え、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態を示しています。厚生労働省においては、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯の人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線とし、その貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を「相対的貧困率」として算出しています。

また、こどもの貧困とは「相対的貧困にある18歳未満のこどもの存在及び生活状況」のことをいいます。厚生労働省が発表した令和3年の日本の相対的貧困率は、全体で15.4%、「こども貧困率（17歳以下）」で11.5%となり、特に、「こどもがいる現役世帯」のうち大人が1人の世帯（ひとり親世帯）の相対的貧困率は44.5%と、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率8.6%に比べて非常に高い水準にあります。

【参考】こどもの貧困率の状況

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年		令和3年
							旧基準	新基準	
こどもの貧困率（%）	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
相対的貧困率（%）	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
こどもがいる現役世帯（%）	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が1人（%）	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が2人以上（%）	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
貧困線（万円）	137	130	127	125	122	122	127	124	127

資料：厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の概況」

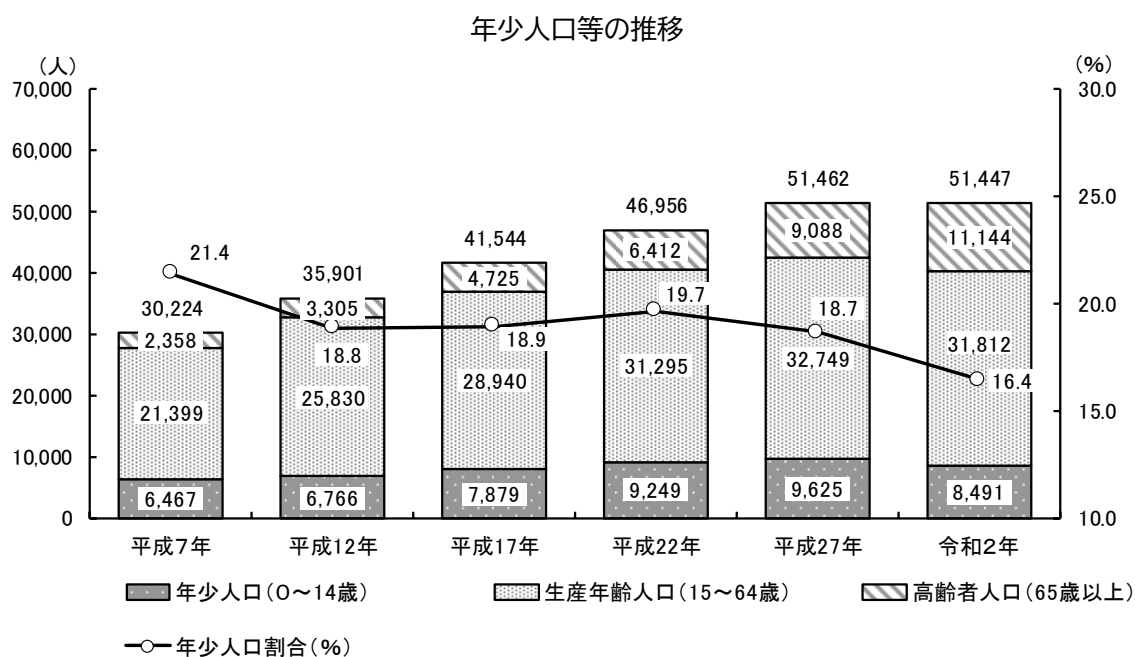
- （注1）大人とは18歳以上の者、こどもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- （注2）平成30年の「新基準」は、OECDの所得定義の新基準（従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの）

2 年少人口等の推移

(1) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

本市の人口は、年少人口と高齢者人口は増加しており、年少人口は平成7年から令和2年にかけて2,024人増加しています。

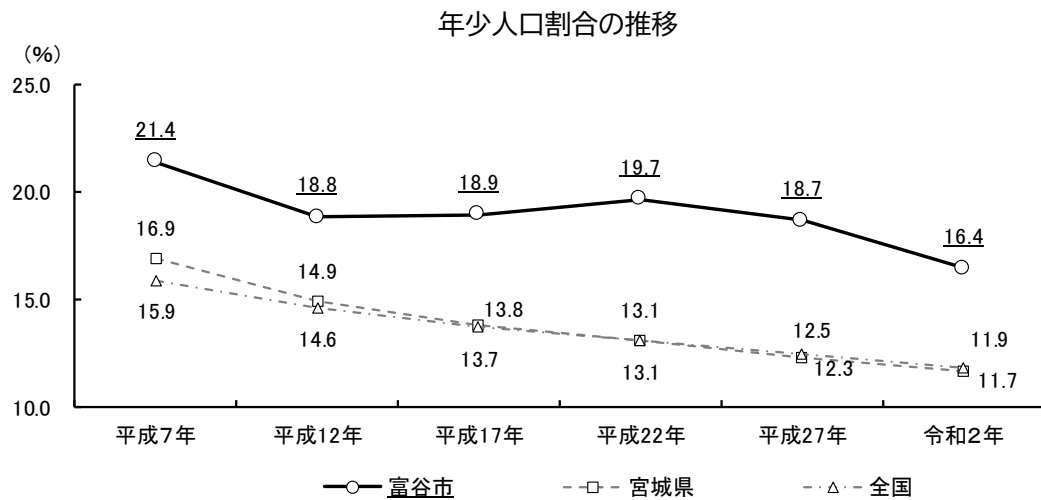
しかし、年少人口の割合をみると、平成7年から平成12年に減少して2割未満となり、また、平成22年以降減少を続けています。



出典：国勢調査（平成7～令和2年、各年10月1日現在）
 ※グラフ上部の数字は、総人口は（年齢不詳含む）を表している

(2) 年少人口割合の推移

年少人口割合を宮城県、全国と比較すると、宮城県、全国よりも高い水準で推移しているものの、令和2年では宮城県や国との差が小さくなっています。

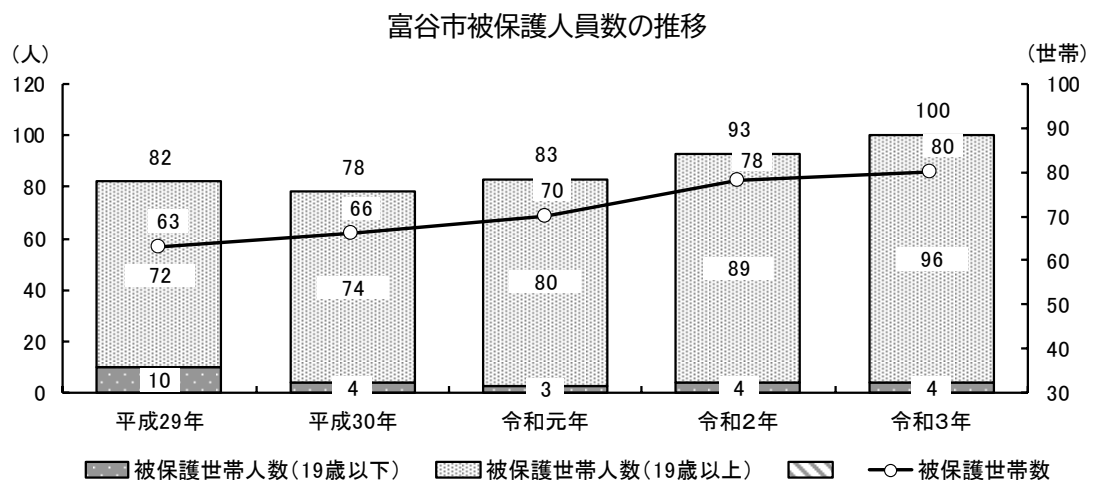


出典：国勢調査（平成7～令和2年、各年10月1日現在）

3 生活保護世帯数の推移

(1) 富谷市被保護人員数の推移

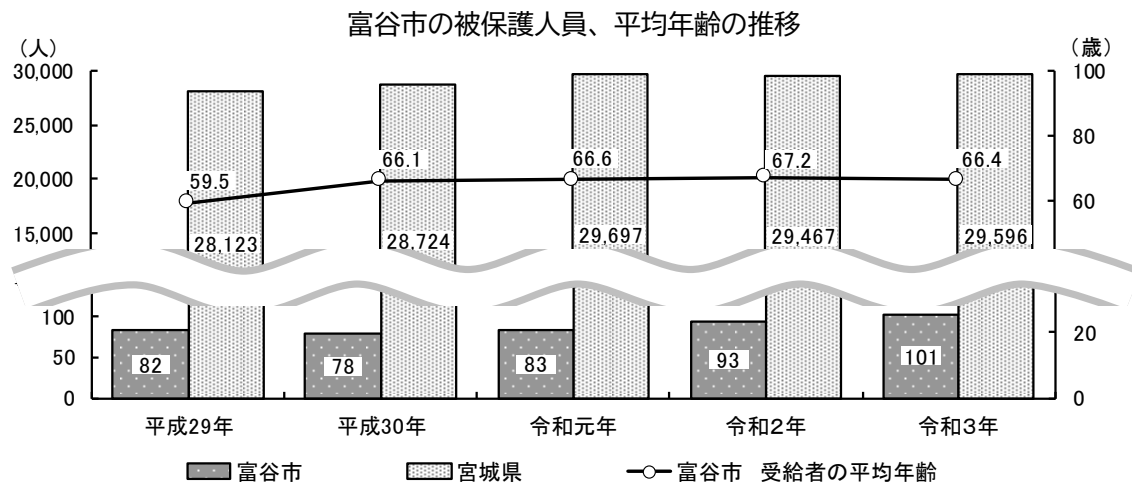
本市の生活保護世帯人数は平成30年以降、増加傾向にあり、平成30年から令和3年で22人増えています。また、生活保護世帯も増加傾向にあり、平成29年から令和3年で17世帯増加しています。



出典：被保護者調査（各年7月31日現在）

(2) 富谷市の被保護人員、平均年齢の推移

本市の被保護人員の平均年齢をみると、平成30年以降は60歳代後半となっており、ほぼ横ばいで推移しています。



出典：被保護者調査（各年7月31日現在）

富谷市被保護人員数の推移（19歳以下）

単位：％

項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
19歳以下の人数	10	4	3	4	4
前年比（倍）	—	0.4	0.8	1.3	1.0

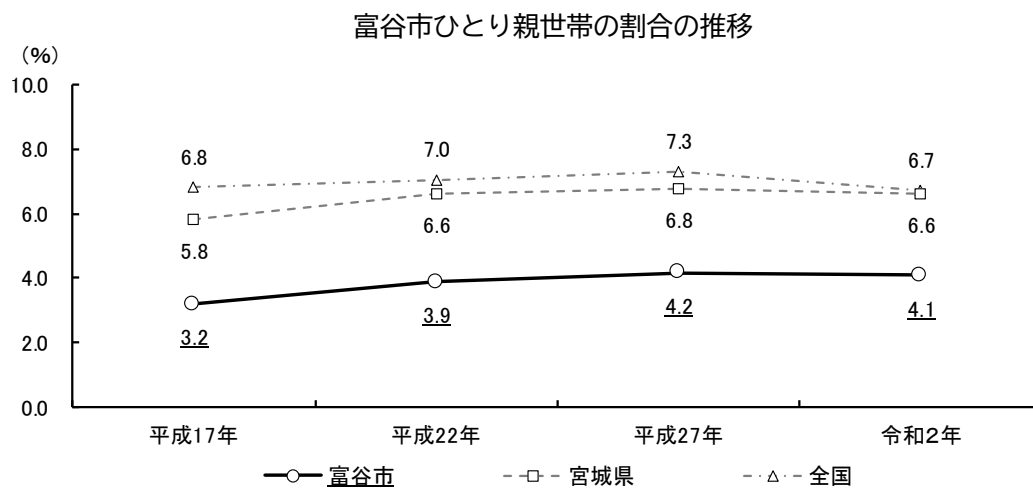
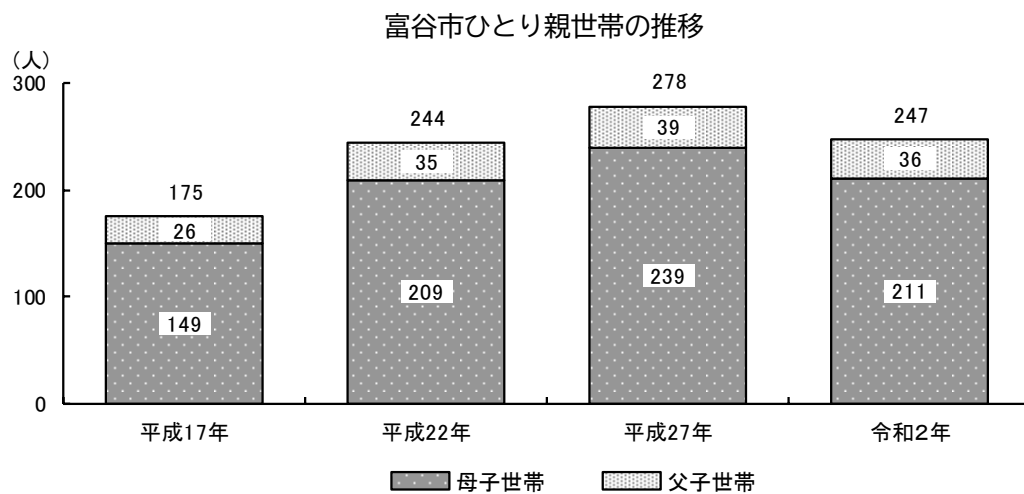
出典：被保護者調査（各年7月31日現在）

4 ひとり親世帯の状況

(1) 富谷市ひとり親世帯の推移

本市のひとり親世帯の推移をみると、平成27年までは増加傾向にありましたが、令和2年には減少しています。また、ひとり親の増減には母子家庭の世帯数が影響しており、父子家庭の世帯数には大きな増減はみられません。

また、ひとり親世帯の占める割合については、宮城県・全国よりも低い水準で推移しています。



(2) ひとり親世帯に対する各種支援

① 就業支援

本市のひとり親世帯に対する就業支援については、各制度とも0～3人程度の利用となっています。

就業支援の利用者数

単位：人

項目	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
ひとり親家庭自立支援教育訓練 給付金事業	1	0	2	0	0	0
ひとり親家庭高等職業訓練促進 給付金等事業 (高等職業訓練促進給付金)	0	3	3	1	3	2
ひとり親家庭高等職業訓練 促進給付金等事業 (高等職業訓練修了支援給付金)	0	0	2	1	1	1

出典：富谷市 子育て支援課

② 経済支援

本市のひとり親世帯に対する経済支援については、各制度の件数、貸付に大きな増減はみられず、横ばいの状態が続いています。

経済支援の利用者数

単位：人

項目	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
児童扶養手当支給（件）		294	276	289	288	290
母子・父子家庭 医療助成支払い 件数（件）	入院	29	23	12	10	13
	入院外	1,894	1,725	1,606	1,708	1,845
	合計	1,923	1,748	1,618	1,718	1,858
母子家庭等福祉対策資金 貸付（千円）	30	60	90	60	60	30

出典：富谷市 子育て支援課

5 就学援助の状況の推移

(1) 要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数および就学援助受給率の推移

本市の要保護児童生徒及び準要保護児童生徒数をみると、300人台で推移しています。また、就学援助受給率は、5%前後で推移しており、宮城県の就学援助受給率に比べ低くなっています。

要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数および就学援助受給率の推移

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
全児童生徒数 (①)	6,269 人	6,180 人	6,096 人	5,972 人	5,864 人
準要保護児童生徒数 (②)	301 人	313 人	313 人	336 人	332 人
要保護児童生徒数 (③)	10 人	6 人	2 人	1 人	2 人
合計 (④：②+③)	311 人	319 人	315 人	337 人	334 人
就学援助受給率 (④/①*100)	5.0%	5.2%	5.2%	5.6%	5.7%
宮城県就学援助受給率	10.7	10.6	10.5	10.8	—

出典：富谷市 学校教育課

6 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの状況

(1) スクールソーシャルワーカーの配置状況と支援状況

本市のスクールソーシャルワーカーの配置人数は、平成28人以降、2人の配置体制が継続されています。また、支援件数は、令和2年まで急速に増加し、平成28年から令和2年の間で12倍となっていますが、令和3年では減少しています。

スクールソーシャルワーカーの配置状況と相談件数

項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
配置人数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
支援件数	8件	27件	49件	82件	97件	67件

出典：富谷市 学校教育課

(2) スクールカウンセラーの配置状況と相談状況

① 配置状況

スクールカウンセラーは、平成29年以降、市内の学校に13人配置されており、小学校の配置学校数が8校、中学校の配置学校数が5校となっています。

スクールカウンセラーの配置状況

項目		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
配置人数		13人	13人	13人	13人	13人
配置学校数	小学校（市立）	8校	8校	8校	8校	8校
	中学校（市立）	5校	5校	5校	5校	5校

出典：富谷市 学校教育課

② 相談状況

スクールカウンセラーへの相談人数、相談件数は、令和2年から令和3年にかけて増加しており、相談人数が2,000人超、相談件数も2,000件超となっています。

スクールカウンセラーの相談状況

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
相談人数	1,486人	1,994人	1,713人	1,662人	2,048人
相談件数	1,348件	1,743件	1,562件	1,591件	2,018件

出典：富谷市 学校教育課

7 貧困率の状況

(1) 相対的・こども・現役世帯の貧困率

国民生活基礎調査での貧困率をみると、相対的貧困率は1割台で推移しており、こどもの貧困率も同様に推移しており、令和3年の調査では11.5%となっています。

また、こどものいる現役世帯の貧困率をみると、全体では1割台で推移しているものの、大人が一人の世帯では貧困率が高く、令和3年には貧困率が低くなったとはいえ、貧困率は44.5%となっています。

貧困率の状況（全国）

単位：％

項目		平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年	令和 3 年
相対的貧困率		14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4
こどもの貧困率		13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	11.5
こどもが いる 現役世帯	全体	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	10.6
	大人が一人	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	44.5
	大人が二人以上	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	8.6

出典：国民生活基礎調査

(2) 富谷市の貧困率

本市の貧困率は、「子どもの生活に関する実態調査」の結果に基づき算出するものとします。本調査では、市内在住の小学5年生及び中学2年生の保護者と子どもの本人に調査していることから、相対的貧困率と、こどもの貧困率は、同様の値を示すものとします。国と同様に、本市も大人が一人の世帯の貧困率が高く、40.0%となっています。

貧困率の状況（富谷市）

項目		貧困率
相対的貧困率		7.6%
こどもの貧困率		7.6%
こどもが いる 現役世帯	全体	7.6%
	大人が一人	40.0%
	大人が二人以上	5.9%

出典：子どもの生活に関する実態調査

8 「子どもの生活に関する実態調査」の結果より見た現状

(1) 本調査における相対的貧困世帯について

本調査における等価可処分所得の中央値の2分の1の値(187.6万円)を基準とし、基準以下の世帯年収の世帯を「相対的貧困世帯」と定義し、所得の段階に応じて3段階に区分し「中央値以上」「中央値の2分の1以上中央値未満」「中央値の2分の1未満(生活困窮層)」としています。

① 国の調査との比較

国の調査結果と比較すると、本調査における等価可処分所得の中央値の2分の1の値は国より60万円高く、対象者に占める割合は7.6%と国の11.5%に対し、低くなっています。

【国の調査との比較】

	本調査結果	国
中央値の2分の1の値	187.6万円	127万円
対象者に占める割合	7.6%	11.5%

② 中学校区別の相対的貧困世帯

中学校区別の状況をみると、中央値の2分の1未満(生活困窮層)の層の割合は最も低い成田中学校区で3.3%であるのに対し、最も高い富谷中学校区で14.2%とその差は10ポイント以上あり、学校区ごとに生活の状況が異なることが考えられます。

【中学校区別の状況】

中学校区	中央値の 2分の1未満 (生活困窮層)	中央値の 2分の1以上 中央値未満	中央値以上
富谷中学校区	14.2%	61.9%	23.9%
富谷第二中学校区	6.6%	44.7%	48.6%
東向陽台中学校区	7.2%	33.5%	59.4%
日吉台中学校区	10.2%	52.1%	37.7%
成田中学校区	3.3%	37.3%	59.3%

※本調査結果の187.6万円を基準に算出

※以下、アンケート結果の所得区分における「中央値の2分の1未満(生活困窮層)」に該当する回答者を、便宜的に「生活困窮層」と設定しています。

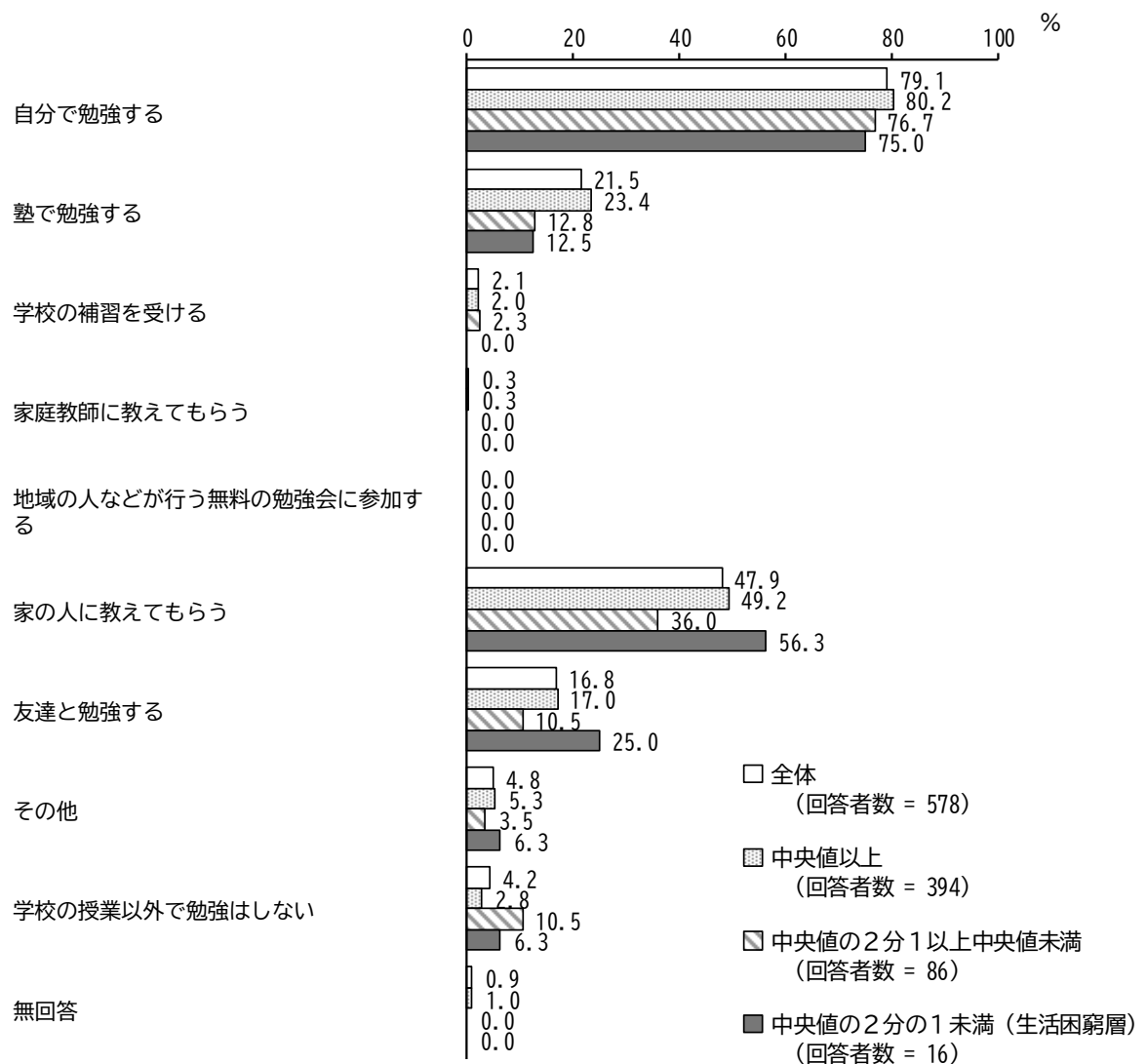
(2) 調査結果

① 教育の支援

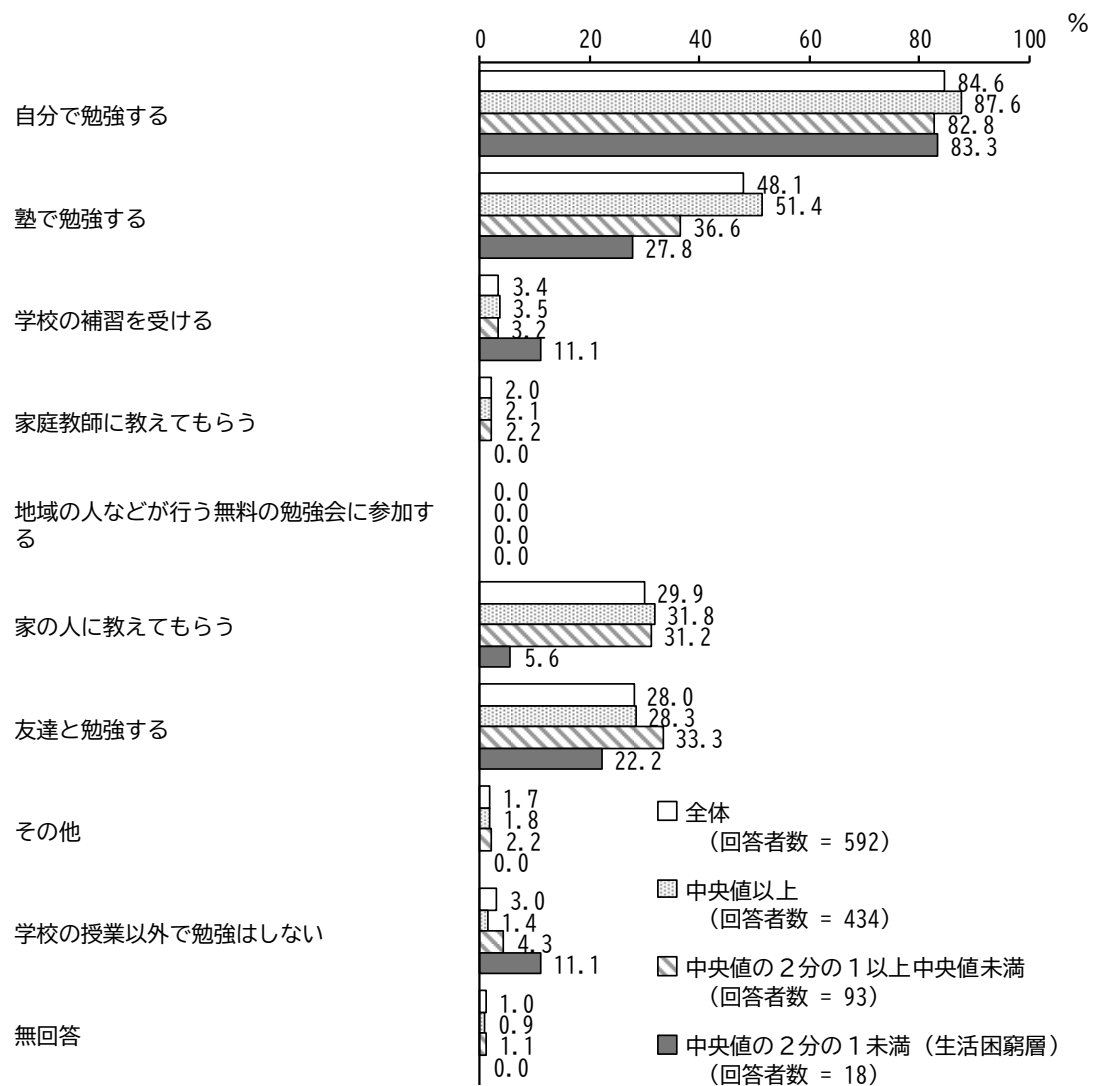
〔小学生・中学生本人からの回答より〕

学校の授業以外での勉強について、「塾で勉強する」の割合が生活困窮層の小学生で12.5%（全体平均21.5%）、生活困窮層の中学生で27.8%（全体平均48.1%）となっており、いずれも全体平均からは大きく離れた割合となっています。また、生活困窮層の中学生の場合は、学校の授業以外に休日どの程度勉強しているかについて「まったくしない」の割合が16.7%となっており、全体平均の10.5%よりも高い値となっています。

Q ふだん学校の授業以外でどのように勉強をしているか（小学生、問2 中学生、問2）
【小学生】



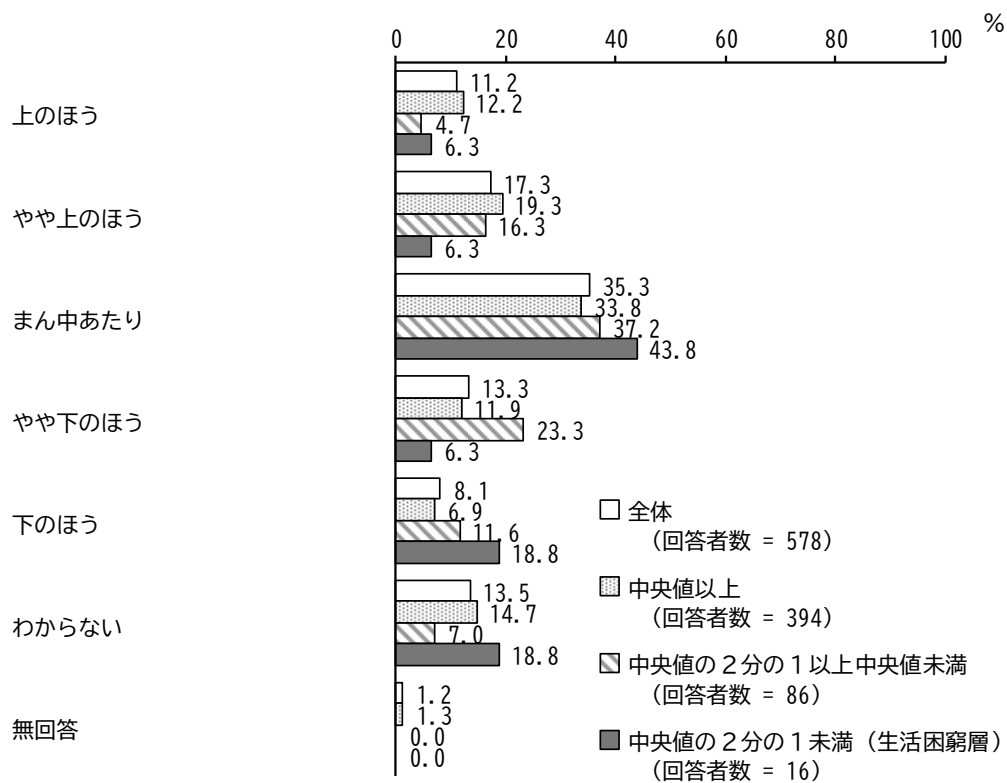
【中学生】



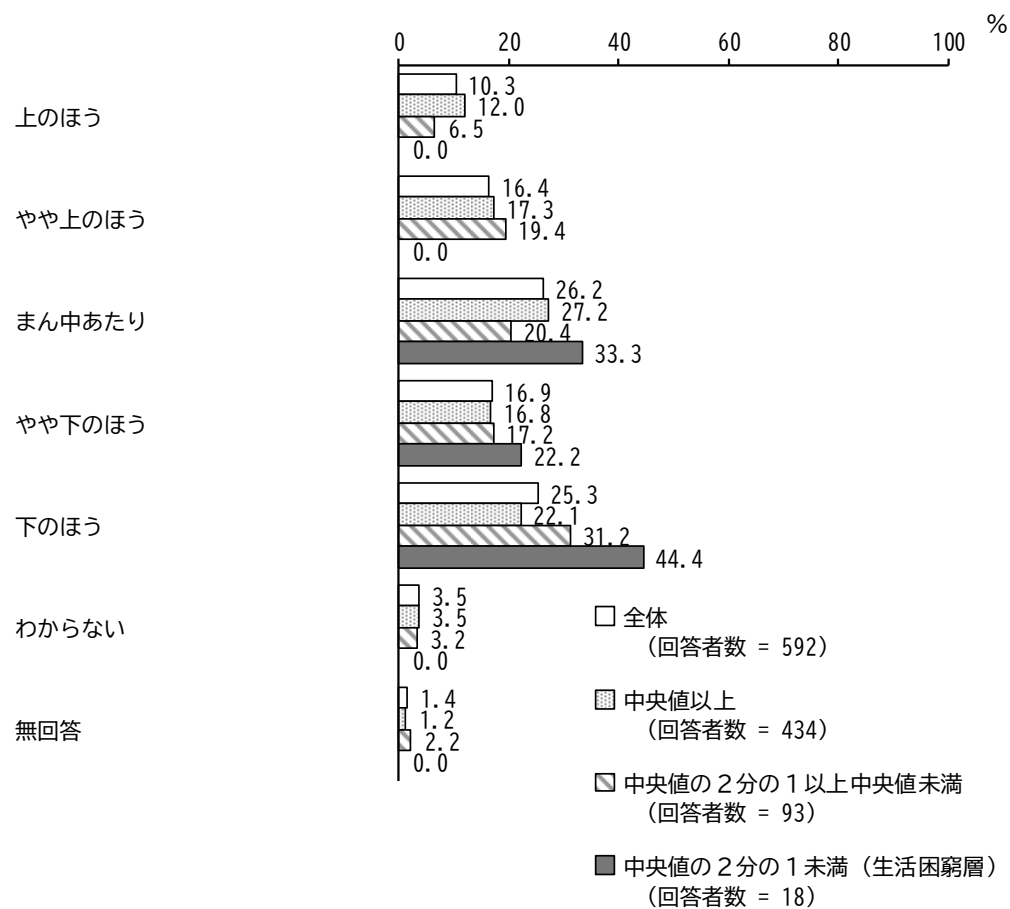
学校での勉強について、勉強の理解度（学校の授業がわからないことがありますか）への回答には所得別の大きな差はみられなかったものの、クラスでの成績については生活困窮層の小学生・中学生いずれにおいても「下のほう」と答えた方が全体平均よりも多くなっています。小学生の全体平均8.1%に対して生活困窮層の小学生では18.8%、中学生の全体平均25.3%に対して生活困窮層の中学生では44.4%となっています。

Q 成績はクラスの中でどのくらいか（小学生、問4 中学生、問4）

【小学生】



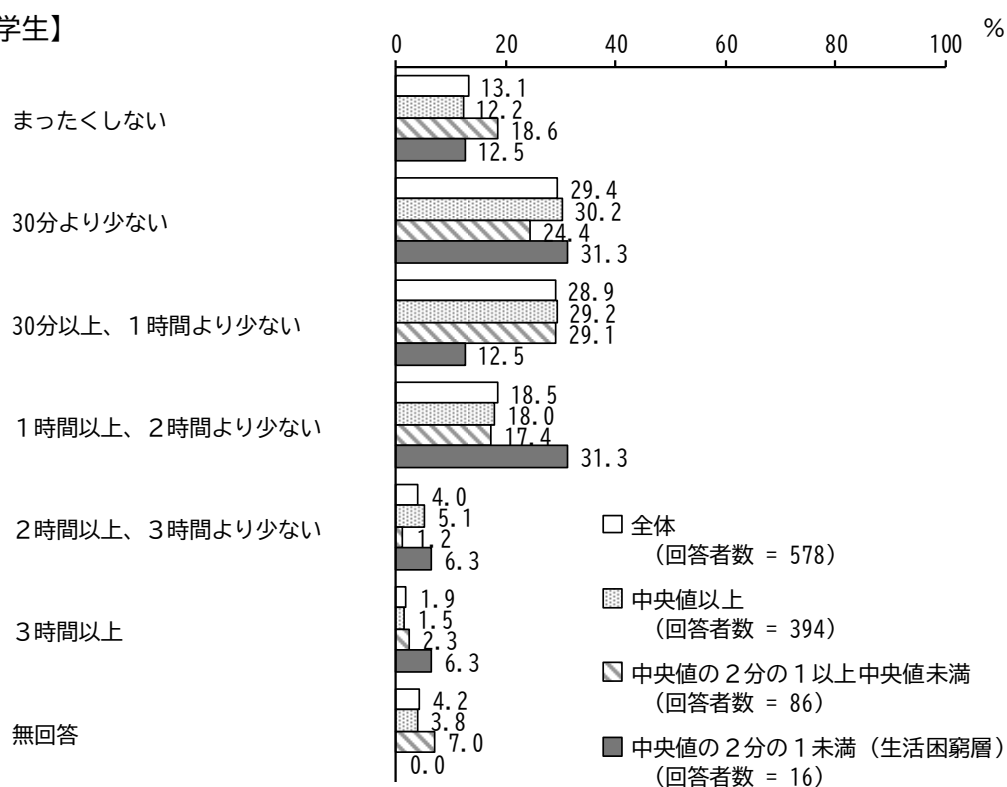
【中学生】



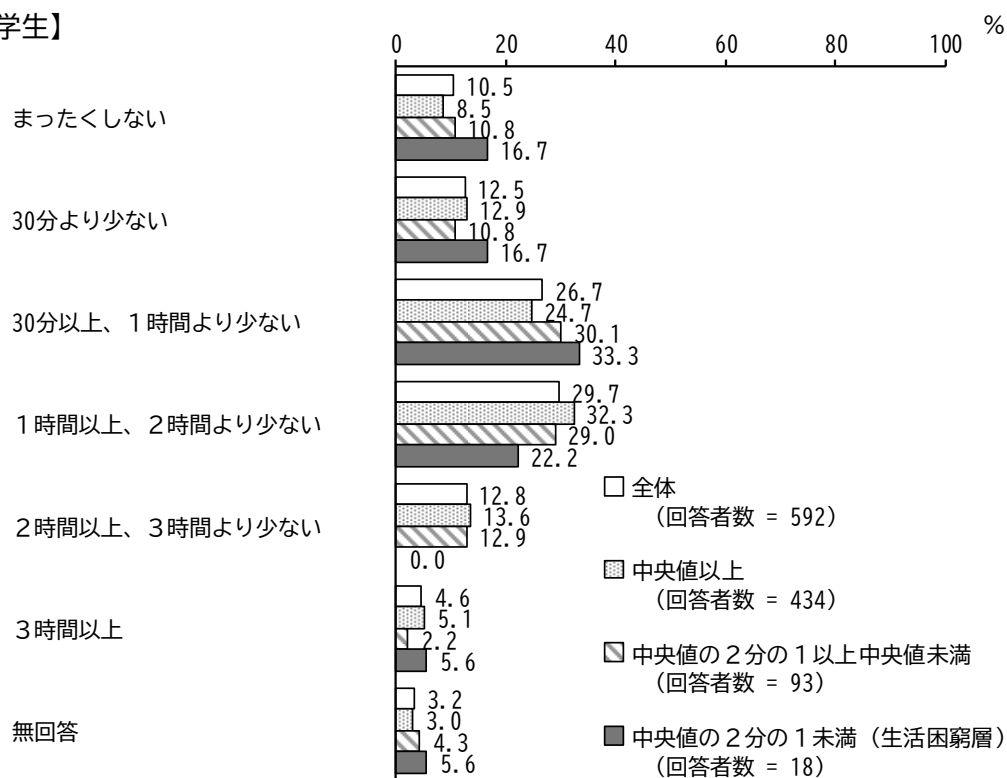
学校がない日（土・日曜日・祝日）の学習時間について、生活困窮層の中学生で「まったくしない」「30分以上、1時間より少ない」の割合が、全体平均よりも高くなっています。

Q ふだん学校の授業以外に1日あたり平均してどれくらいの時間勉強するか
（学校がない日）（小学生、問3 中学生、問3）

【小学生】



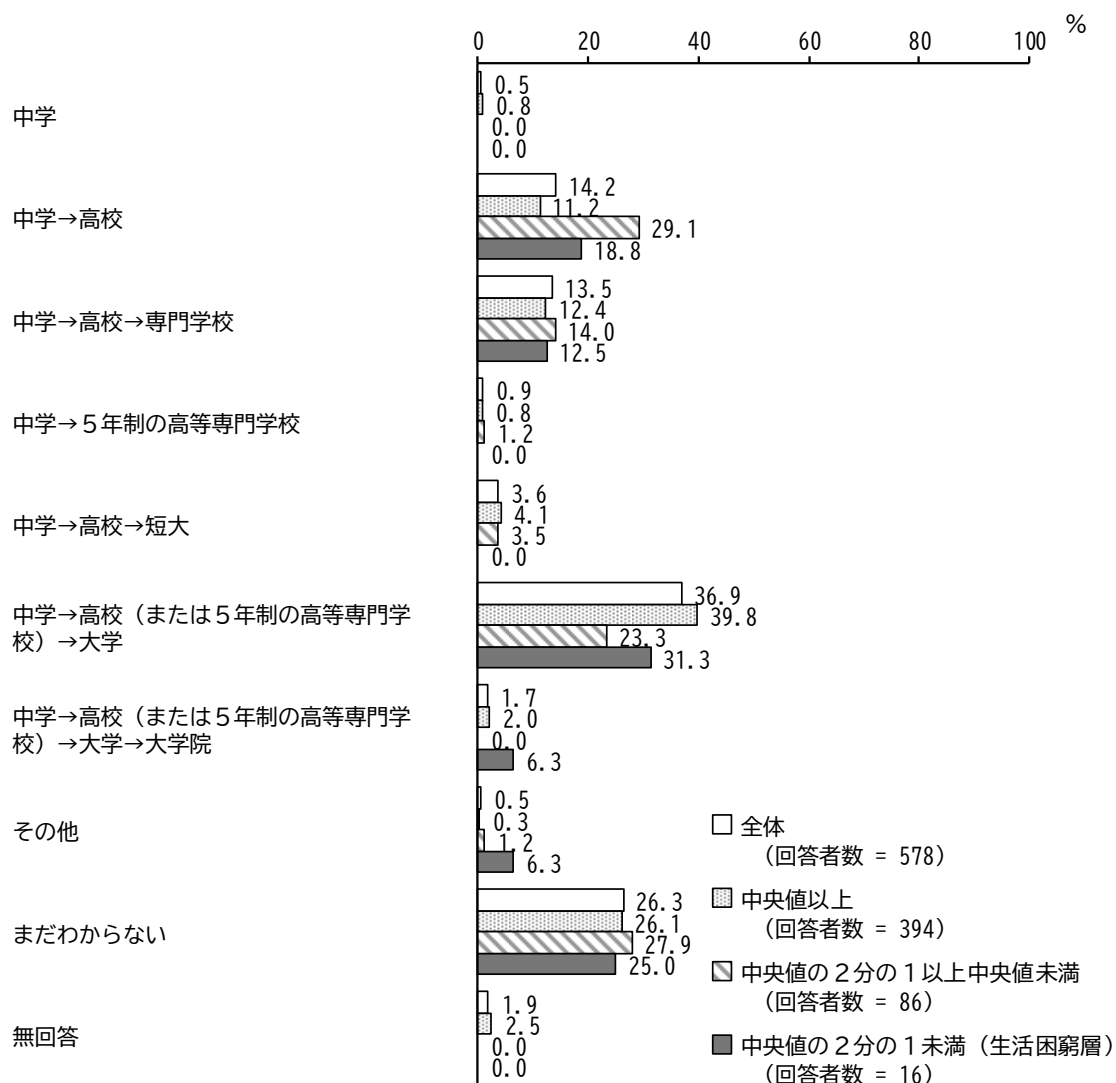
【中学生】



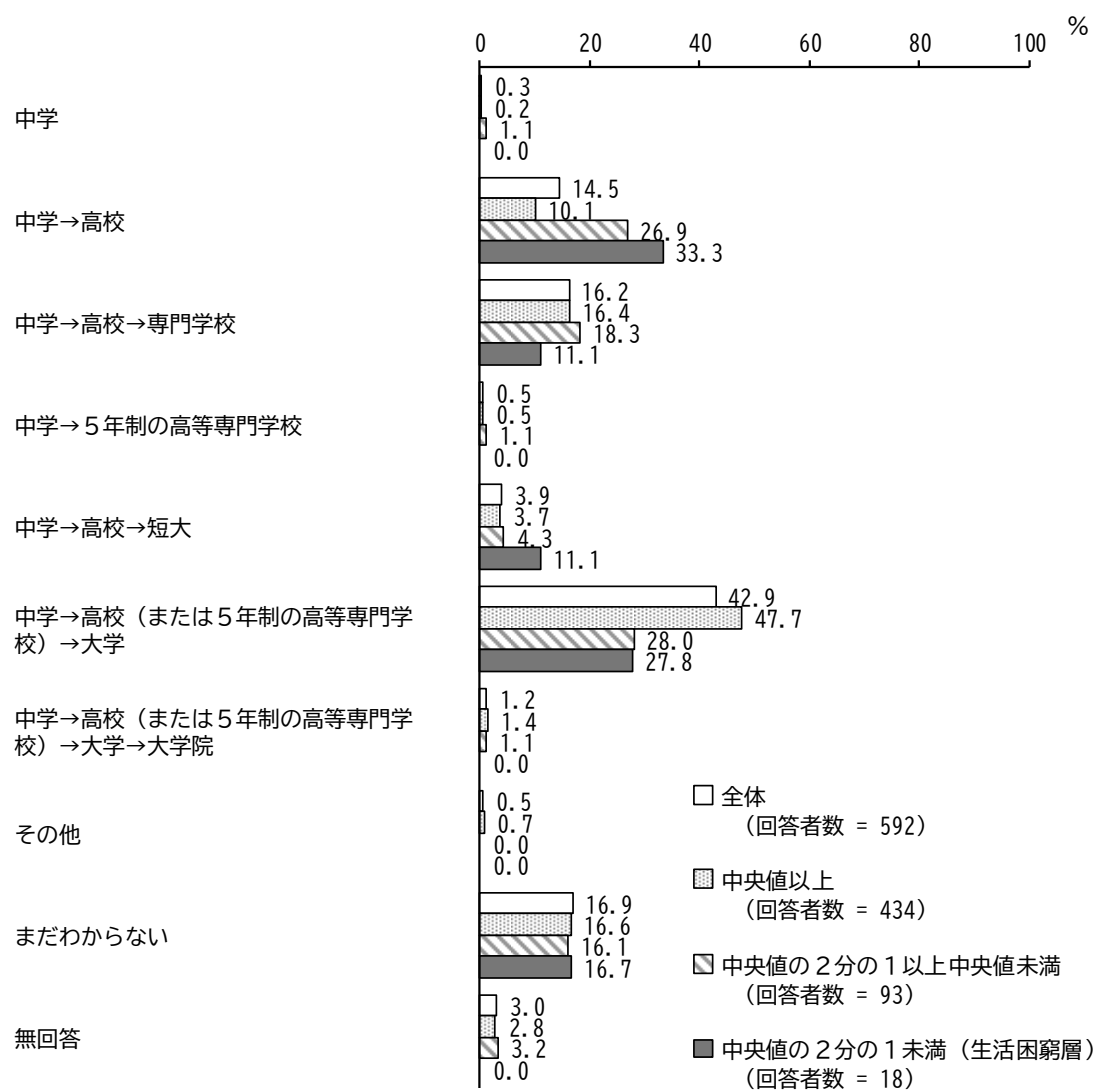
希望する進学先について、生活困窮層の小学生・中学生いずれにおいても「中学→高校」（大学・専門学校への進学は希望しない）の割合が、全体平均よりも高くなっています。小学生の全体平均14.2%に対して生活困窮層の小学生では18.8%、中学生の全体平均14.5%に対して生活困窮層の中学生では33.3%となっています。

Q 将来、どの学校に進学したいか（小学生、問7 中学生、問7）

【小学生】



【中学生】

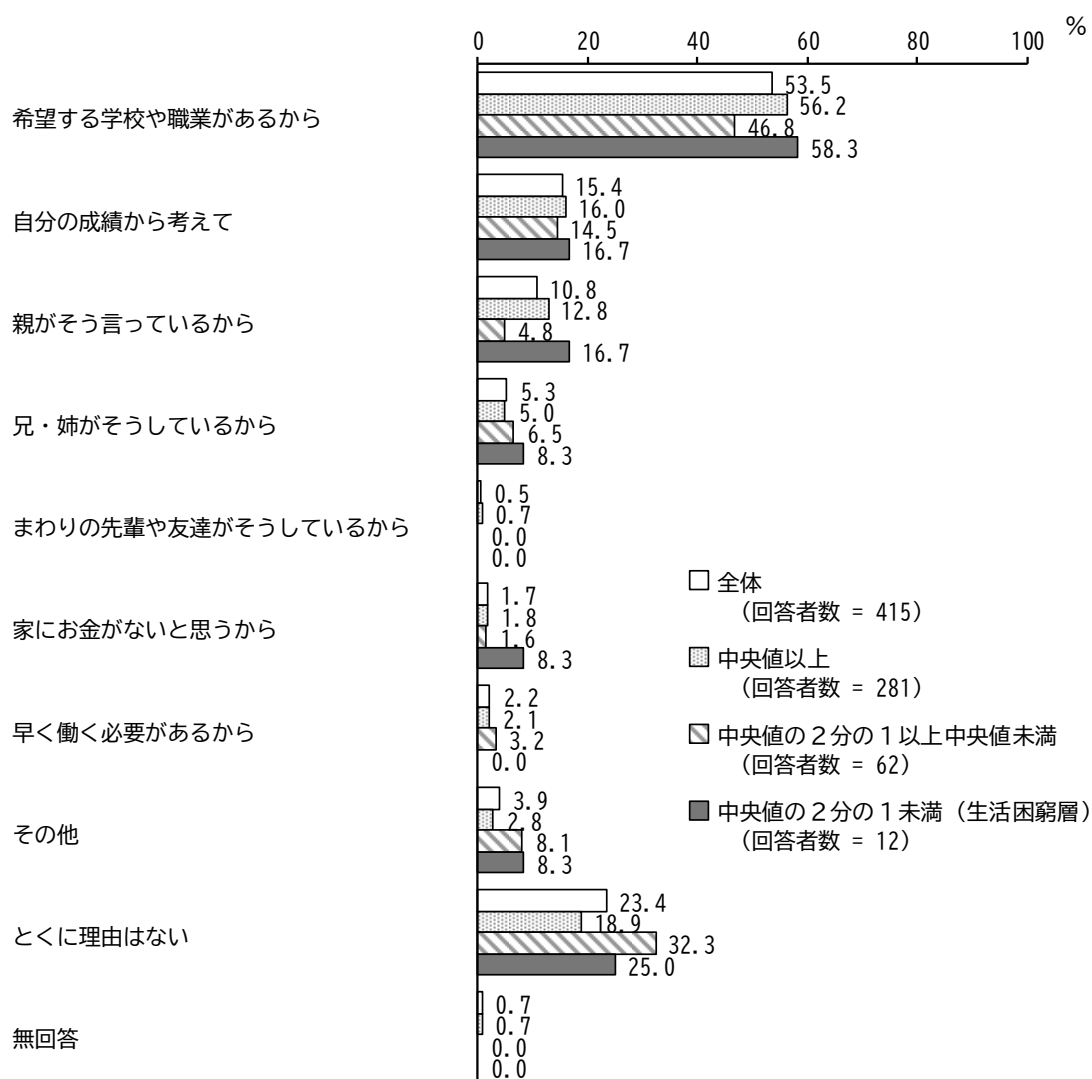


希望する進学先を選択した理由について、小学生・中学生いずれの層においても「希望する学校や職業があるから」が最も高い割合となっています。しかし、生活困窮層の中学生では40.0%と全体平均に比べてその割合が低くなっています。

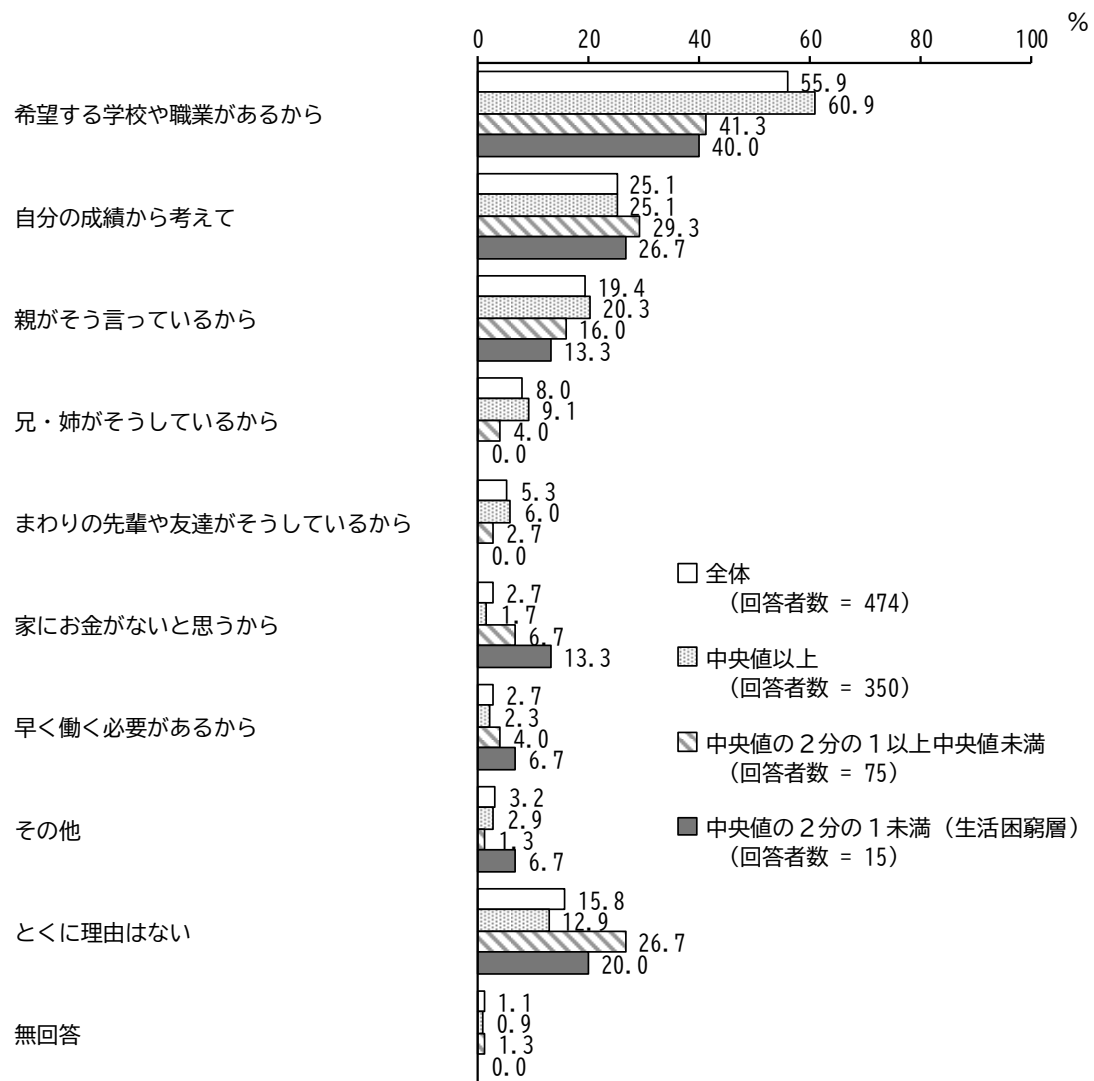
また、生活貧困層の小学生では、「自分の成績から考えて」「親がそう言っているから」に続き、「家にお金がないと思うから」については8.3%、生活貧困層の中学生では「自分の成績から考えて」に続き、「親がそう言っているから」「家にお金がないと思うから」については13.3%と、いずれにおいても全体平均を上回る割合となっています（小学生の全体平均1.7%、中学生の全体平均2.7%）。

Q 将来、どの学校に進学したいかの理由（小学生、問8 中学生、問8）

【小学生】



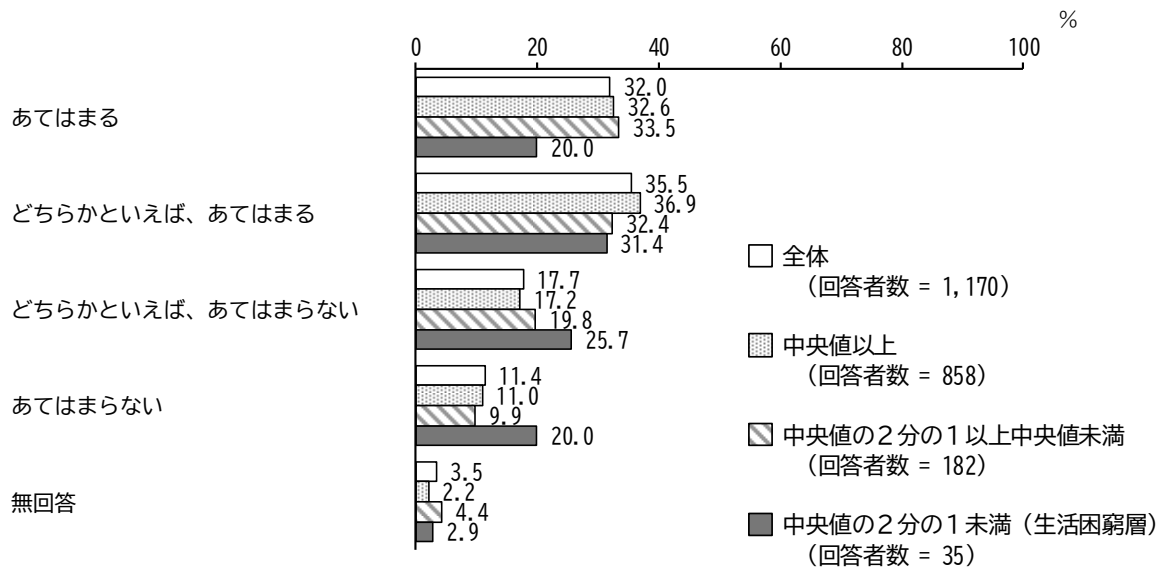
【中学生】



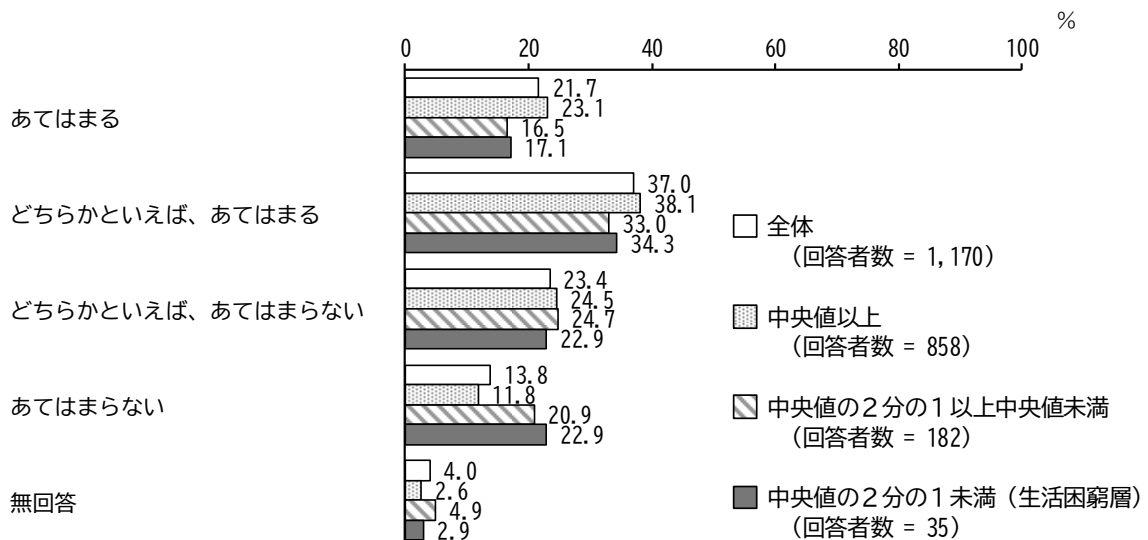
〔保護者からの回答より〕

テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めているかについて、生活困窮層では、「どちらかといえばあてはまらない」の31.4%が一番多く、次いで「どちらかといえばあてはまる」が25.7%、3番目に多いのが「あてはまらない」が20.0%がと回答しています。「あてはまらない」について生活困窮層は全体平均の11.4%よりも高い割合となっています。その他、お子さんに本や新聞を読むように勧めているかについて、及びお子さんから勉強や成績のことについて話をしてくれるかについても同様に、生活困窮層の「あてはまらない」の割合は全体平均よりも高くなっています。

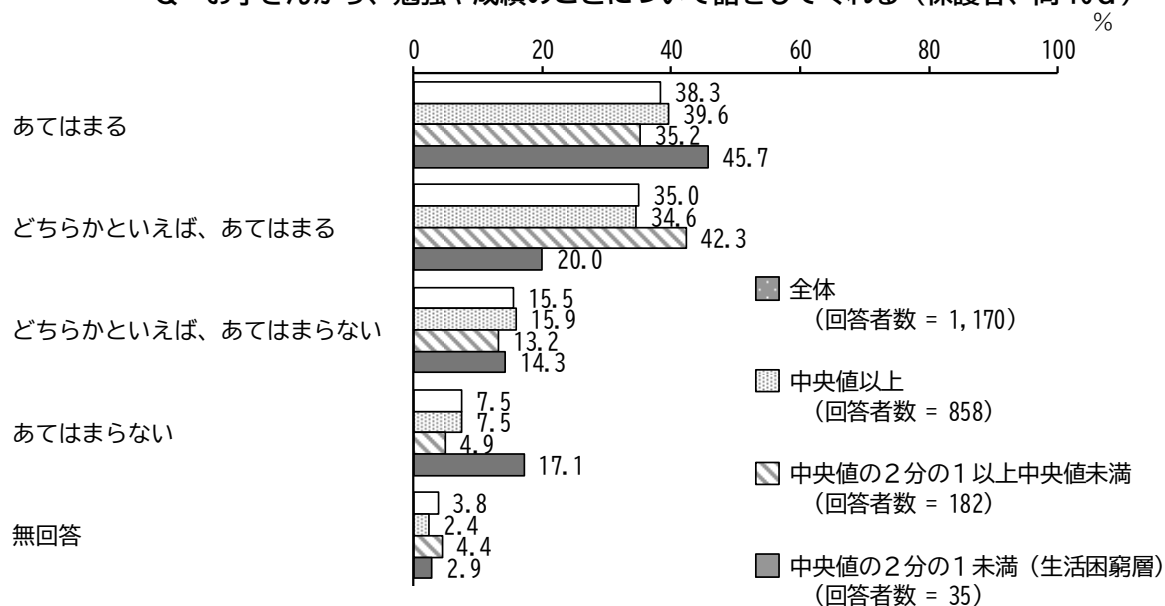
Q テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている（保護者、問 16 a）



Q お子さんに本や新聞を読むように勧めている（保護者、問 16 b）

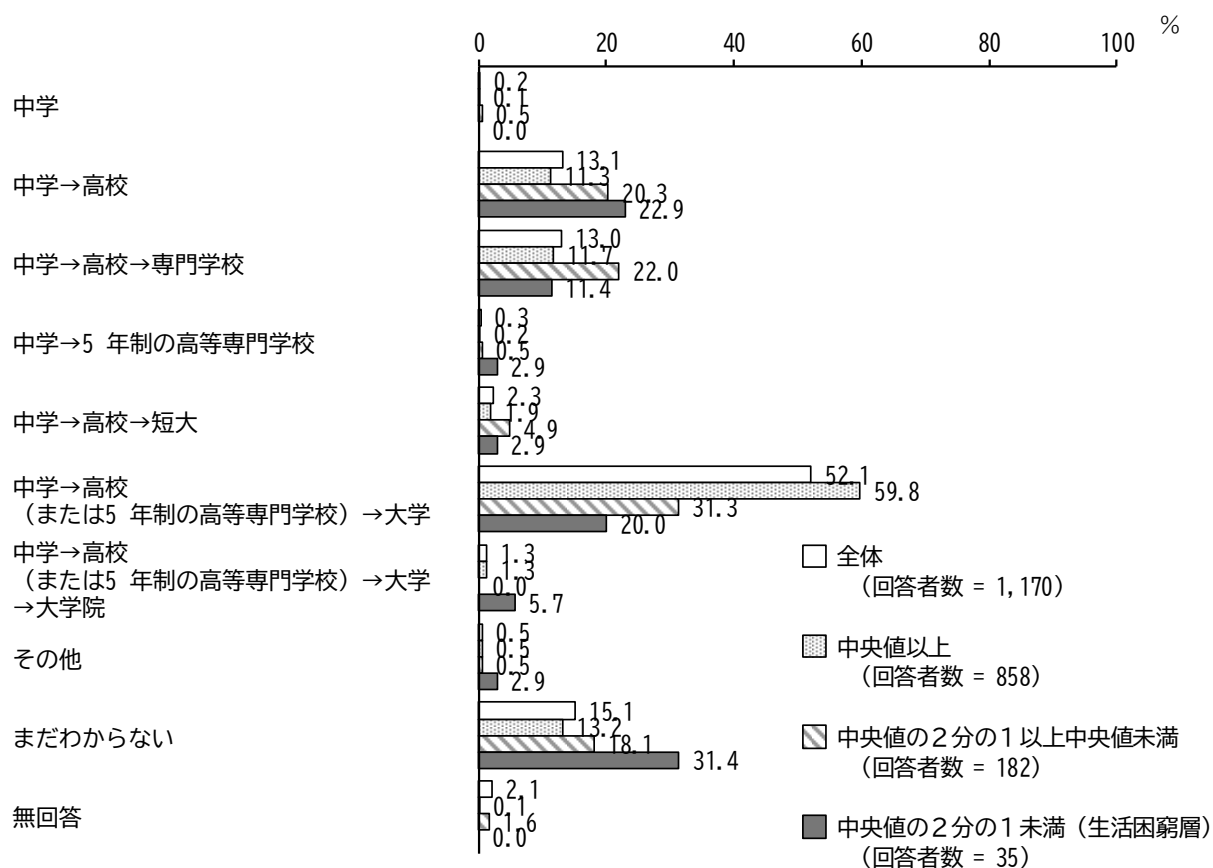


Q お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる（保護者、問16d）



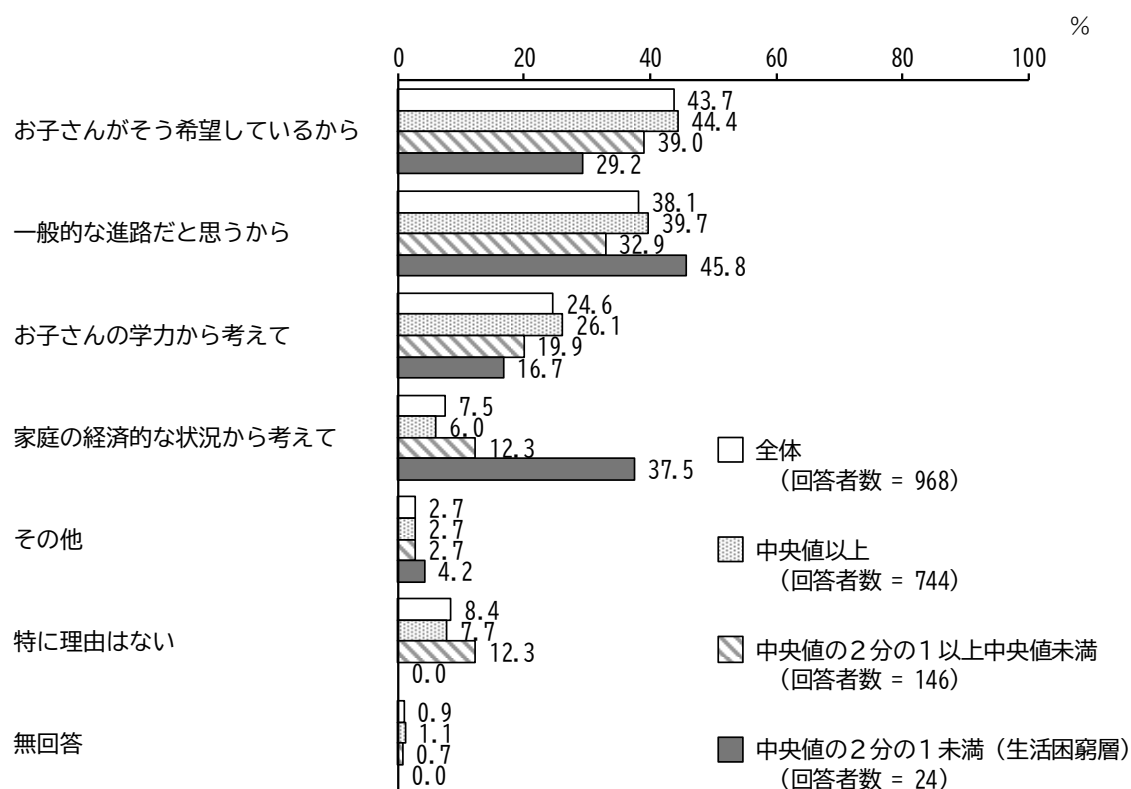
お子さんの現実的な進学先について、全体平均では大学までの進学を思っているという回答が52.1%を占めていますが、「中学→高校」（大学・専門学校への進学は希望しない）の割合は生活困窮層ほど高く（全体平均が13.1%に対して生活困窮層で22.9%）、「中学→高校（または5年生の専門学校）→大学」の割合は高所得者ほど高くなっています。

Q 現実的に見てどの学校に進学すると思うか（保護者、問18）



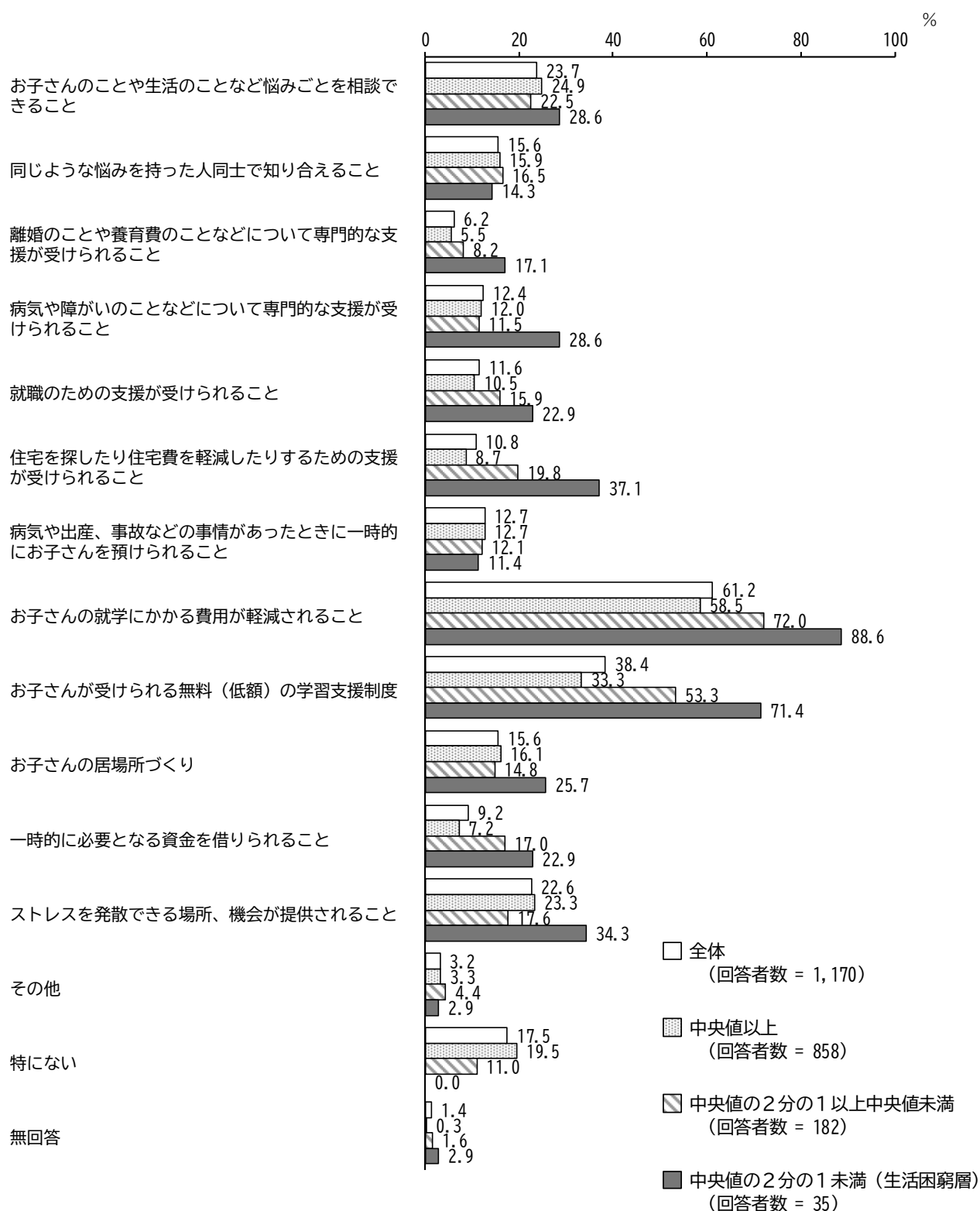
お子さんの現実的な進学先を選択した理由について、全体平均では「お子さんがそう希望しているから」が43.7%と一番多い結果でした。所得が高くなるにつれ「お子さんがそう希望しているから」「お子さんの学力から考えて」の割合が高いのですが、生活困窮層では、「一般的な進路だと思うから」に次いで「家庭の経済的な状況から考えて」の割合が37.5%となっており、「お子さんがそう希望しているから」が29.2%と全体の回答より14.5ポイント低く回答しています。

Q 現実的に見てどの学校に進学すると思うかの理由（保護者、問 19）



現在必要としていることで重要だと思う支援について、「お子さんの就学に係る費用が軽減されること」と回答した割合は所得に関わらず一番多く、全体平均が61.2%で生活困窮層の割合が88.6%となっています。次いで「お子さんが受けられる無料（低額）の学習支援制度」との回答が多くみられます。

Q 現在必要としていることで、重要だと思う支援等（保護者、問 33）



② 切れ目のない生活の安定に資する支援

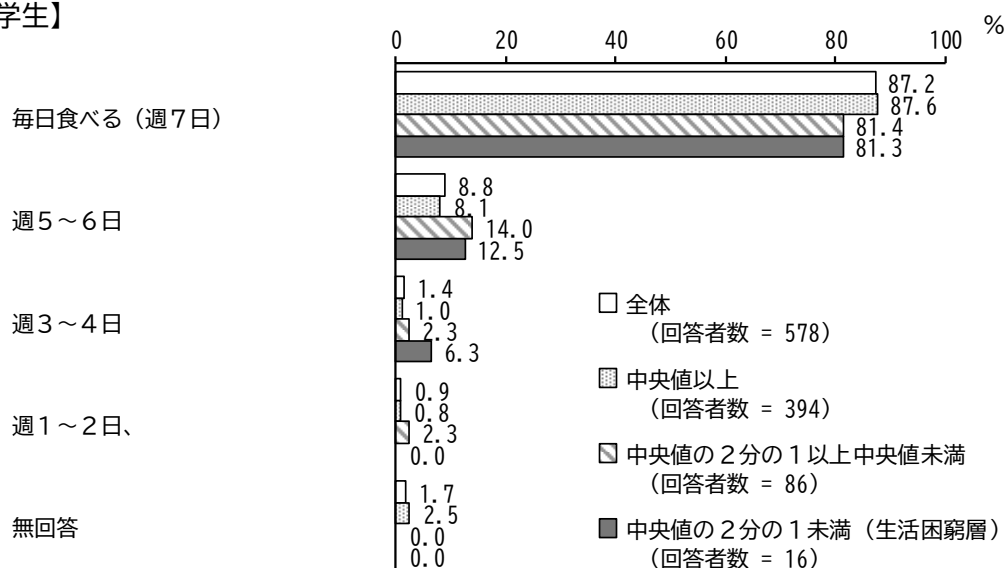
〔小学生・中学生本人からの回答より〕

小学生における朝食の回数（１週間あたり）について、８割以上が毎日食べていると回答していますが、生活困窮層ほど朝食を食べない日数が多くなる傾向にあります。中学生については、全体平均では80.6%が毎日食べると回答しているのに対し、生活貧困層は50.0%と欠食している状況が見られます。同様の傾向は、夏休みや冬休みなどの期間の昼食の回数（１週間あたり）にもみられます。

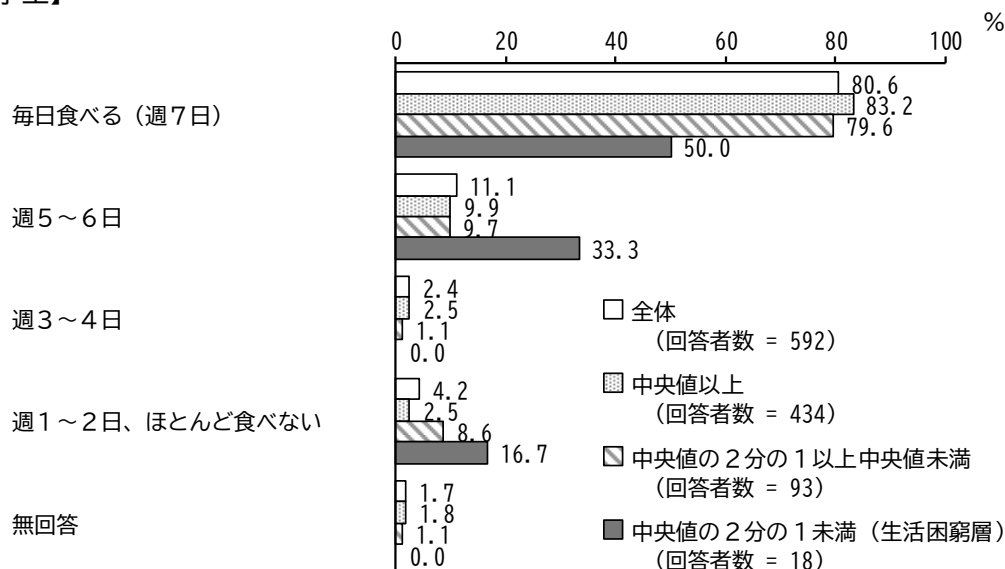
また、夏休みの間（日中）で過ごした場所について、生活困窮層ほど自分の家で過ごす割合が高くなる傾向にあります。

Q 週にどのくらい、食事をしているか（朝食）（小学生、問13a 中学生、問13a）

【小学生】

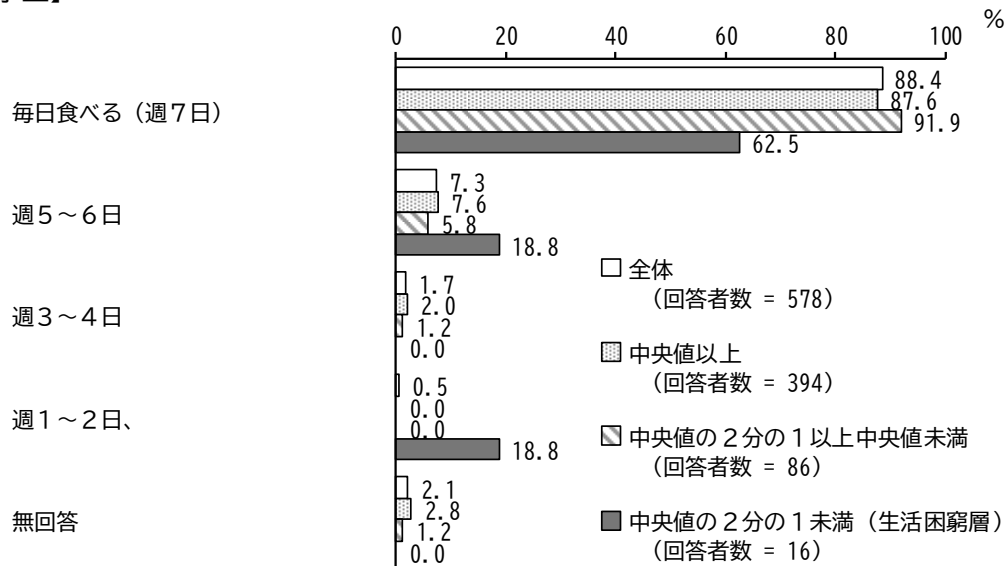


【中学生】

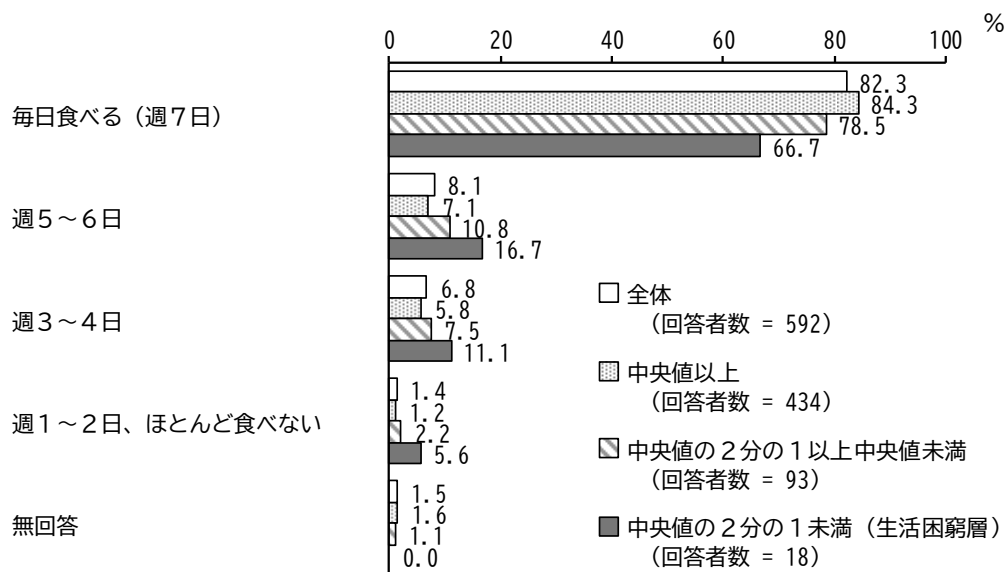


Q 週にどのくらい、食事をしているか（夏休みや冬休みなどの期間の昼食）
（小学生、問 13c 中学生、問 13c）

【小学生】



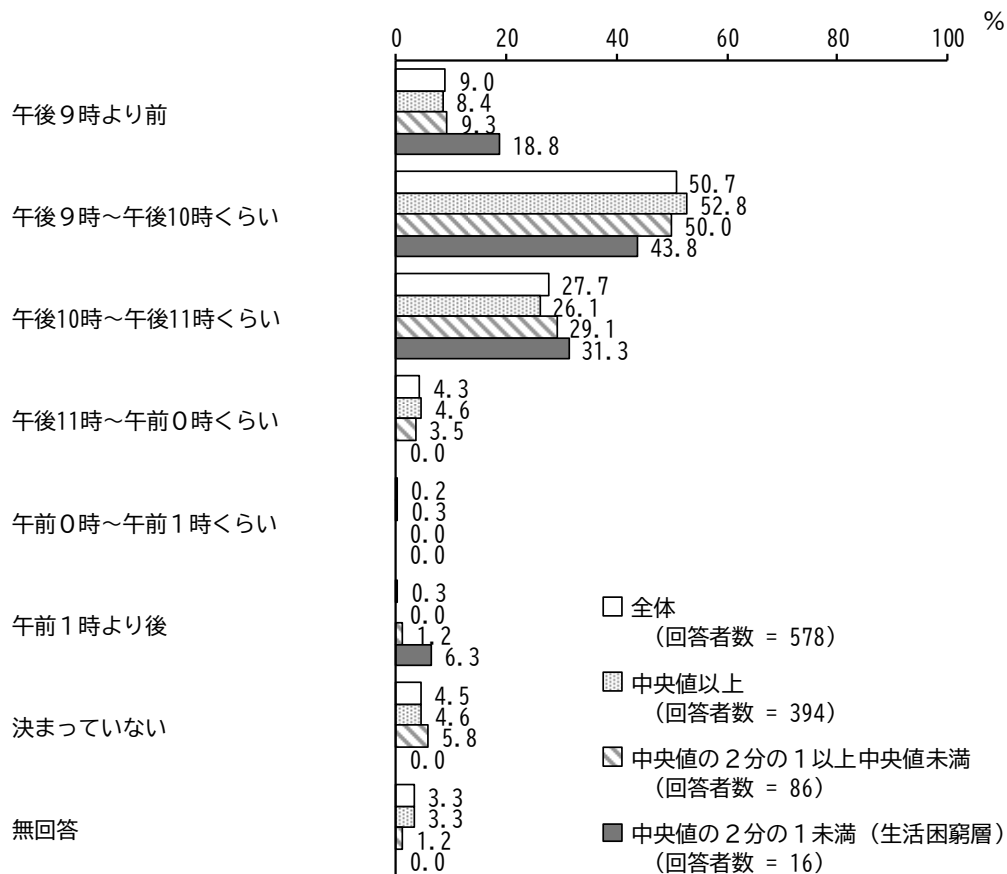
【中学生】



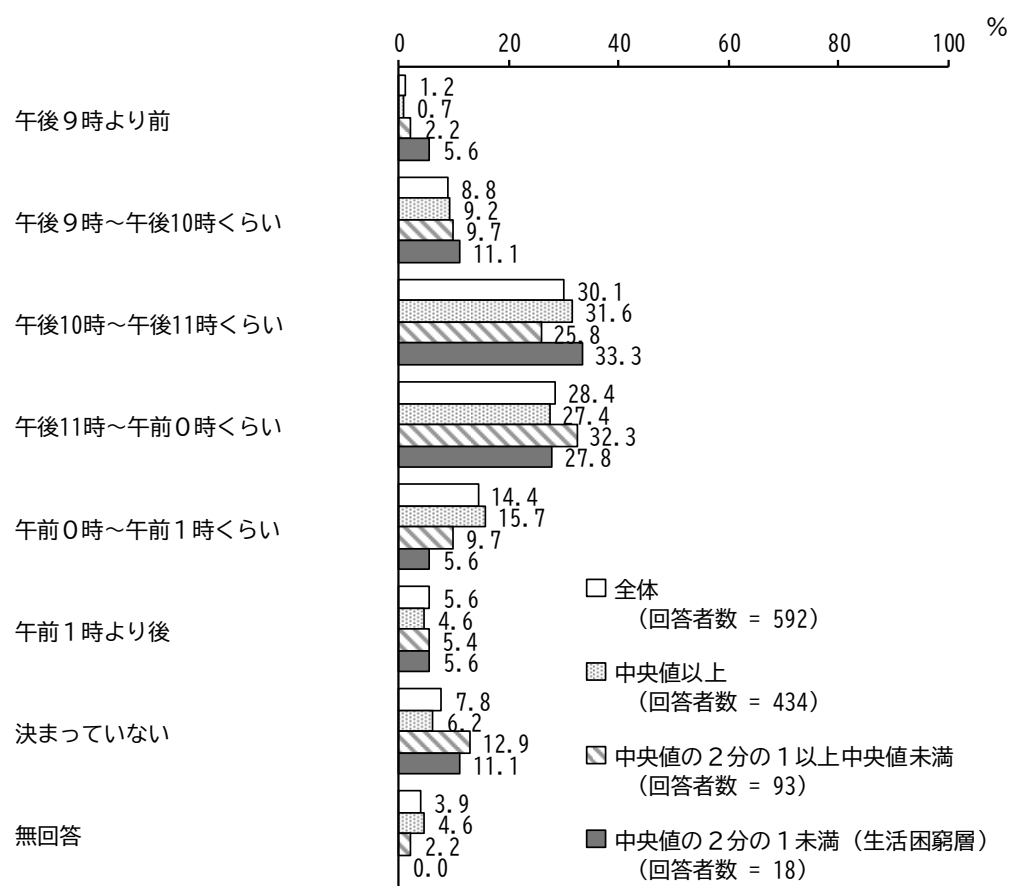
就寝時間・起床時間についてみると、小学生では全体平均で50.7%が「午後9時～午後10時くらい」に就寝し、全体平均で64.0%が「午前6時～午前7時くらい」に起床しており、所得による差はほとんどみられません。中学生では全体平均で30.1%が「午後10時～午後11時くらい」に就寝し、全体平均で58.8%が「午前6時～午前7時くらい」に起床しています。生活困窮層については、小学生・中学生いずれにおいても、就寝時間が「午後9時より前」と回答した方が全体平均に比べて多くなっています（小学生18.8%、中学生5.6%）。

Q ふだん(月曜日～金曜日)、何時に寝ているか（小学生、問15 中学生、問15）

【小学生】

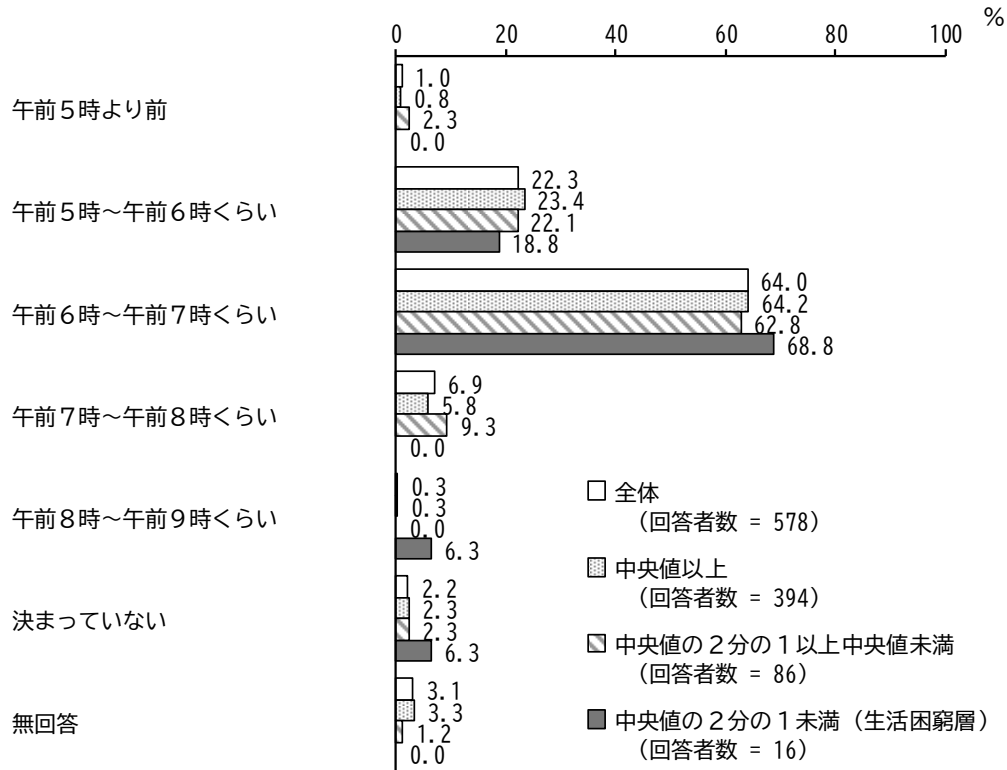


【中学生】

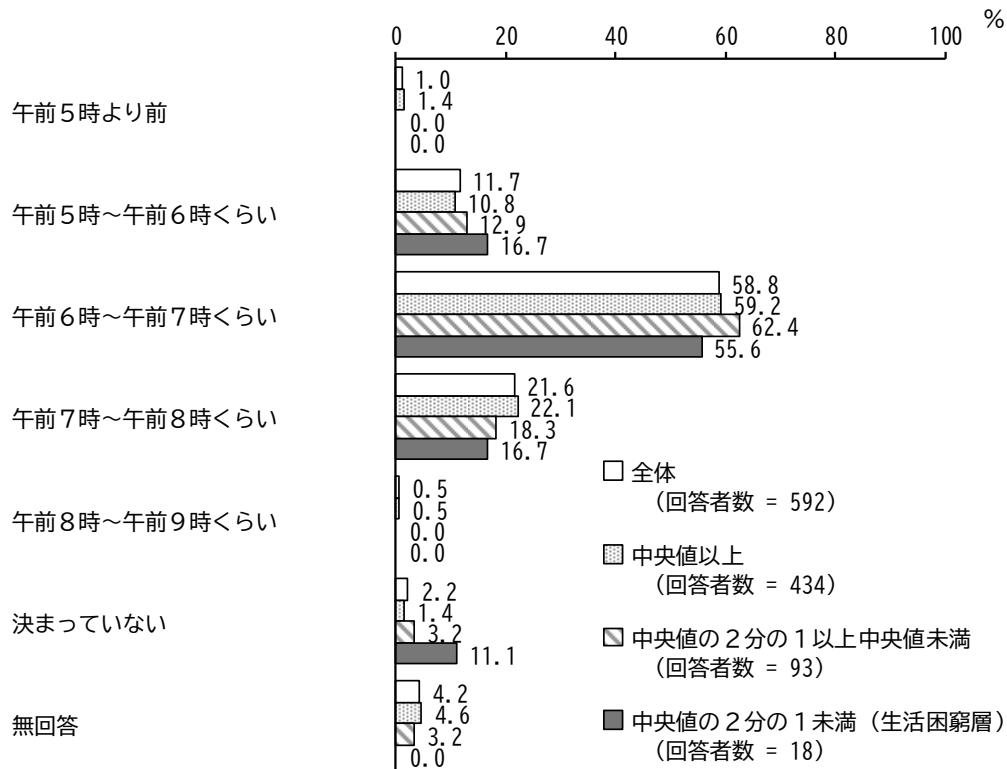


Q ふだん(月曜日～金曜日)、何時に起きているか (小学生、問 16 中学生、問 16)

【小学生】



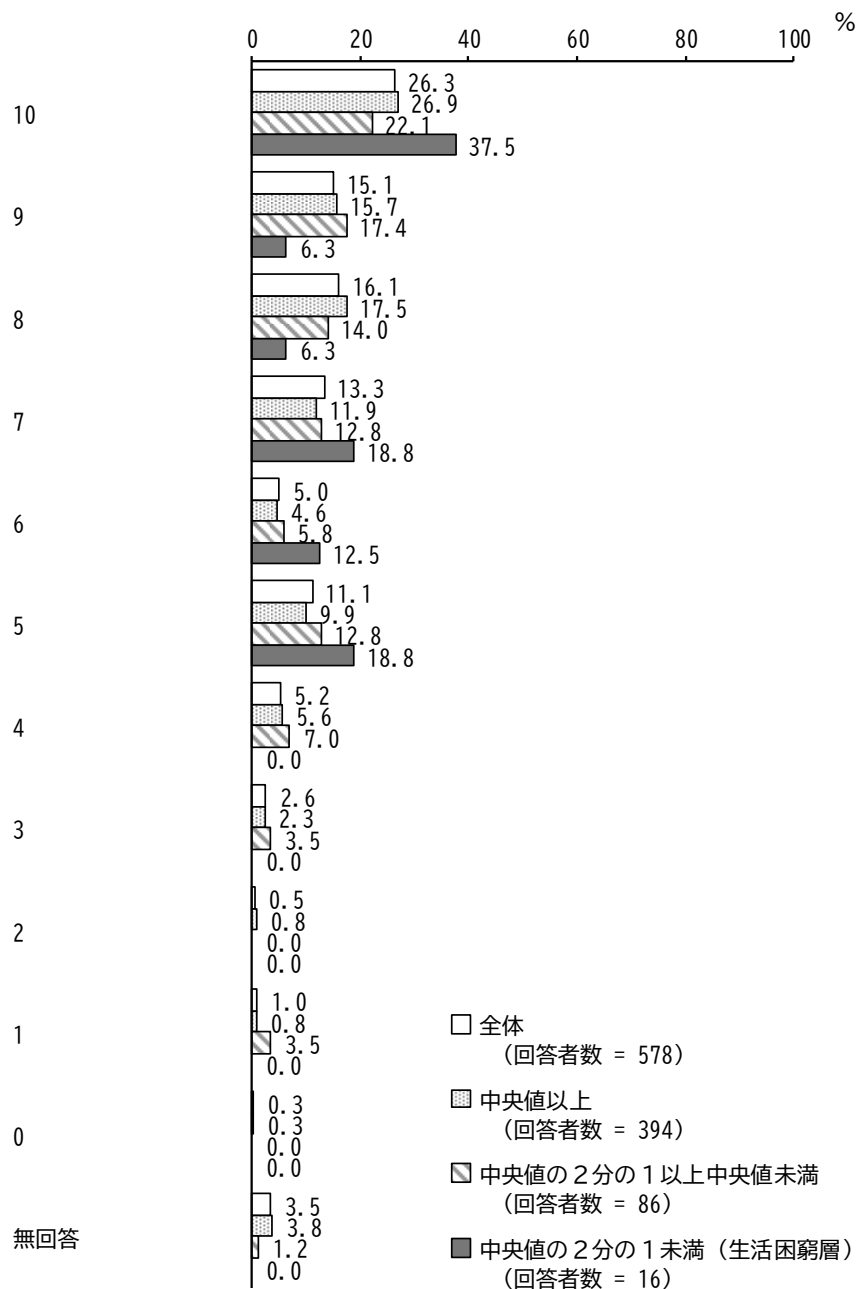
【中学生】



生活への満足度（10段階）についてみると、全体平均として小学生の「10」が26.3%、中学生の「8」が18.9%と比較的高い満足度を示していますが、生活困窮層の小学生では「10」が一番多く37.5%、生活貧困層の中学生においては「5」「7」の割合が22.2%と一番多くなっています。

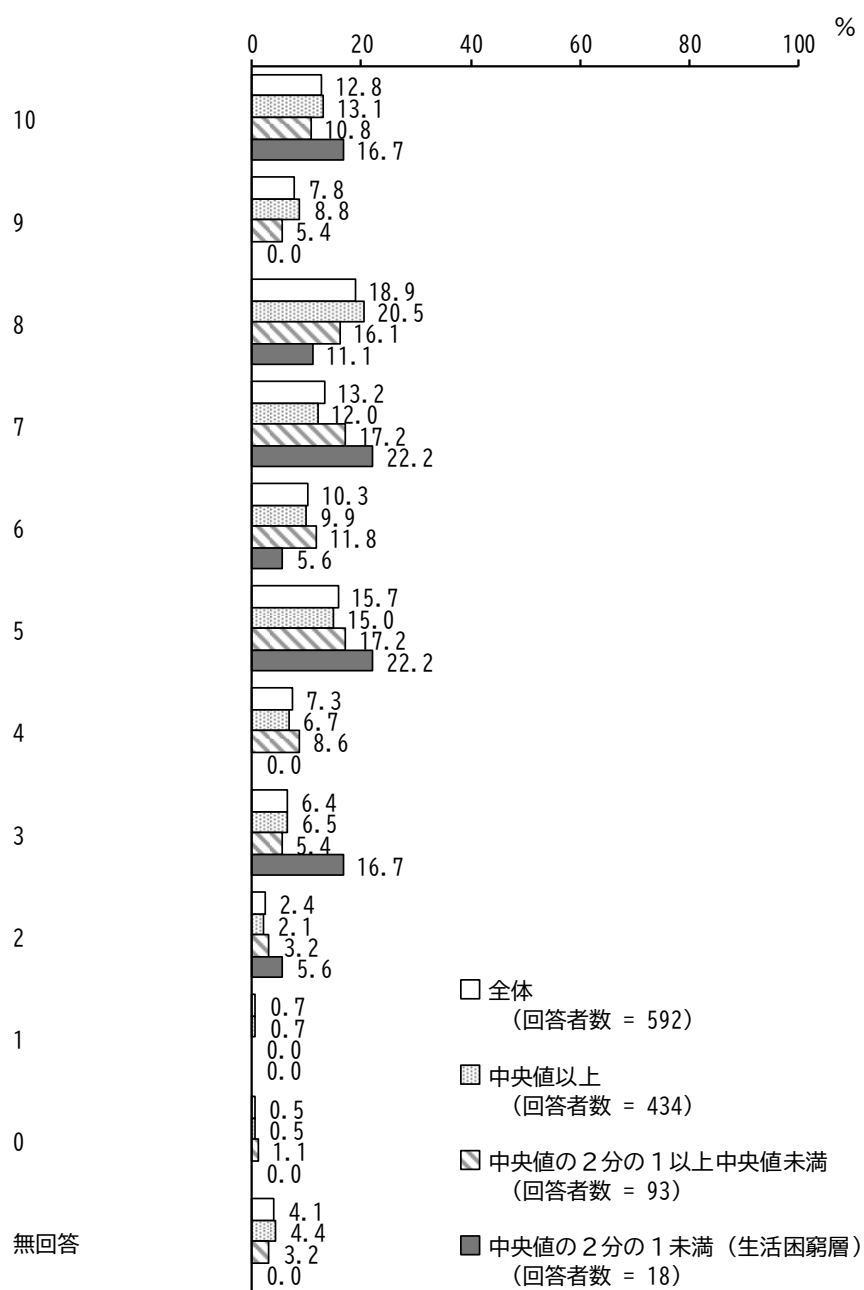
Q あなたは最近の生活に、どのくらい満足しているか（小学生、問 19 中学生、問 19）

【小学生】



※数字が大きくなるほど「満足度」は高くなります。

【中学生】

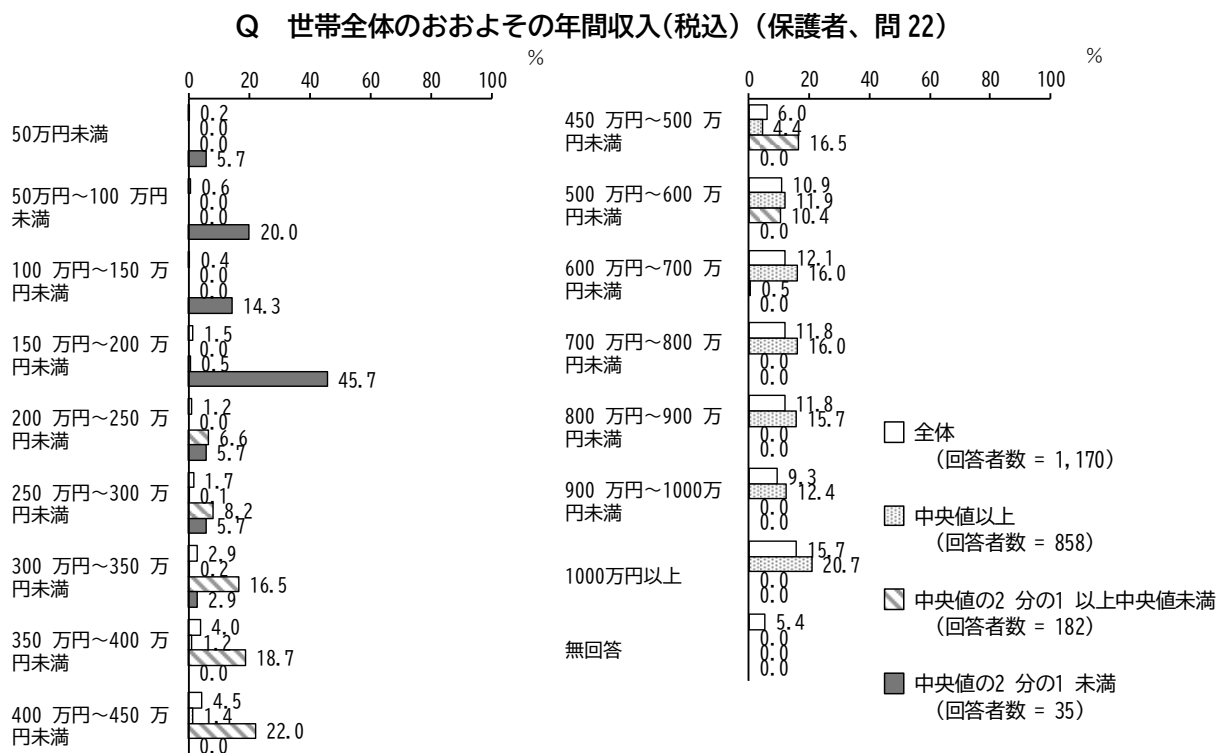
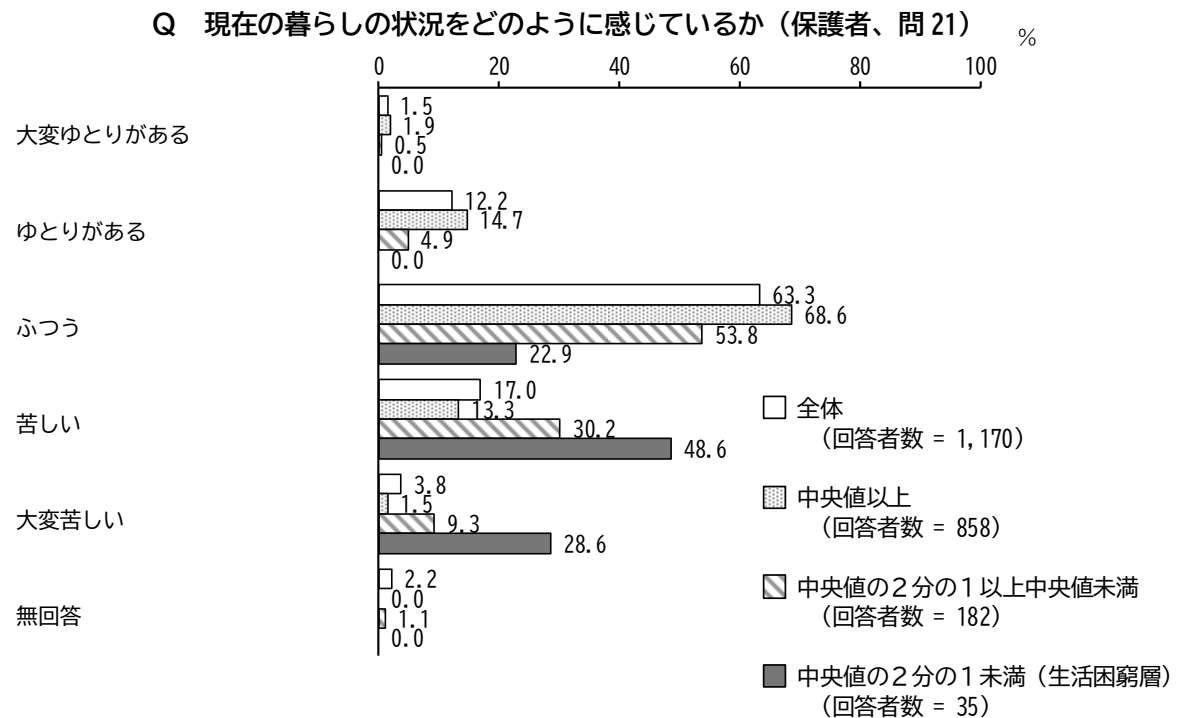


※数字が大きくなるほど「満足度」は高くなります。

【保護者からの回答より】

暮らしの状況についてみると、全体としてみると「ふつう」が63.3%と最も高くなっていますが、生活困窮層においては「苦しい」の割合が一番多く48.6%と全体平均の17.0%よりも31.6ポイント高くなっています。

年収については、全体では「1,000万円以上」が最も高く占めておりますが、全体の生活困窮層(約3%の世帯)においては「150万円～200万円未満」が最も高くなっています。

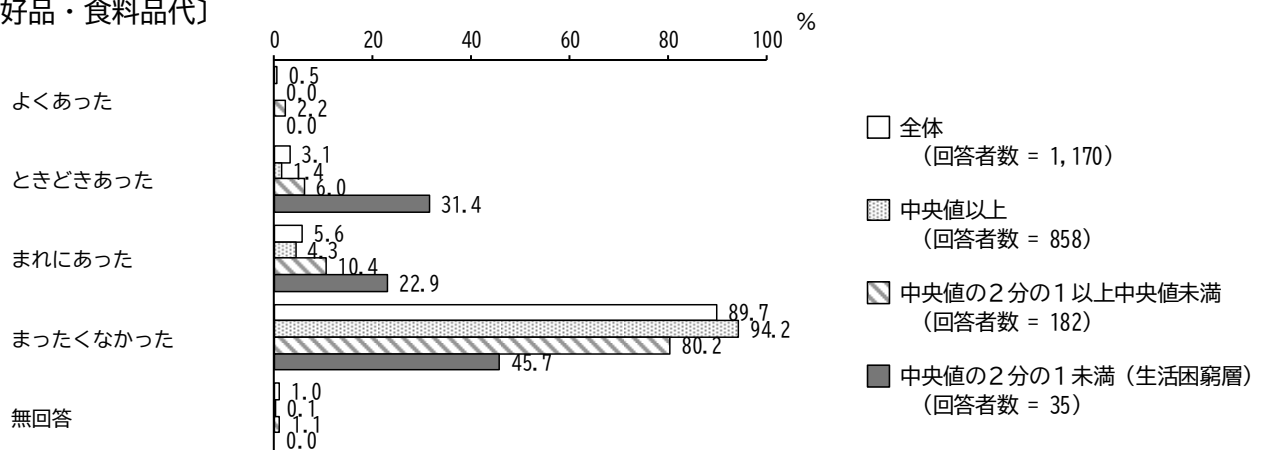


食料品代・衣類代が支払えなかったことがあったかについて、ほとんどが「まったくなかった」と回答していますが、生活困窮層では、支払えないことが「ときどきあった」「まれにあった」が他の層より高くなっています。

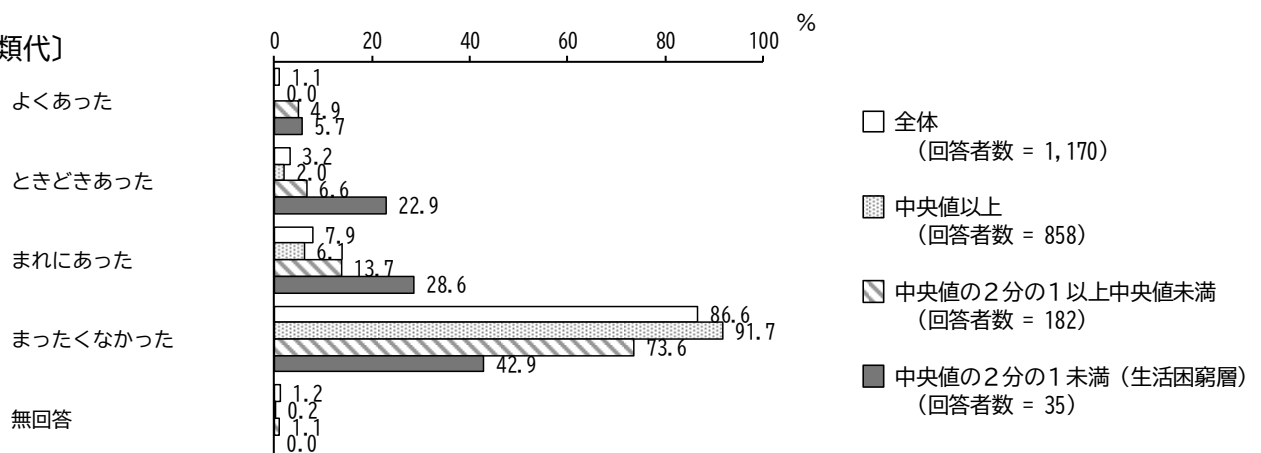
また、各種公共料金が支払えないことがあったかについて、生活困窮層では、「電気料金」が14.3%「ガス料金」と「水道料金」が8.6%の方が払えなかったことがあったという状況がみられています。

Q 過去1年の間に、お金が足りなくて、購入や支払いができなかったことがあったか
(保護者、問 23、問 24、問 25)

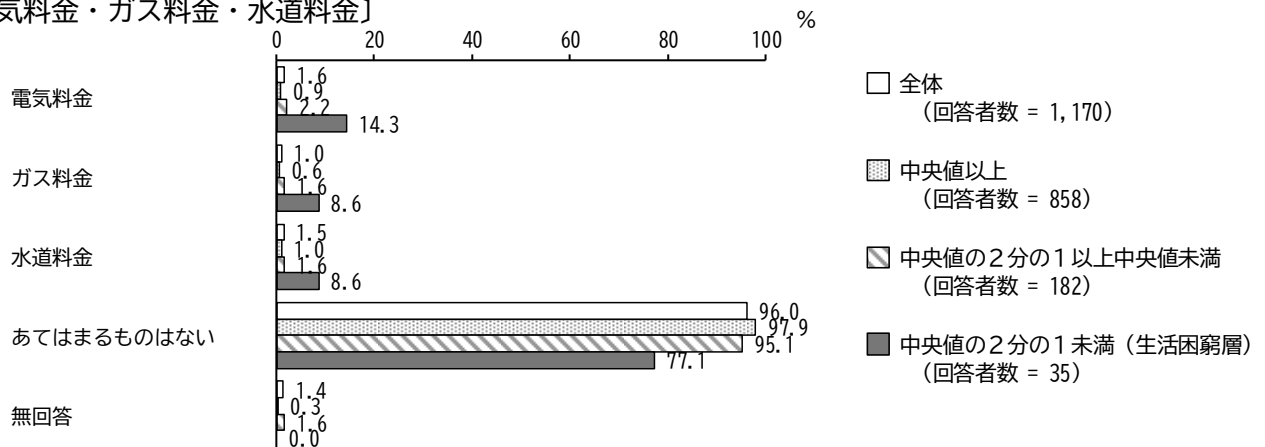
〔嗜好品・食料品代〕



〔衣類代〕

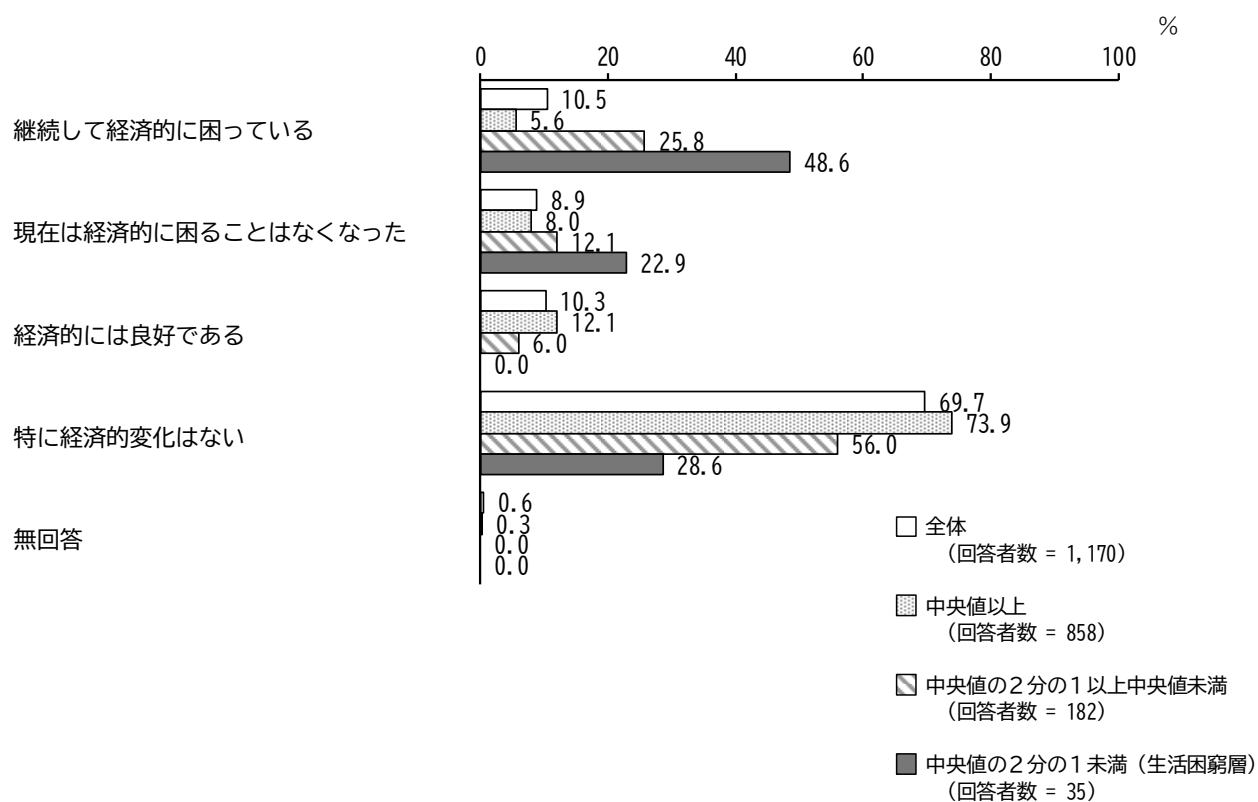


〔電気料金・ガス料金・水道料金〕



東日本大震災後から現在までの家庭の経済状況の変化について、生活困窮層ほど「継続して経済的に困っている」の割合が高くなる傾向がみられます。

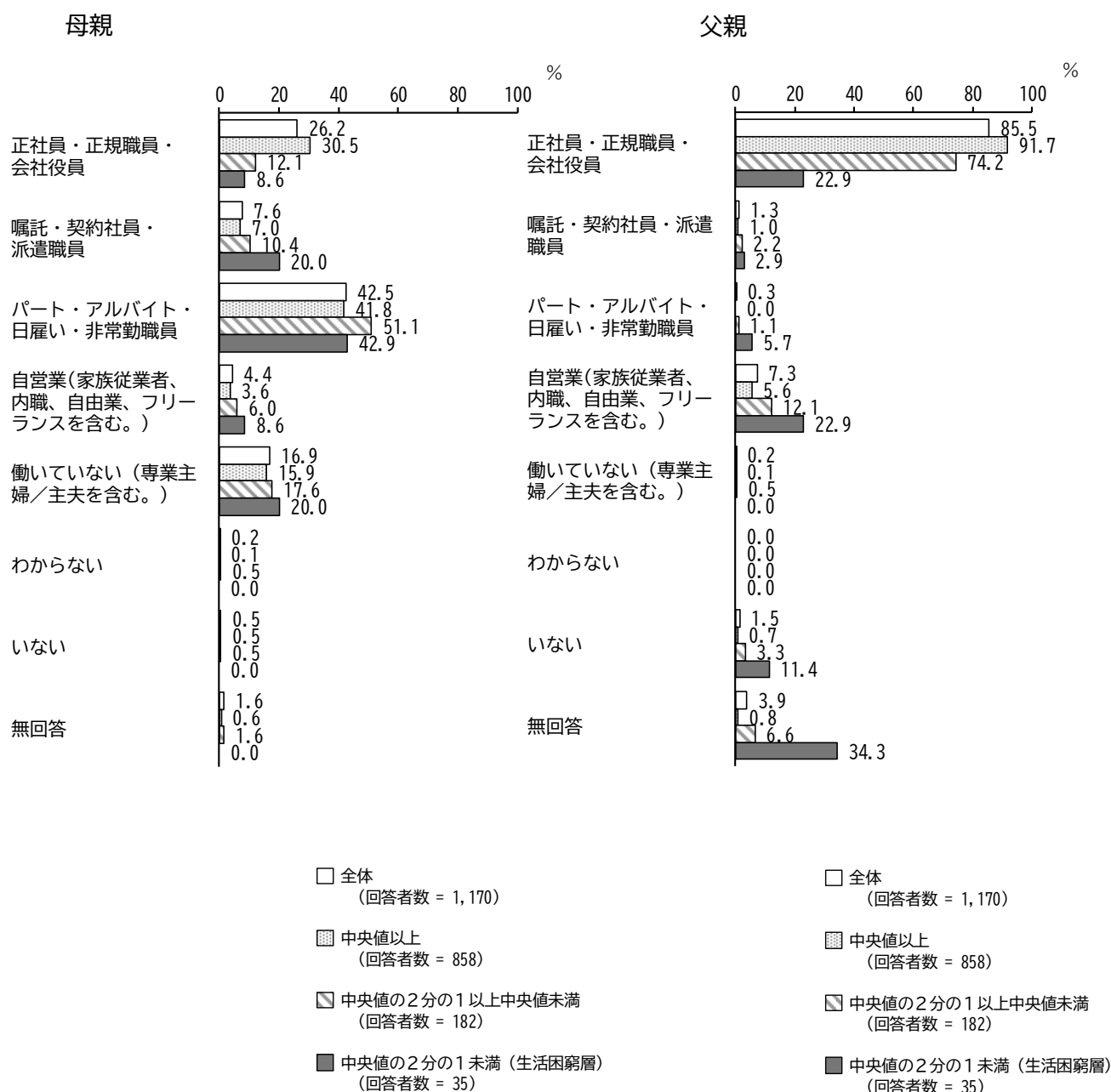
Q 東日本大震災後から現在の家庭の経済状況の変化（保護者、問6）



③ 職業生活の安定と向上に資する就労の支援

親の就労状況について、母親・父親ともに生活困窮層では「正社員・正規職員・会社役員」の割合が、全体に比べて著しく低くなっています（母親の全体平均26.2%に対して生活困窮層の母親では8.6%、父親の全体平均85.5%に対して生活困窮層の父親では22.9%）。

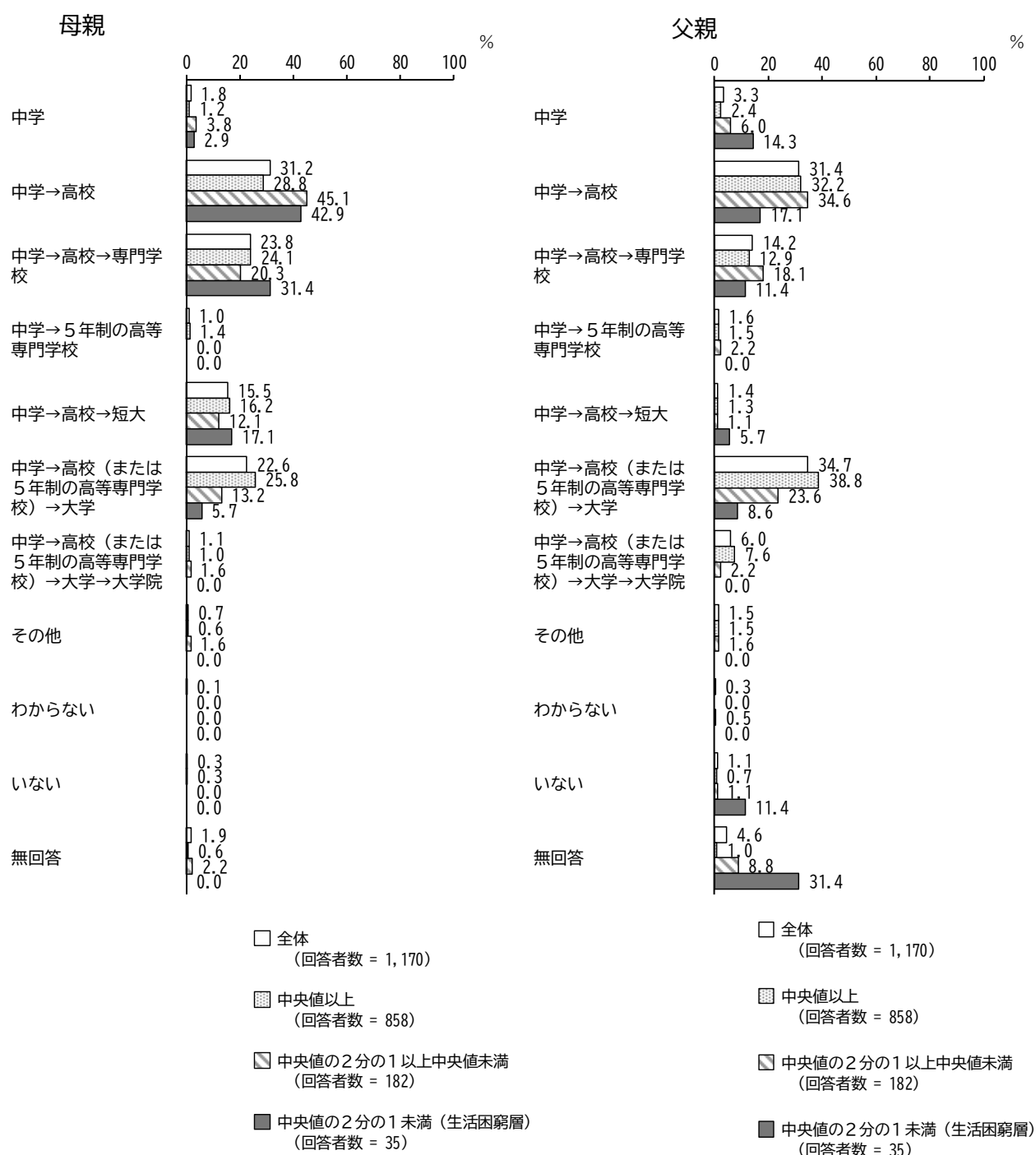
Q お子さんの親の就労状況（保護者、問 12）



親が卒業・修了した学校について、母親の場合は、全体でも高校卒業が多く占めており、生活困窮層ほど大学・短大等には進学していない割合が高くなっています。父親の場合は、全体では大学卒業が一番占めている割合が高いですが、生活困窮層ほど高校以降には進学していない割合が高くなっています（父親の全体平均3.3%に対して生活困窮層の父親では14.3%）。

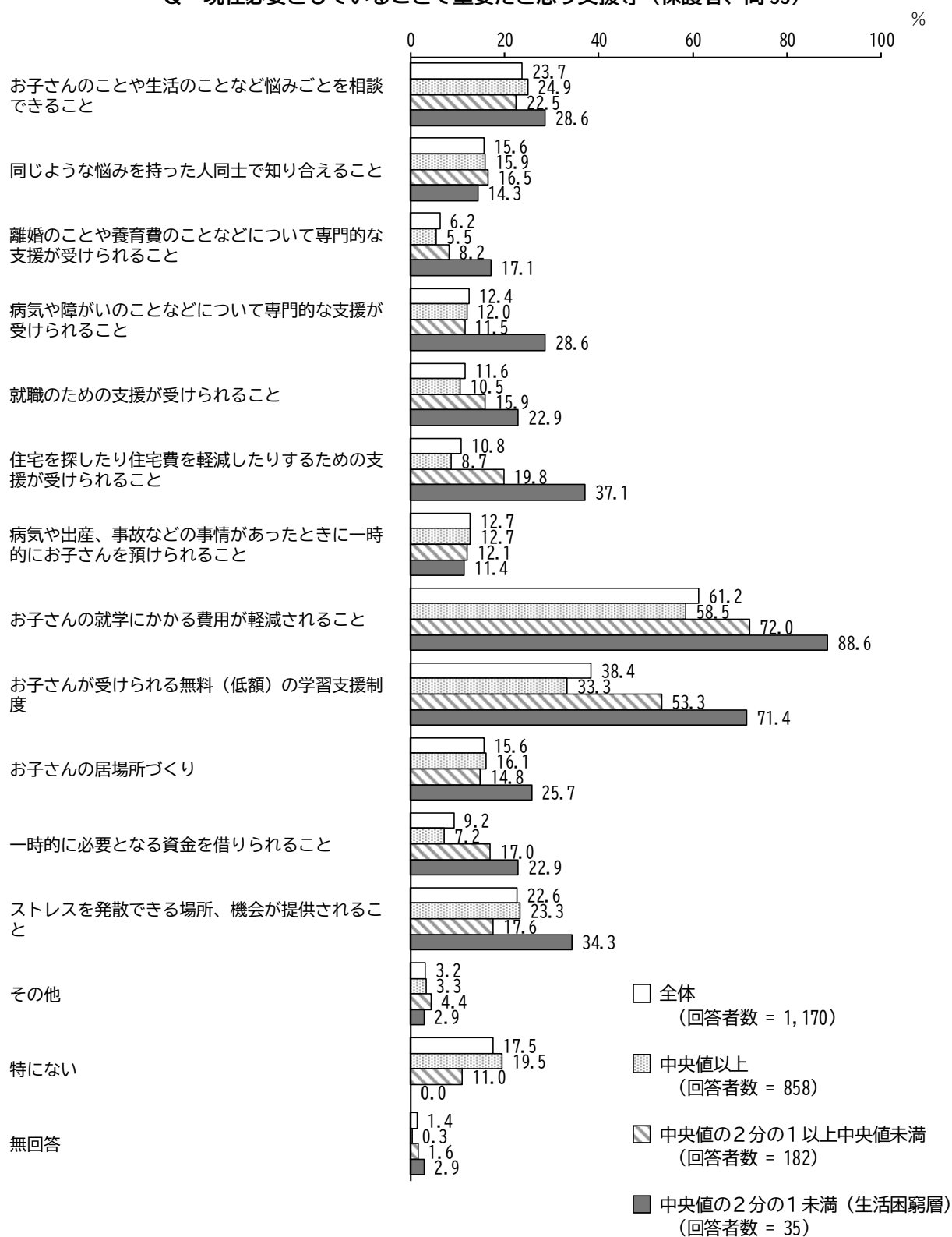
就学経験は、就労機会の確保のための重要な要素のひとつです。また、子どもの就学に対する考えにも影響していることがうかがわれます。

Q お子さんの親が卒業・修了した学校（保護者、問 11）



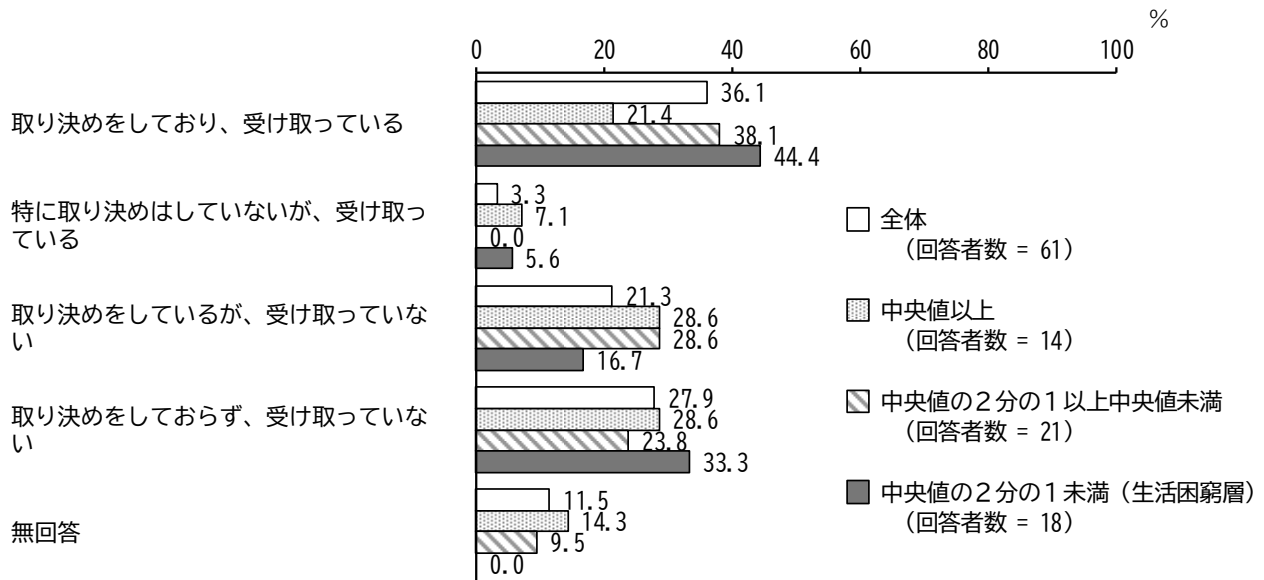
現在必要としていることで重要だと思う支援等について、「就職のための支援が受けられること」については全体平均11.6%に対して、生活困窮層では22.9%となっており、所得が低い方において就労支援の需要は存在していることがわかります。今後も、就労支援の充実と周知に取り組んでいく必要があります。

Q 現在必要としていることで重要だと思う支援等（保護者、問 33）



離婚されている方の養育費に関する取り決めについて、「取り決めをしておらず受け取っていない」の割合は、全体平均が27.9%に対して生活困窮層では33.3%とわずかに高くなっています。就労活動や安定した職業生活を維持するためには一定の生活資金が必要不可欠であり、養育費の受取が適正に実施されるよう周知・啓発を行っていく必要があります。

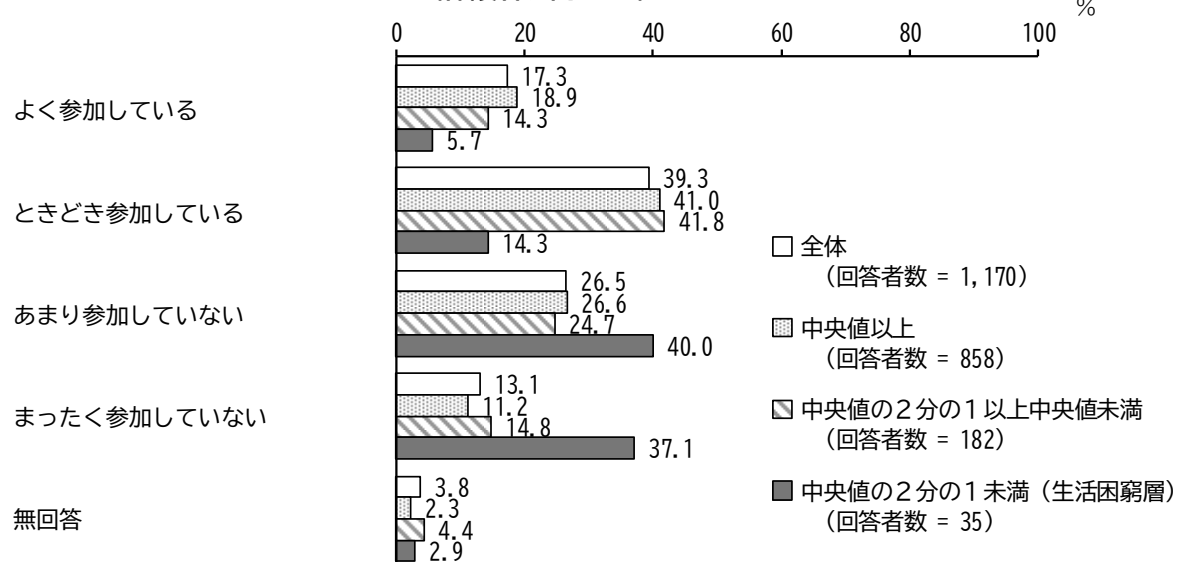
Q 離婚相手とお子さんの養育費の取り決め（保護者、問9）



④ こども・家庭に支援がつながる連携支援体制の強化

P T A活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加に「まったく参加していない」の割合について、全体平均の13.1%に対して生活困窮層は37.1%と大きな差が見られます。

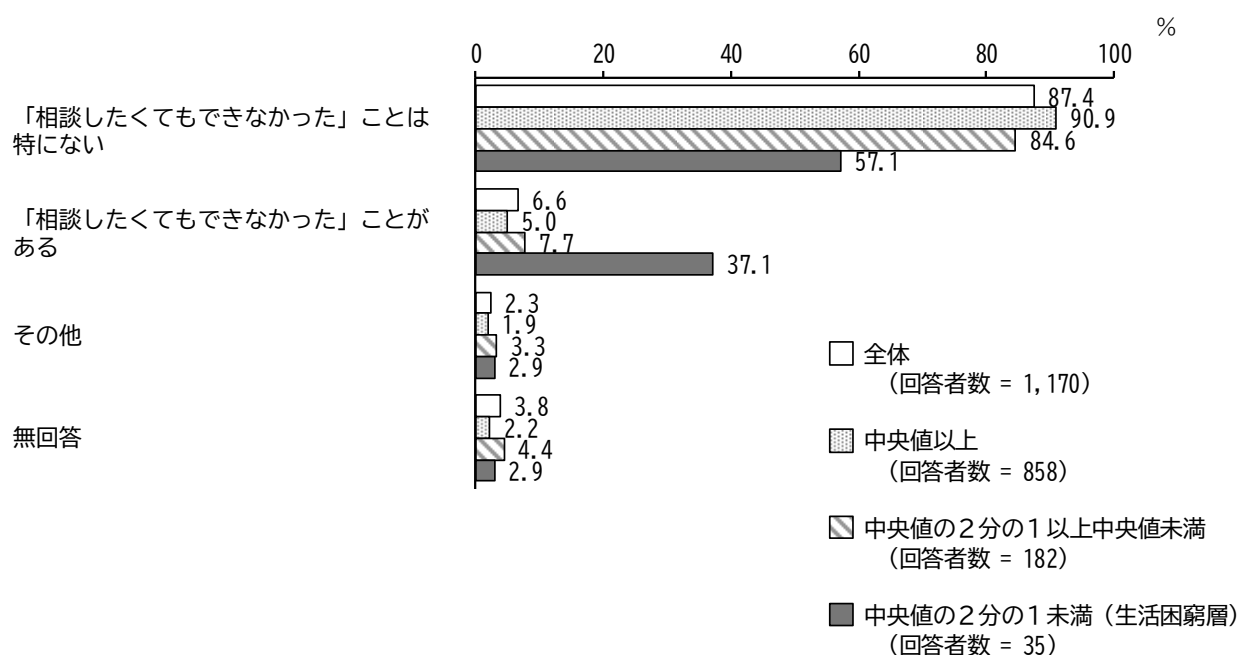
Q P T A活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加の状況（保護者、問17b）



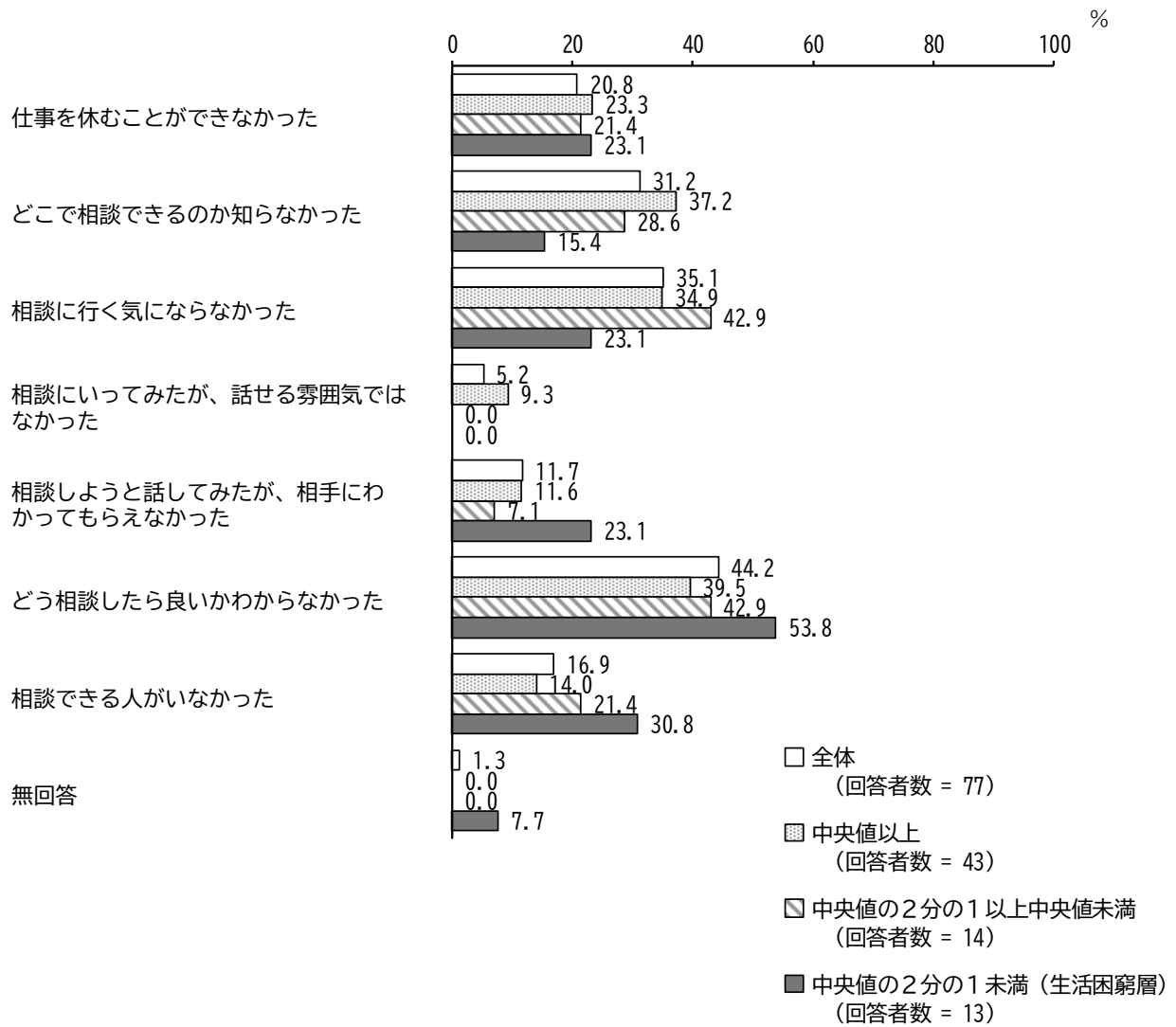
行政や専門支援の窓口暮らしのことで困ったことがあったときに、全体的にはほとんどの世帯が「相談したくてもできなかったことは特になかった」と回答しています。しかし、生活困窮層の世帯では「相談したくてもできなかったことがある」と回答した割合は37.1%でした（全体平均6.6%）。その理由としては、「相談しようとしてみたが、相手にわかってもらえなかった」（生活困窮層で23.1%）、「どう相談したら良いかわからなかった」（生活困窮層で53.8%）、「相談できる人がいなかった」（生活困窮層で30.8%）などの割合が高くなっています。

また、重要な事柄の相談およびいざという時のお金の援助を行うことができる人がいるかについて、「いない」と回答した生活困窮層は全体平均よりも低くなっています。

Q 暮らしのことで困ったことがあったときに「相談したくてもできなかった」こと
（保護者、問 30）

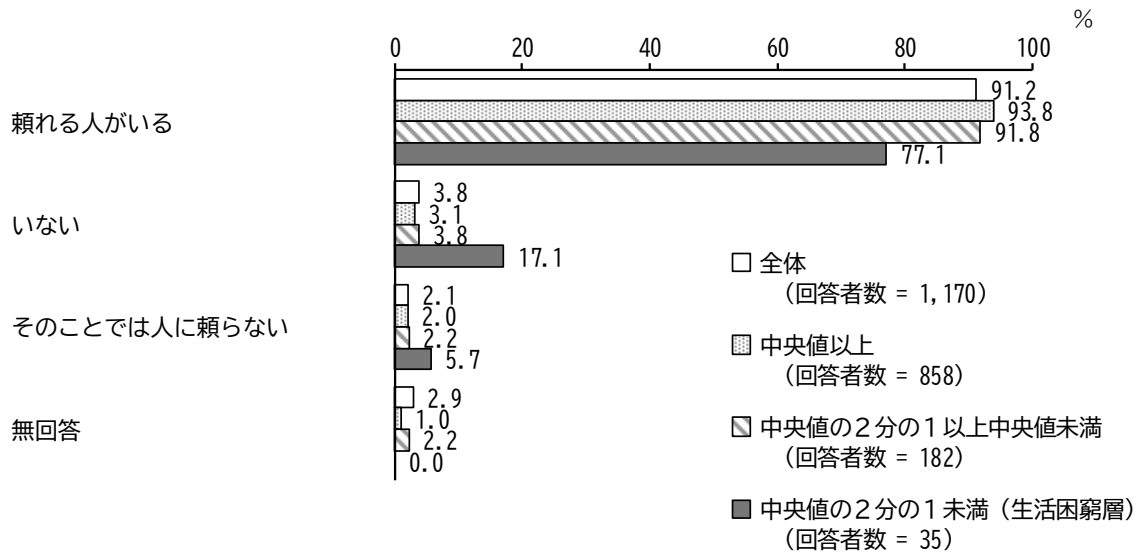


Q 「相談したくてもできなかった」ことがある場合の理由（保護者、問 31）

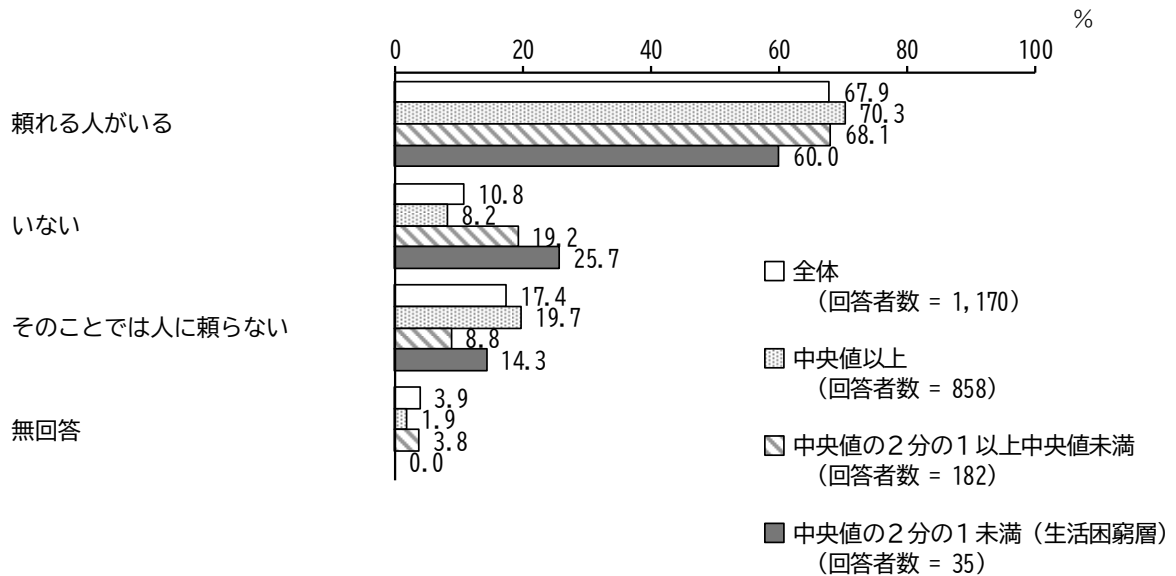


Q 頼れる人の有無（保護者、問 20b、問 20c）

重要な事柄の相談



いざという時のお金の援助



⑤ ヤングケアラーについて

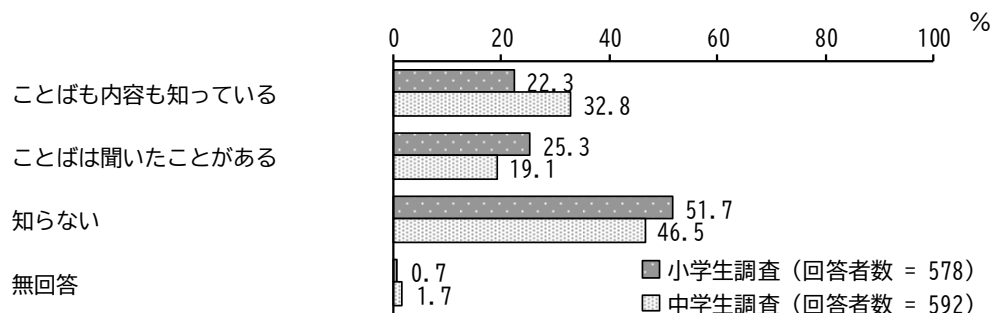
「ヤングケアラー」という言葉の認知度について、「知っている・聞いたことがある」と回答しているのは、小学生は47.6%・中学生は51.9%とともに約5割を占めております。

また、中学生では、小学生に比べ「内容も知っている」と回答している割合が多くなっています。

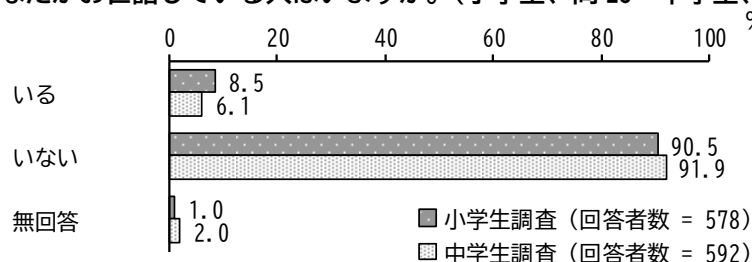
家族の中で世話している人がいるかについて、「いる」の割合は小学生では8.5%、中学生では6.1%となっています。

家族の中にお世話をしている人が「いる」と回答した人の、お世話している人については、小学生・中学生ともに「きょうだい」の割合が最も高く、次いで「母親」の割合が高くなっています。

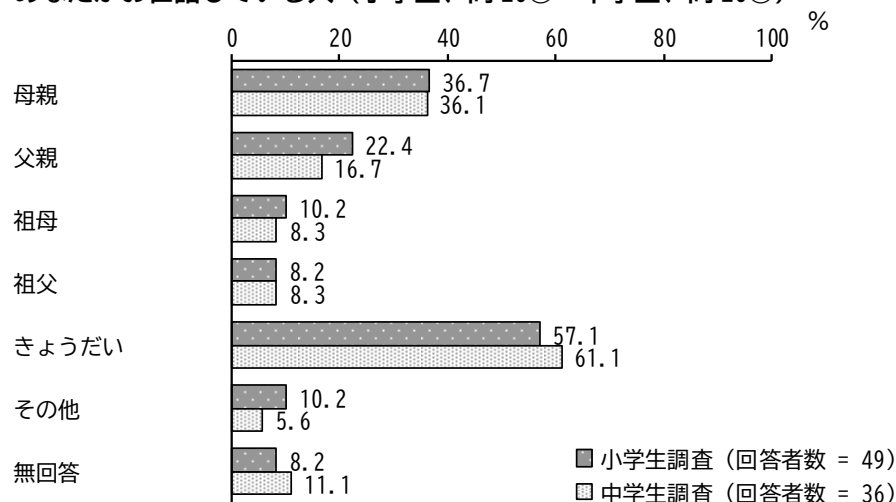
Q あなたは「ヤングケアラー」ということばを知っていますか。(小学生、問 24 中学生、問 24)



Q 家族の中にあなたがお世話している人はいますか。(小学生、問 25 中学生、問 25)



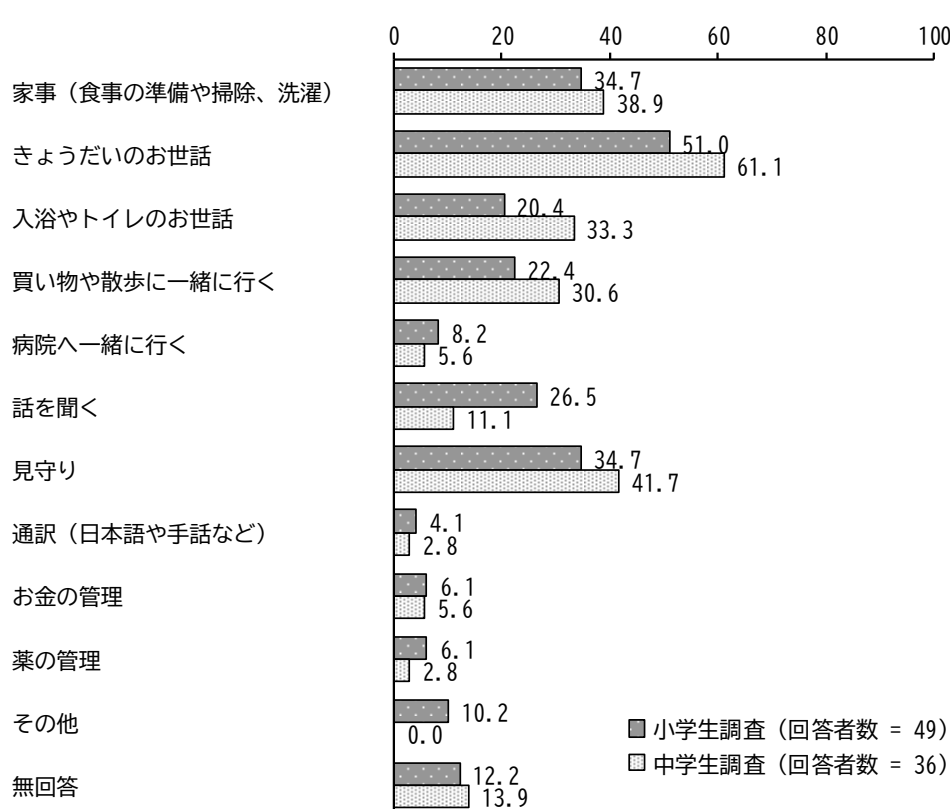
Q あなたがお世話している人 (小学生、問 26① 中学生、問 26①)



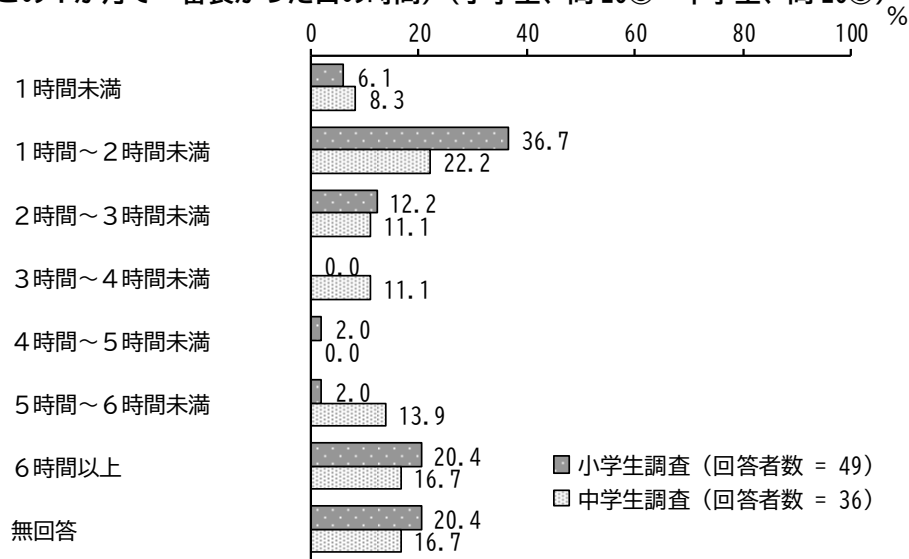
お世話の内容については、小学生・中学生ともに「きょうだいのお世話」の割合が最も高く、次いで「見守り」、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」と続いています。

お世話の時間は、小学生・中学生ともにこの1か月で一番お世話をした時間は、「1時間～2時間未満」の割合が最も高くなっています。また、「6時間以上」と回答した小学生は20.4%・中学生では16.7%となっています。

Q あなたはどのようなお世話をしていますか。(小学生、問 26② 中学生、問 26②)



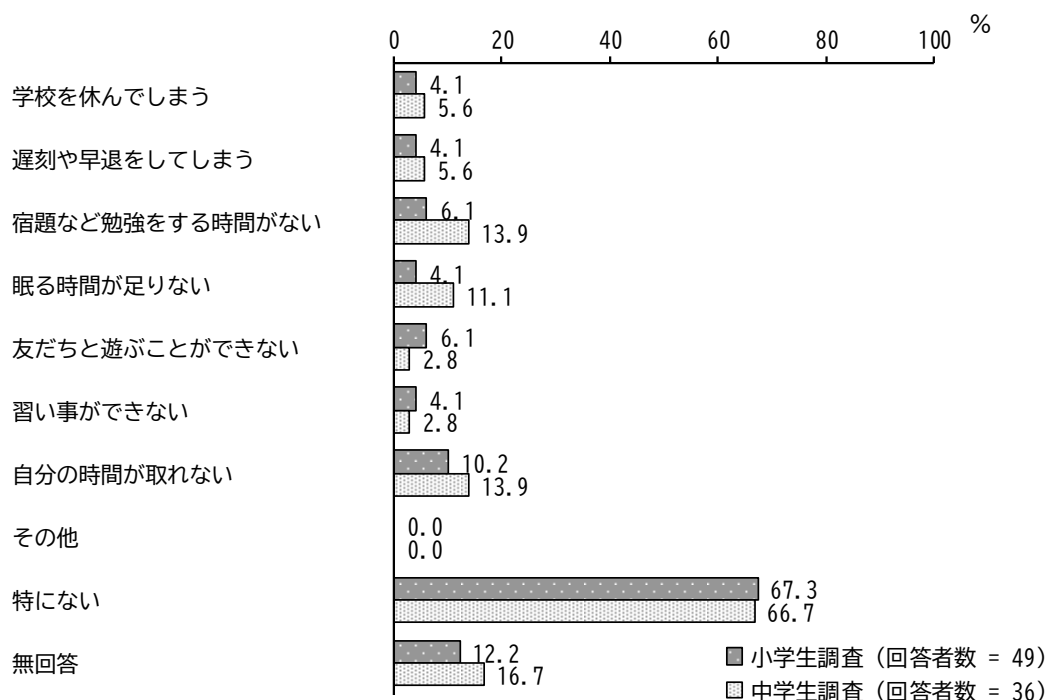
Q あなたは平日何時間くらいお世話をしていますか。
 (この1か月で一番長かった日の時間) (小学生、問 26⑥ 中学生、問 26⑥)



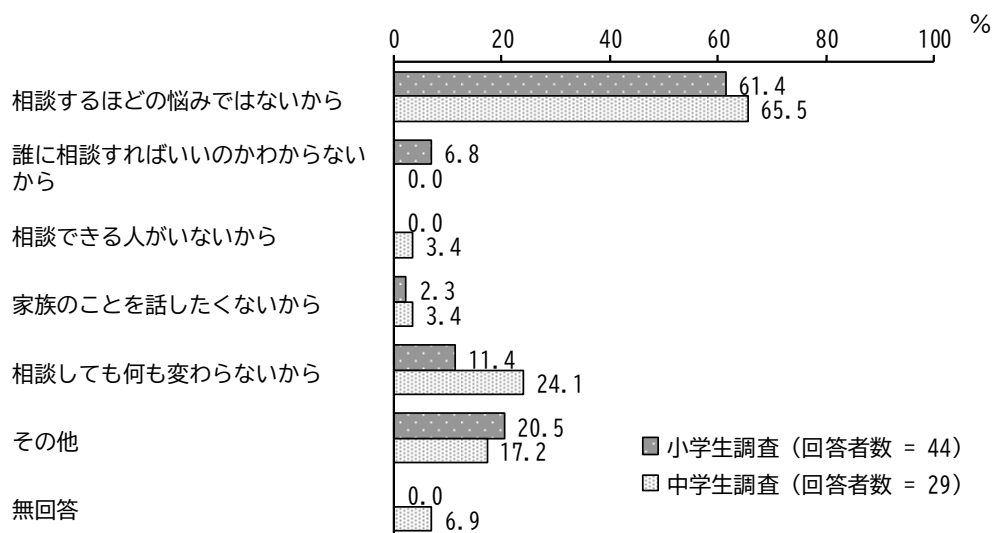
お世話をしていることによる影響をみると、小学生・中学生ともに「宿題など勉強をする時間がない」といった影響を受けていることがわかります。また、中学生では、「自分の時間が取れない」、「眠る時間が足りない」といった影響も受けています。

お世話をしている家族が「いる」と回答した人のうち、お世話している家族のことや、お世話の悩みについて誰かに相談したことが「ない」人は、小学生で約9割、中学生で約8割に上っています。相談していない理由は、「相談するほどの悩みではないから」が小学生・中学生ともに6割以上となっていますが、中学生では「相談しても何も変わらないから」の割合が2割となっています。

Q お世話をしていることで、経験をしたこと（小学生、問 27 中学生、問 27）



Q 相談していない理由（小学生、問 30 中学生、問 30）



【子どもの生活実態調査の総括について】

① こどもを取り巻く家庭の経済状況による集計結果の特徴

今回市内小学校・中学校に調査の配布及び回収のご協力をいただき、90%以上と高い回収率になり、市内のこどもたちの生活の実態を把握することができました。

国で令和3年に実施した国民生活基礎調査の結果と比較しても、等価可処分所得の中央値の2分の1の値は国よりも60万円高く、こどもの貧困率の割合も本市は7.6%と国の11.5%に対し低くなっています。

しかし、本調査から算出した生活困窮層（中央値の2分の1未満（生活困窮層）層）の家庭の割合について、学校区別にみると最も低い地区と最も高い地区との差異が10ポイント以上あり、地区によってこどもを取り巻く家庭の経済状況に相違があることがわかりました。

その家庭の経済状況はさまざまな影響をもたらしており、小学生・中学生本人の回答において、日常生活では、毎日朝食を食べると回答している家庭が8割あるのに対し、生活困窮層になるにつれ、欠食がみられます。また、長期休みで過ごす場所としては、生活困窮層では自分の家で過ごすという回答の割合が高くなる傾向があります。

これらのことから、学校で過ごす時間以外に生活困窮層に限らず、すべてのこどもに対し学校で過ごす時間以外で日中にさまざまな学びや多様な体験活動を通し、こどもたちの話を聞く場、安全・安心に過ごせる地域での居場所づくりの推進が必要です。

また本市は核家族が多く、共働きの世帯も多いため、地域の身近なところに子育て相談ができる場所などの環境づくりが必要です。

さらに保護者の回答からは、職業生活に関する結果より、生活困窮層においては正規職員の割合が低い、高校以降の就学経験がない割合が高いなどの特徴がみられ、就労支援を求めている状況にあります。

こうした課題を抱える一方、社会参加や支援に関する調査結果からは、生活困窮層が容易には相談することができていない状況が伺えます。所得が低い方において就労支援の需要は依然として存在していることがわかります。引き続き、就労支援の充実と周知に取り組んでいく必要があります。

② ヤングケアラーに着眼した調査結果の主な特徴

ヤングケアラーに関する調査をみると、小学生・中学生の約半数が「ヤングケアラー」という言葉を認知しており、実際に家族のお世話をしている人が小学生で8.5%、中学生で6.1%と一定数のヤングケアラーと思われることもがあるということがわかります。

本市においても、家庭内でお世話をしていると回答した小学生・中学生のすべてが実際にヤングケアラーに該当するか、また、生活困窮層でそのような現状が多く該当するかは断定できないものの、調査結果からは、該当することにもたちは学習時間や睡眠時間が十分にとれていない、自分の時間がとれないといった問題がみられます。

また、家族や家族へのケアについての悩みについて、8割以上が相談しておらず、そのうち半数以上が「相談するほどの悩みではない」と認識しており、本来大人が担うべきケアを子ども自身が当然のことと考えてケアを行っている可能性があります。さらに、「相談しても何も変わらないから」という理由で相談をしていない割合も高いことから、引き続き子どもに対してヤングケアラーを自分事として捉え、正しい理解を持つようまた相談してもいいことだという認識を促すなど、周知・啓発及び相談しやすい環境づくりが必要です。子ども自身が自分の状況に気づくためにも「ヤングケアラー」という概念を広く社会全体に周知・啓発する必要がある一方で、一般的に子どもが家事やきょうだいなどの家族の世話をすること自体は悪いことではないので「ヤングケアラー＝悪いこと」という誤ったメッセージにならないよう、留意していく必要もあります。

実際に、ヤングケアラーなどを自覚している子どもにとっては、支援を求める方法がわからない、周囲の目を気にして適切な支援を求めないケースもあります。子どもたちの将来の選択肢を狭めることがないよう支援していく必要があります。

また、保護者や周囲の大人に対してもヤングケアラーに関する周知・啓発や相談窓口の情報提供の他、相談支援機関や学校等でヤングケアラーと思われるケースを発見した場合に、関係機関が連携し子どもとその家庭を適切な支援につなげる体制の整備も重要となります。

9 こどもの生活に関するヒアリングのまとめ

関係機関からのヒアリングは、支援者の視点から、困難に陥ってしまう背景や今後求められる方策等を把握することを目的に実施しました。

調査対象	宮城県中央児童相談所 富谷市民生委員児童委員協議会 富谷市社会福祉協議会 富谷市自立相談支援センター 学校教育課（富谷市教育委員会） スクールカウンセラー 地域福祉課 子育て支援課 とみや子育て支援センターとみここ
調査方法	ヒアリングシートに基づき、各関係機関と個別に、対面によるモニタリングを行いました。
調査期間	ヒアリングシート配付・回収：令和5年3月8日～3月17日 モニタリング：令和5年3月23日～3月24日

(1) 保護者やこどもの状況について

- ✓ 生活に困難を抱える家庭の貧困の背景としては、収支バランスをとれない家庭や、保護者が対人関係を築くことが難しく、その結果として定職に就くことが困難となっていることが多いとの意見がありました。
- ✓ こうした家庭では、保護者がこどもと向き合って子育てをすることが難しく、こどもの不登校、友達関係や家庭内でのトラブルなどが生じることが多いとの意見がありました。
- ✓ 生活に困難を抱えるこどもの問題としては、朝食をとらない、起床就寝時間など生活リズムが乱れているといった生活習慣の問題、保護者自身も人間関係がうまく取れず家族関係が希薄になることが多いとの意見がありました。
- ✓ 生活に困難を抱えている保護者は、支援を受けることをためらう傾向があるとの意見がありました。また、支援者が不足していることから家庭状況の確認が十分できていないとする団体もありました。その他、支援の情報が十分伝わっていないことなどを問題視する声もありました。

(2) 支援上の課題、その他の意見等

- ✓ 生活に困難を抱える家庭の保護者やこどもが気軽に立ち寄れて相談ができる場、こどもたちが楽しく過ごせたり、気軽に文化やスポーツにふれあえたりする場があると良いという意見がみられました。
- ✓ 生活に困難を抱える家庭のこどもにとって相談窓口を利用することの敷居が高くなっていること、こどもに支援の情報が十分共有されていないことといった支援・対応に関する課題や、個人情報保護の観点から支援に取り組むことが難しくなっているという課題等が挙げられていました。
- ✓ 行政だけではなく、地域で関わることも必要であるという視点から、こどもの安全確保や家庭内の問題の早期発見のために、地域の見守り体制も必要であるとの意見が挙げられていました。
- ✓ 市役所の各部署が連携して、子育て支援や貧困対策を強化することが求められていました。具体的には、生活困窮世帯にも幅広く使える支援策の充実、こどもの居場所づくり支援の増加、人員増強、給付型奨学金制度の導入などが挙げられていました。

【こどもの生活に関するヒアリングの総括について】

生活困窮の背景には、保護者の家計設計や精神・体調状況、対人関係など多様な問題があると指摘されています。生活困窮家庭にあるこどもたちは、生活習慣や学習環境、保護者との関係性などのさまざまな課題がみられます。こうした課題に対して、こどもたちが安全・安心に集まれる場をつくることや、行政・関係機関・地域が連携した支援体制をつくること、支援制度の情報を積極的に発信していくことなどが有効であるとされています。

今後は、これまでの取組を引き続き実施しながら、市役所の各部署が連携し、「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」など、生活困窮や貧困状態にあるなしにかかわらず、誰もが幅広く使える支援策の充実が必要であるといえます。

10 課題とその解決に向けた方向性

「子どもの生活に関する実態調査」や「こどもの生活に関するヒアリング」等に基づき、課題を取りまとめました。

〔総合的な課題について〕

- ✓ 本市のこどもの貧困率は、国調査と比べると低くなっています。こどもの貧困対策とした対象者を限定するのではなく、生活困窮や貧困状態にあるなしにかかわらず、本市に住むすべてのこどもの未来に向けた生活の安定等を支援していくことが求められています。
- ✓ 比較的に仙台市に近い成田中学校区の生活困窮層の割合3.3%に比べて富谷中学校区は14.2%、日吉台中学校区は10.2%と相対的貧困世帯が3倍以上と地区の差がみられています。一方で、相対的貧困世帯が低い成田中学校区にはNPO法人や地域の方で運営している「こども食堂」や「こどもの居場所づくり」はあるが、成田地区以外には「こども食堂」などはないのが現状です。地区の状況に応じ、こども食堂の他、こどもが安全・安心に過ごせて学習支援や多様な体験ができるこどもの居場所を確保していくことが必要です。
- ✓ 本調査において、就学にかかる費用が軽減される支援を求めています。将来の貧困を予防する視点からも、教育費負担軽減など、こどもの現在及び未来を見据えた対策を実施していくことが必要です。
- ✓ 生活困窮層において、各種支援制度の利用方法等の認知度が低いことがわかりました。「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」など、こどもの貧困対策とした対象者を限定するのではなく、本市に住むすべてのこどもの未来に向けた生活の安定等を支援していき、支援制度の情報を積極的に発信し誰もが使える支援策の充実が必要です。
- ✓ 本調査においてヤングケアラーが一定数いることが確認されました。相談場所の周知や制度の情報提供などを積極的に行い、ヤングケアラーの正しい理解を周知し、早期発見しやすい環境づくり及び関係機関が連携しこどもとその家族に適切な支援につながる体制をつくる必要があります。

上記、課題を受け、国や宮城県の方針と整合を図りながら、本計画の柱となる方向性を以下のページのとおり導き出しました。

■ 国や宮城県の方針からみる各種調査結果から導き出された課題と方向性

国の方針	宮城県子どもの貧困対策計画 (令和3年度～令和7年度)	各種調査結果から導き出された 課題と方向性
◎子どもの貧困対策の推進に関する法律（R1.9 施行） 改正 ・こどもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること ◎子どもの貧困対策に関する大綱の改定（R1.11 閣議決定） 基本方針の絞り込み ①親の妊娠・出産期から社会的自立までの切れ目のない支援 ②支援が届かない又は届きにくいこども・家庭への配慮 ③地方公共団体による取組の充実 重点施策 ●教育の支援：学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制 ●生活の安定に資する支援：切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援、生活困窮家庭の親の自立支援 ●職業生活の安定と向上に資する就労の支援：ひとり親への就労支援 ●経済的支援：養育費の確保の推進 こどもの貧困に関する指標の見直し ●ひとり親家庭の正規雇用割合、食料・衣服が買えない経験等を追加 ◎こども大綱の策定（R5.12） ・乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障 ・安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、さまざまな学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得る ・自己肯定感や自己有用感を高め、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。 ・困難な状況にあるこども・若者や家庭の特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。	1 教育の支援 (1)幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 (2)学校を窓口とした総合的な対応 (3)高等学校等における修学継続のための支援 (4)大学等進学に対する教育機会の提供 (5)特に配慮を要する子どもへの支援 (6)教育費負担の軽減 (7)地域における学習支援等 (8)東日本大震災被災児童等への支援 (9)その他の教育支援 2 生活の安定に資するための支援 (1)親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援 (2)保護者の生活支援 (3)子どもの生活支援 (4)子どもの就労支援 (5)住宅に関する支援 (6)児童養護施設退所者等に関する支援 (7)支援体制の強化 (8)新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活支援 3 保護者に対する就労の支援 (1)職業生活の安定と向上のための支援 (2)ひとり親に対する就労支援 (3)ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 4 経済的支援 世帯の生活の安定が重要であることから、その下支えとなる児童扶養手当等の経済的支援を着実に実施	・就学にかかる費用が軽減される支援を求めています。将来の貧困を予防する視点からも、教育費負担軽減など、こどもの現在及び未来を見据えた対策を実施していく必要があります。 ⇒方向性1 教育の支援 ・対象者を限定したこどもの貧困対策とするのではなく、本市に住むすべてのこどもの未来に向けた生活の安定等を支援していくことが求められています。 ・地区の状況に応じ、こどもの居場所を確保していくことが必要です。 ⇒方向性2 切れ目のない生活の安定に資する支援【重点目標】 ・保護者が子育てと就業を両立し、生活の安定が図られるように、就業に関する相談や資格取得・職業訓練などの情報提供を行う必要があります。相談者のこどもの成長に合わせた職業生活を支援していくことが必要です。 ⇒方向性3 職業生活の安定と向上に資する就労の支援 「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」など、本市で行っている支援制度の情報を積極的に発信し、誰もが幅広く使える支援策の充実が必要です。 ⇒方向性4 こども・家庭に支援がにつながる連携支援体制の強化

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

こどもたちは、地域の将来を担うかけがえのない存在です。本市では、「子どもにやさしいまちづくり」を推進し、すべてのこどもが健やかに育ち、安全・安心に暮らせる環境づくりを進めてきました。

本計画では、「すべてのこどもが幸せを感じ、将来への夢と希望をもって成長することができるこどもにやさしいまち」の実現を基本理念とし、こどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、安心して生活することができ、将来に向けて夢や希望をもって成長していける地域社会の実現を目指して施策に取り組めます。

【 基 本 理 念 】

「すべてのこどもが幸せを感じ、
将来への夢と希望をもって成長することができる
こどもにやさしいまち」の実現

2 基本目標

基本理念の実現にあたり、「第2章 富谷市のこどもの貧困の現状 10 課題とその解決に向けた方向性」に基づき、以下のとおり基本目標と重点的な取組を定めました。

基本目標1 教育の支援

こどもが生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、すべてのこどもの学ぶ機会を保障できるよう教育費負担軽減など、こどもの現在及び未来を見据えた対策を実施します。

重点的な取組

- (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的なこどもの貧困対策の展開
- (2) 教育の機会均等の推進

基本目標2 切れ目のない生活の安定に資する支援【重点目標】

地域のあらゆる社会資源を活かし、行政関係者、教育関係者、民間事業者、地域ボランティア等と協働して地域社会全体でこどもを見守る仕組みの強化を進めるとともに、現在の施策ではすきまに陥ってしまうこどもと保護者のために、きめ細かな生活支援の施策を推進します。

親の妊娠・出産期から子育て期までのライフステージに応じて、切れ目なく伴走支援しながら、生活の安定に資するための支援を多面的に実施します。

また、地区の状況に応じたこどもの居場所づくりを推進し、なお、こどもたちの成長段階に応じた社会的自立に向け、キャリア教育や就学・就労に関する支援を実施します。

重点的な取組

- (1) 保護者の生活支援
- (2) こどもの生活支援
- (3) こどもの就学・就労支援

基本目標3 職業生活の安定と向上に資する就労の支援

保護者が子育てと就業を両立し、生活の安定が図られるように、就業に関する相談や資格取得・職業訓練などの情報提供を行います。相談者のこどもの成長に合わせた職業生活を検討することができるよう支援します。

重点的な取組

- (1) 保護者の就労支援
- (2) 経済的な支援

基本目標4 こども・家庭に支援がつながる連携支援体制の強化

困難を抱えているこどもや家庭の中には、必要な支援制度を知らない、手続きがわからない、支援を受けることをためらうなどの状況もみられます。

必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことがないように、「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」などを適宜行っていくとともに、関係機関における情報の共有、連携の促進を図っていきます。

重点的な取組

- (1) 早期発見するための取組及び相談窓口の充実
- (2) 連携体制の強化・支援人材の育成
- (3) 社会全体でのこどもの支援
- (4) こどもの貧困対策に関する情報の収集

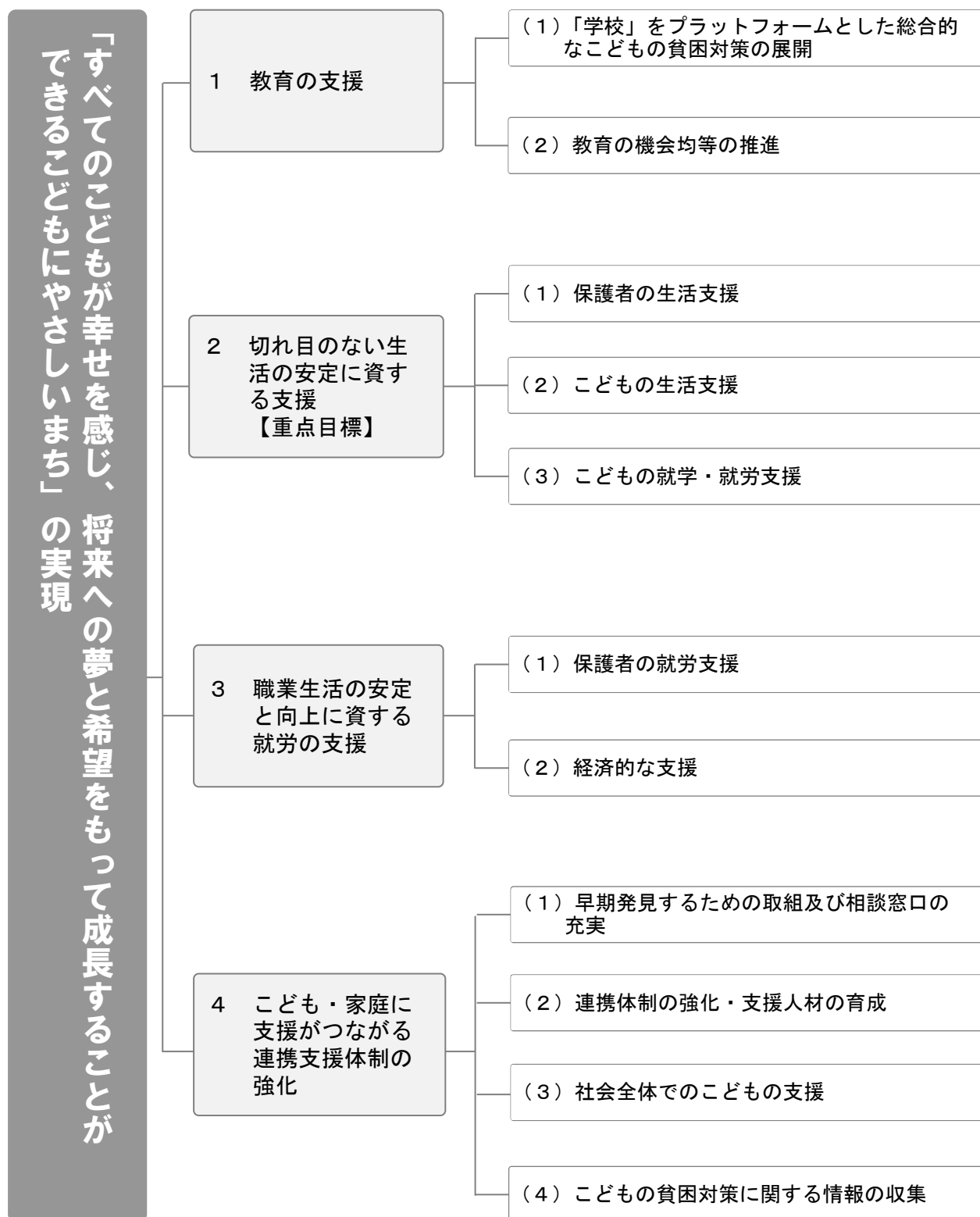
3 計画を推進する重点的な取組（計画の体系）

今後計画実施期間においては、4つの基本目標のもと重点的な取組を掲げ、計画を推進していきます。

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 重点的な取組 〕



第4章

こどもの貧困対策の重点的な取組

基本目標1 教育の支援

実態調査の結果をみると、生活困窮層において、学校外で勉強ができる環境が少ない、クラスの中での成績が中間あたりから下のほうと答えた子は、大学・専門学校への進学は希望しない傾向がみられます。さらに中学生の生活困窮層では、学校がない日の学習時間が短い、学校の授業については教科によってはわからないことが多い傾向もみられます。

また、生活困窮層の保護者によると、テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めていない、本や新聞を読むように勧めていない割合が高くなっています。進学先については、大学・専門学校への進学は希望しない傾向にあり、就学にかかる費用が軽減される支援を必要としています。

家庭の状況にかかわらず、すべてのこどもが安心して教育が受けられるよう、学校・地域・行政が連携して、こどもや家庭の困りごとを解決するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動内容の浸透を図るとともに、困難な状況にあるこどもを把握し、さまざまな資源とつながるように情報提供の仕組みを作るとともに、学校との情報の共有を図っていくことが必要です。

また、将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを強化するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費の負担軽減を図ることが必要であり、こどもの現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、すべてのこどもが夢や希望をもって成長できるようにすることが必要です。

【 重点的な取組 】

- (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的なこどもの貧困対策の展開
- (2) 教育の機会均等の推進

(1)「学校」をプラットフォームとした総合的なこどもの貧困対策の展開

家庭環境や住んでいる地域に左右されることなく、支援が必要なこども・家庭に対し迅速かつ適切な支援ができるよう、学校・保育所（園）・地域・行政等が連携し、支援並びに情報共有できる仕組みの構築を進めていきます。

めざす姿

さまざまな課題を抱えるこどもに対し、
そのこどもが必要な支援につながることで、
最善の利益が保障される

【 施策内容 】

○幼児教育の充実及び幼稚園・保育所（園）等と小学校の連携推進【担当課：教育総務課、学校教育課、子育て支援課】

質の高い幼児教育を保障するにあたっては、小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の充実を図るとともに、幼児期から児童期の発達を見通しつつ、幼稚園、保育所（園）、小学校が連携・協働してカリキュラムを作成するなどすべてのこどもに学びや生活の基盤を育む取組の推進を図ります。

○こども・保護者への心理的支援及び福祉的支援の充実【担当課：学校教育課】

学校を窓口として、こども自身が自ら相談できるよう日頃よりこどもが自由に意見を表出できるような対応を心掛け、生活に困難を抱えるこどもたちが早期の段階で生活支援や福祉サービスにつながるができるよう、児童生徒の心理面に寄り添った、助言や情報提供を行うなど相談体制の充実に努めていきます。

（２）教育の機会均等の推進

家庭の状況にかかわらず、すべてのこどもが等しく教育を受ける機会を保障するため、経済的理由によりこどもが教育の機会を逸することのないよう教育費の負担軽減や学習支援等を実施します。

また、体験活動は、こどもの成長の糧として、豊かな人間性、自ら学び・考える力などの生きる力を養うものとして期待されています。さまざまな体験活動の機会を提供し、こどもの体験不足の解消を図るとともに、自己肯定感の向上を推進します。

めざす姿

すべてのこどもが教育を受ける環境が保障され、個々の能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できる

【 施策内容 】

○連携・協働による教育活動の推進【担当課：学校教育課、生涯学習課】

地域学校協働本部がコーディネートを行い、「学校を核とした地域づくり」をより一層進めます。連携・協働による教育活動の活性化に向けて、各中学校区の地域学校協働本部の体制強化を図り、学校支援ボランティアへの参加促進、協働教育事業「地域学校協働活動推進事業」や体験活動を中心とする放課後子ども教室の充実による世代間交流と地域教育力の向上に取り組めます。また、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向け、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入し、推進します。

○地域の人材等を活用した多様な教育プログラムの実践【担当課：学校教育課、生涯学習課】

学校経営における積極的な産学連携を強化し、さまざまな地域教材（ヒト・モノ・コト）を発掘・蓄積できる仕組みを構築し、実践にあたっては、GIGAスクール構想に伴うICT環境を生かした多様な学びにつながる各教科横断的な取組を進めます。

○学力差をなくす学習環境の推進【担当課：学校教育課、子育て支援課】

家庭環境等によるこどもたちの学力差をなくす学習環境を目指すため、家庭学習支援の一環として、各児童・生徒に貸与しているタブレット端末の活用を促進し、予習・復習はもとより、長期休業中においても学習ソフト等を利用した学習ができるよう児童クラブ等の学校以外でも環境を整えるよう努め、家庭と連携しながら誰一人取り残すことのない教育の推進に取り組みます。

○ひとり親家庭・生活困窮世帯等への学習支援の充実【担当課：学校教育課、地域福祉課】

ひとり親家庭や生活困窮世帯等のこどもが学習習慣を身につけられるように、無料（低額）の学習支援制度などの学習の充実の検討を行い、こどもたちが学習に関心を持てるよう学習面でのサポートを充実し、悩みを相談しやすい環境づくりに努めていきます。

○奨学金制度の充実【担当課：教育総務課】

就学支援金や奨学金等の制度を知らず、経済的理由で進学を諦めてしまうことや中退をしないよう、奨学制度等各種制度の周知を図ります。

○就学のための資金確保の支援や進学費用等の負担軽減【担当課：学校教育課、教育総務課】

進学を目指すこどものために、早い段階で資金計画について考えてもらう必要があることから、家計改善支援事業などの生活困窮者支援事業や就学援助制度などを通して相談できる機会の充実を図ります。

また、生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減を図るとともに、小学校・中学校給食費の完全無償化や小学校就学前（満3歳児から5歳児）までのこどもには、幼稚園入園料・保育料（授業料）の無償化を図るなど、就園・就学に必要な経費の援助を行います。

○こどもの創造力を高める環境づくり【担当課：生涯学習課】

こどもの居場所づくりとして、すべてのこどもを対象に、地域の方々の参画を得て、放課後や土曜日等に学習やさまざまな体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会がもてるよう取組を進めます。

基本目標２ 切れ目のない生活の安定に資する支援【重点目標】

実態調査の結果をみると、小学生・中学生は、生活困窮層になるにつれて朝食を食べない日数が多くなる傾向にあります。

その他、過去１年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがあったかについて、生活困窮層で「ときどきあった」「まれにあった」の割合が高くなっています。

こどもの心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期から子育て期にかけて長期的に安定した生活環境が必要です。

すべてのこどもが安心して生活できる環境がつかれるよう、地域・行政が連携して、保護者の自立を促進していくとともに、現状で困難な環境にあることにも寄り添って自立できるように支えていくことが必要です。

【 重点的な取組 】

- (１) 保護者の生活支援
- (２) こどもの生活支援
- (３) こどもの就学・就労支援

(1) 保護者の生活支援

家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産し、こどもが健やかに成長していくよう、妊婦や保護者の心身のケアや育児サポート等のニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行える体制づくりを図ります。

めざす姿

妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を受け、
こどもが安定した家庭生活の中で、
健やかに成長していくことができる

【 施策内容 】

○妊娠期から子育て期にかけた切れ目のない支援の充実【担当課：子育て支援課（とみや子育て支援センター）】

家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産し、健やかに育児ができるよう、心身のケアや育児サポート等のニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行います。

○妊婦や親子が気軽に集まり交流できる場の提供【担当課：子育て支援課（とみや子育て支援センター）】

妊婦や親子が気軽に育児の相談や育児講座の参加、友達作りができる場を設け、併せて、地域の各団体などでも親の育児不安解消・交流できる場所の提供などの支援を推進します。

○保護者が安心して就労するための子育て支援の充実【担当課：子育て支援課】

ひとり親家庭で、こどもの保育等の課題から就労できない保護者を支援するため、保育所の優先入所や放課後児童クラブの保護者負担金の軽減など保護者が安心して就労できる環境を整える施策の充実を図ります。

○ケアを必要とする家族を支える福祉サービスの充実や支援体制の構築・強化【担当課：地域福祉課、長寿福祉課、子育て支援課】

疾病や障がい、介護等のケアを必要とする家族を支えていることで、育児や自身の生活の支障やヤングケアラーが生じている世帯に対し、関係する各分野の担当者が連携し、福祉サービス等を調整し、早期発見や必要な支援につなげていくことができるよう、重層的な支援体制を構築していきます。

○安定した生活を確保するための支援【担当課：地域福祉課、子育て支援課、学校教育課】

生活に困難を抱える家庭では、普段の生活費は捻出できていても、臨時の出費があると生活が困窮してしまうため、市民団体や関係機関と連携し、食料や衣類、学用品等を確保するための支援を行います。

また、離婚や離職による生活困窮により住む場所がなくなることがないように、住まいを確保するための支援を行います。

○地域の身近な支援者と専門相談機関をつなぐ体制の整備【担当課：子育て支援課、子育て支援課（とみや子育て支援センター）、学校教育課】

相談員及びスクールソーシャルワーカーなどが、電話や窓口による相談だけでなく、積極的に地域のこどもがいる場所や家庭に出向いて個別の相談支援を行います。

また、地域、学校、市民団体等の身近な支援者が相談を抱え込まず支援していけるよう相談員等関係機関が連携し支援を考えていきます。

○さまざまな相談に対応できる専門的な相談窓口の充実【担当課：子育て支援課、地域福祉課、学校教育課】

こどもに関する相談は多岐に渡り、専門的な知識が必要となる複雑な課題もみられるため、まずはこどもの声に耳を傾け意見を尊重し、多様な相談ができるよう対応してきます。また、専門相談機関との連携や相談窓口の充実を図ります。

○地域で安心して子育てするための情報の発信・共有ができる支援【担当課：子育て支援課、子育て支援課（とみや子育て支援センター）、長寿福祉課】

保護者が、社会的孤立感を深めることがないように、身近な相談先や生活支援情報、子育てイベント等についての必要な情報が入手しやすいように、広報紙・ホームページ・SNS・チラシ等、さまざまな方法により発信していきます。

また、地域における見守り・支え合いの機能を向上させるため、地域の民生委員児童委員や町内会、社会福祉協議会等といった地域活動団体や支援者に働きかけながら、地域全体で子育て家庭を支援することができる体制づくりを目指します。

(2) こどもの生活支援

こどもの健やかな成長を図るとともに、心身の健康的な生活習慣の継続のための正しい知識をもち、主体的に生涯にわたって健康づくり等を意識し実践していけるこどもを育みます。

また、放課後や学校休業日等を安心して過ごすことができる居場所の確保を図り、こどもが社会的に孤立せず、心身ともに安定した毎日を過ごせるよう適切な遊びと生活の場を提供します。

めざす姿

こどもが自分らしく、安心して過ごせることができ、
幸せを感じ成長していくことができる

【 施策内容 】

○放課後等に安心して過ごすことができる居場所の確保【担当課：子育て支援課、生涯学習課、生涯学習課（公民館）】

こどもたちが、放課後や学校休業日等を安心して過ごすことができるように居場所の確保を図ります。こどもが社会的に孤立せず、心身ともに安定した毎日を過ごせるよう遊びと生活の場を提供します。

○こどもの居場所づくりの推進【担当課：子育て支援課、地域福祉課、生涯学習課、生涯学習課（公民館）】

こどもにとって身近な地域において、育った環境に左右されことなくこどもが安全・安心に過ごせる居場所づくりの推進を行っていきます。家族以外の多様な大人との関わりを通して、こどもの自己肯定感を育むことができるよう、世代間交流、遊び、学習、食事提供等さまざまな形の居場所のあり方を検討していきます。

○こどもの健康づくりに対する支援【担当課：子育て支援課、子育て支援課（とみや子育て支援センター）、学校教育課、教育総務課】

こどもの健やかな成長のためには、十分な睡眠と正しい食習慣、生活のリズムを整えることが必要です。また、免疫力が低くなると、感染症などさまざまな病気にかかりやすくなります。基本的生活習慣を身につけ、栄養のバランスのとれた食事を規則正しくとれるよう、家庭、学校、行政それぞれの立場から、乳児期からの保護者へのこどもの健康づくりのアプローチに取り組みます。

○こどもの疾病や障がい等への対応【担当課：子育て支援課、子育て支援課（とみや子育て支援センター）、学校教育課】

乳幼児健康診査や訪問や相談などを通して、疾病や障がいなど、発育・発達に支援が必要なこども等の早期発見に努めます。

また、医療費の負担軽減や予防接種に対する助成など親子が安心して生活できるよう費用面での支援を行い、親子が安心して医療を受けられるように取り組みます。

○配慮を要するこどもや家庭への支援【担当課：子育て支援課、学校教育課、教育総務課、地域福祉課】

児童養護施設等で暮らすこどもや、障がいのあるこども、外国籍のこども等の配慮を要するこどもやヤングケアラーなど家庭において、個別に抱える状況や課題等に対応して必要な支援につなげていくため、各種相談窓口の充実、関係機関との連携等を推進します。

○地域の身近な支援者と専門相談機関をつなぐ体制の整備【担当課：子育て支援課、子育て支援課（とみや子育て支援センター）、学校教育課】【再掲】

相談員及びスクールソーシャルワーカーなどが、電話や窓口による相談だけでなく、積極的に地域のこどもがいる場所や家庭に出向いて個別の相談支援を行います。

また、地域、学校、市民団体等の身近な支援者が相談を抱え込まず支援していけるよう相談員等関係機関が連携し支援を考えていきます。

(3) こどもの就学・就労支援

こどもたちの社会的自立に向け、キャリア教育※や就学・就労支援を必要とするこどもに対し、個々の状況に応じた相談などの支援を行います。

※キャリア教育：生涯においてさまざまな役割を果たす過程で、自らの役割などを見だし、積み重ねていく教育のこと。

めざす姿

こどもたちの社会的自立に向け、
就学・就労支援を必要とするこどもに対し、
個々に応じた相談支援を受けることができる

【 施策内容 】

○情報活用能力の定着【担当課：学校教育課】

誰一人取り残すことなく、児童・生徒一人ひとりに公正に個別最適化の教育を提供し、情報活用能力を高めていくための環境の実現に努めます。また、AIやIoT化が本格化する社会に備え、各教科学習の中でプログラミング的思考の育成に取り組みます。

○キャリア教育の推進【担当課：学校教育課】

学校・家庭・地域・企業が一体となった職場体験を実施することにより、望ましい職業観・勤労観を身につけるとともに、社会的・職業的自立に向けて、主体的に集団や社会の中で自己を生かす能力を育みます。

○義務教育修了後のこどもへの自立に向けた支援の推進【担当課：子育て支援課、地域福祉課】

貧困の連鎖やひきこもり等を予防するため、義務教育修了後のこどもに対する就学や就業等による自立に向けた支援や相談先の充実を図ります。

○こども・保護者への心理的支援及び福祉的支援の充実【担当課：子育て支援課、地域福祉課】

生活に困難を抱えるこどもたち等を早期の段階で生活支援や福祉サービスにつなげることができるよう、こどもの家庭環境等を踏まえた相談・支援体制の充実を図ります。

また、こどもの心理面に対し、助言や情報提供を行うなど相談体制の充実を図ります。

○教育費に関する各種制度の利用促進【担当課：子育て支援課、学校教育課、教育総務課】

生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減を図るとともに、就学に必要な経済的負担の軽減及び給食費の無償化を図るなど援助を行います。

基本目標３ 職業生活の安定と向上に資する就労の支援

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築き、家庭で家族がゆとりを持って接する時間の確保や、仕事と育児を両立できる環境の確立に繋がります。

実態調査の結果をみると、保護者が現在必要としていることで、重要だと思う支援等について、「就職のための支援が受けられること」が生活困窮層で割合が高くなっており、就労支援を求める人が多くみられます。引き続き、就労支援の充実と周知に取り組んでいくとともに、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努めることが重要です。

また、現在行っている支援制度に関する情報発信を行い、広く周知していく必要があります。

また、離婚されている方の養育費に関する取り決めについて、「取り決めをしておらず受け取っていない」方が全体に比べ、生活困窮層でわずかに多くなっており、就労活動や安定した職業生活を維持するためには一定の生活資金が必要不可欠であることから、養育費の受取が適正に実施されるよう周知・啓発を行っていく必要があります。

【 重点的な取組 】

- (１) 保護者の就労支援
- (２) 経済的な支援

(1) 保護者の就労支援

保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などより、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

めざす姿

保護者が子育てと就業の両立することができ、
生活基盤が安定する

【 施策内容 】

○生活困窮家庭への自立支援の充実【担当課：地域福祉課】

生活に困難を抱える家庭の就労による自立を図るため、就労支援相談員がハローワーク等関係機関と連携を図りながら、相談・助言等を行います。

○ひとり親家庭に対する就業相談支援の充実【担当課：子育て支援課、地域福祉課】

ハローワーク等関係機関との連携を図り、資格取得支援やセミナー等のキャリア構築を含め、ひとり親家庭の保護者が自分の状況にあった就職の実現や、安定した雇用形態での就職となるよう支援します。

○ひとり親家庭の資格取得等の支援【担当課：子育て支援課】

ひとり親家庭の保護者を対象に、経済的自立に効果的な資格を取得するための支援や、就業に繋がりやすい講習会や資格取得のための講座の情報について周知・啓発し、就業のための支援を行います。

○働きやすい職場づくりへの支援【担当課：地域福祉課】

ひとり親家庭や生活困窮している家庭の保護者が就労しやすい環境を整えるなど、働きやすい職場づくりに向けて企業と連携しながら推奨していきます。

(2) 経済的な支援

保護者の就労による収入だけでは十分な収入を得られない家庭に対し、各種手当を支給するほか、各種制度の利用時において、減免等による負担軽減を図ります。

めざす姿

子育て家庭の生活の基盤が保たれるよう、
子育てに伴う経済的負担が軽減される

○各種支援制度の充実【担当課：子育て支援課、地域福祉課、学校教育課】

就労による収入だけでは十分な収入を得られない家庭に対し、各種手当を支給するほか、各種制度の利用時において、減免等による負担軽減を図ります。

○家計管理の支援【担当課：地域福祉課】

生活に困難を抱えている家庭が、債務整理や一時的な貸付の支援を受けて生活再建を行っても、家計管理が不十分な場合は、再度生活困窮に陥る可能性が高いことから、経済的支援に併せて、家計や収支の見直しについての助言、相談等の機会を充実させることにより、生活の安定を図ります。

○養育費確保等に関する支援【担当課：子育て支援課、市民協働課、市民課】

養育費の支払いが適切に行われることは、ひとり親家庭の経済的な安定とこどもの健やかな成長のために重要です。女性のための相談、無料法律相談会などの開催などにより、当事者で取り決めた養育費の支払いが滞ることがないように、公証証書の作成や債務名義化といった養育費確保に向けた専門的な相談ができる機会を確保します。

また、未成年のこどもがいる夫婦に離婚届書を配布する際には、こどもの養育に関するパンフレット等を添え、保護者としての養育の義務などについて考えるきっかけとなるよう働きかけます。

基本目標4 こども・家庭に支援がつながる連携支援体制の強化

実態調査の結果をみると、保護者のPTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加率について、ひとり親世帯や生活困窮層で参加率は低くなっており、こどもの養育に関して、生活困窮層の保護者が社会的に孤立しないためにも、住民同士の声かけを促進するなどの対策、あるいは子育てに関する積極的な情報発信を行っていくなどの支援が必要になります。

また、行政や専門支援の窓口で暮らしのことで困ったことがあったときに「相談したくてもできなかったことがある」と回答した生活困窮層は多くみられ、その理由として、「相談しようと話してみたが、相手にわかってもらえなかった」、「どう相談したら良いかわからなかった」、「相談できる人がいなかった」などの割合が高くなっています。

また、生活困窮層で、周りに頼れる人がいないと回答した人が多いことから、相談場所の周知や制度の情報提供を行い、より多くの方が気軽に相談できる体制を整備していくことが必要です。

こどもの貧困対策の推進にあたっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体がこどもの生活困窮に対する理解を深めることが欠かせません。また、アンケートの結果から、小学生・中学生でヤングケアラーに該当する可能性のある方もみられ、お世話している家族や家族へのケアについての悩みを8割以上が相談しておらず、「相談するほどの悩みではない」と6割半ばのこどもが認識しています。

保護者や周りにいる大人に対するヤングケアラーに関する周知・啓発や相談窓口の情報提供の他、相談支援機関や学校等でヤングケアラーと思われるケースを発見した場合に、関係機関が連携しこどもとその家庭を適切な支援につなげる体制の整備も重要となります。

【 重点的な取組 】

- (1) 早期発見するための取組及び相談窓口の周知・充実
- (2) 連携体制の強化・支援人材の育成
- (3) 社会全体でのこどもの支援
- (4) こどもの貧困対策に関する情報の収集

(1) 早期発見するための取組及び相談窓口の充実

こどもたちが、健やかに成長するためには、生活に困難を抱えているこどもや家庭に早期に気づき、適切な支援につなげることが重要です。

児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携し、地域におけるネットワークを構築するための取り組みに努めていきます。

めざす姿

生活に困難を抱えているこどもや家庭が必要な支援につながる

【 施策内容 】

○身近な地域での支援ネットワークの構築【担当課：子育て支援課、地域福祉課、学校教育課】

生活に困難を抱え、悩みを抱えたまま孤立してしまうことのないよう、学校との連携を図るとともに、身近な地域において、困りごとに早期に気づき、支えていく地域でのネットワークの充実を図ります。また、個別支援から見えてきた地域の課題に対し、地域や支援団体等が協力し、地域における支え合いや行政における施策化等につなげます。

○こどものライフステージに応じた相談体制の充実【担当課：子育て支援課（とみや子育て支援センター）、学校教育課、教育総務課、市民協働課】

生活に困難を抱えるこどもや家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない等の状況もみられます。こうしたこどもたちや家庭を早期に発見し、課題等を把握した上で、適切な支援につないでいく必要があることから、乳幼児期から切れ目のない、こどものライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。

○地域の身近な支援者と専門相談機関をつなぐ体制の整備【担当課：子育て支援課（とみや子育て支援センター）、学校教育課】【再掲】

相談員及びスクールソーシャルワーカーなどが、電話や窓口による相談だけでなく、積極的に地域のこどもがいる場所や家庭に出向いて個別の相談支援を行います。

また、地域、学校、市民団体等の身近な支援者が相談を抱え込まず支援していけるよう相談員等関係機関が連携し支援を考えていきます。

○さまざまな相談に対応できる専門的な相談窓口の充実【担当課：子育て支援課、地域福祉課、学校教育課】【再掲】

こどもに関する相談は多岐に渡り、専門的な知識が必要となる複雑な課題もみられるため、まずはこどもの声に耳を傾け意見を尊重し、多様な相談に対応できるよう対応を行っていきます。また、専門相談期間との連携や相談窓口の充実を図ります。

○生活困窮の相談支援体制の強化【担当課：子育て支援課、地域福祉課】

生活に困難を抱える家庭のさまざまな悩みや課題にきめ細かに対応できるよう、当事者にわかりやすい相談窓口の整備を進めてまいります。

（２）連携体制の強化・支援人材の育成

切れ目なく制度や支援に確実につなげていく体制を推進するため、地域、学校、関係団体、行政等の連携を強化します。

今後は、これまでの取組を引き続き実施しながら、市役所の各部署が連携し、「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」など、生活困窮や貧困状態にあるなしにかかわらず、誰もが幅広く使える支援策の充実を図っていきます。

めざす姿

地域でこどもや子育て家庭が孤立することなく、
必要な支援をうけることができる

【 施策内容 】

○こどもの生活を支援する団体同士の連携強化【担当課：子育て支援課、子育て支援課（とみや子育て支援センター）、地域福祉課】

こどもの生活を支援する活動を行う団体等によるネットワークにおいて、団体同士の交流や情報交換等を行うことにより、地域から確実に支援をつなげていく体制の強化を図るとともに、団体等の資質向上のため、研修会等を開催します。

○支援団体と行政等の連携強化【担当課：子育て支援課、子育て支援課（とみや子育て支援センター）、地域福祉課】

支援団体と地域、行政等の専門機関をつなぐためのネットワークを強化し、円滑に支援ができる体制を整えます。

○庁内連携の推進【担当課：子育て支援課、全課】

教育と福祉のほか、すべての分野において連携を強化し、こどもが健やかに成長できるよう推進するとともに、こどもの貧困対策推進のための庁内連携を進めていきます。

(3) 社会全体でのこどもの支援

生活困窮者のほか、ひとり親家庭、外国人などのうち支援を必要とする人に対して、生活の安定を図るため、専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行っていきます。

めざす姿

こどもの未来を社会全体で応援・サポートしていく

【 施策内容 】

○地域における身近な支援者との連携【担当課：子育て支援課、長寿福祉課】

地域での相談や関係機関へのつなぎ役である民生委員・児童委員等といった地域支援者の活動をサポートしながら、子育て・こどもに関する分野において、より一層の連携を図り、気になる家庭やこどもの早期発見・早期対応に向け、情報共有や地域での見守り支援につなげていきます。

○こどもの貧困に対する理解の促進【担当課：子育て支援課・地域福祉課】

貧困の連鎖防止に向けた市民一人ひとりの意識醸成のために、地域や学校等と連携した研修会等を開催し、市民への啓発を行います。

(4) こどもの貧困対策に関する情報の収集

困難を抱えるこども・家庭へ支援制度の情報提供にあたっては、家庭状況に応じて効果的な周知方法を工夫するとともに、困難を抱えるこども・家庭の身近な支援者と行政や関係機関との連携やネットワーク化を図り、必要な支援情報が行き届きやすい体制を構築します。また、こどもの貧困に対して市民全体で取り組む機運を高めるための取組を進めます。

めざす姿

こどもや子育て家庭に、確実に情報が届き、支援につながる

【 施策内容 】

○ホームページやSNS等を活用した子育て情報の充実【担当課：子育て支援課、地域福祉課】

子育て世帯が気軽にパソコン、スマートフォン等から情報を確認し、相談できるよう、ホームページやSNS等を有効に活用した相談窓口の周知、情報提供の充実を図ります。

○家庭への直接的なアプローチによる情報提供の充実【担当課：子育て支援課、地域福祉課】

既存の支援を受けられるにもかかわらず、制度を知らない、または申請できていないことで支援を受けられていない家庭があることから、必要な家庭に必要な情報が確実に届き、積極的に活用できるよう、直接家庭に面接や訪問する機会を活用して、各種制度やサービスについて積極的な情報提供を行っていきます。

○ひとり親家庭に対する広報・情報提供の充実【担当課：子育て支援課、子育て支援課（とみや子育て支援センター）】

さまざまな課題を抱えるひとり親家庭の支援につながるよう、各種支援制度やサービス等について広報や情報提供の充実を図っていきます。

また、ひとり親を支援する団体等との連携による情報発信に努めていきます。

○ こどもの貧困に関する指標

本計画において、本市のこどもの貧困の状況把握を行うとともに、国が示している指標との比較をするために、継続的に把握できることも大綱の指標及び本計画策定のために実施した「子どもの生活実態調査」の項目の一部を指標として設定し、今後の施策推進に係る参考とします。

指標名	こども大綱 数値目標		富谷市
①こどもの貧困率	11.5% (2021 年)	厚生労働省「国民生活基礎調査」	7.9%
②電気・ガス・水道料金の未払い経験	電気 5.3% ガス 6.2% 水道 5.3% (2017 年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」	電気 1.6% ガス 1.0% 水道 1.5%
③食料又は衣服が買えない経験	食料 16.9% 衣服 20.9% (2017 年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」	食料 9.2% 衣服 12.2%
④ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭 83.0% 父子家庭 87.8% (2020 年)	総務省「国勢調査」	母子家庭 87.0% 父子家庭 92.9%
⑤ひとり親家庭の正規の職員・従業員の割合	母子家庭 50.7% 父子家庭 71.4% (2020 年)	総務省「国勢調査」	母子家庭 43.5% 父子家庭 92.9%
⑥週7日朝食を食べる割合	—	—	小学生 87.2% 中学生 80.6%
⑦暮らしのことで困ったことがあったときに「相談したくてもできなかった」ことも割合	—	—	6.6%
⑧最近の生活に対する満足度（最も満足度が高い10の割合）	—	—	小学生 26.3% 中学生 12.8%
⑨「ヤングケアラー」と思われているこどもの割合	中学2年生 1.8% (2020 年度)	厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」	小学生 8.5% 中学生 6.1%
⑩「ヤングケアラー」という言葉の認知度の割合	—	—	小学生 47.6% 中学生 51.9%
⑪こども食堂の数	—	—	1 箇所

出典：富谷市の数値①～⑩は、「子どもの生活に関する実態調査」

参考資料

1 策定経過

年月日	内容
令和4年8月3日	令和4年 第1回 富谷市子ども子育て会議 ・子どもの貧困対策計画について
令和4年12月16日～ 令和5年1月10日	富谷市 子どもの生活に関する実態調査
令和5年2月2日	令和4年度 第2回 富谷市子ども・子育て会議 ・子どもの貧困対策計画について（中間報告）
令和5年3月8日～ 令和5年3月17日	こどもの生活に関するヒアリングの実施
令和5年3月23日～ 令和5年3月24日	子どもの生活に関するモニタリングの実施
令和5年6月5日	令和5年度 第1回 富谷市子ども・子育て会議 ・子どもの貧困対策計画調査結果報告・骨子（案）について
令和5年9月20日	令和5年度 第2回 富谷市子ども・子育て会議 ・子どもの貧困対策計画素案について
令和5年12月26日	令和5年度 第3回 富谷市子ども・子育て会議 ・子どもの貧困対策計画素案について
令和6年2月20日 ～3月10日	パブリックコメントの実施
令和6年3月27日	令和5年度 第3回 富谷市子ども・子育て会議 ・こども未来応援プラン（子どもの貧困対策計画）報告

2 富谷市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和4年8月1日から令和7年7月31日まで

8名（男性4名 女性4名）

No.	役職名	氏名	所属等	区分
1	会長	三浦 秀之	富谷小学校 校長	事業従事者
2	副会長	梅津 哲也	社会福祉法人 笑優会 理事長	
3	委員	清水 冬樹	東北福祉大学 准教授	学識経験者
4	委員	早川 典子	こん小児科クリニック 臨床心理士	
5	委員	佐藤 梢	東向陽台保育所保護者会	保護者
6	委員	小野寺 加奈子	前 富谷幼稚園保護者会	
7	委員	佐藤 潤	イオン富谷 店長	関心のある者
8	委員	日諸 喜代子	富谷市シルバー人材センター	

3 富谷市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 17 日

条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、富谷市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置することにより、子ども・子育て支援事業計画に富谷市の子育て当事者等の意見を反映させるとともに、富谷市における子ども・子育て支援施策を富谷市の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを目的とする。

(設置)

第 2 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項に基づき、同項の合議制の機関として、富谷市子ども・子育て会議を置く。

（令 4 条例 22・一部改正）

(定義)

第 3 条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援の施策に関心を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(平 28 条例 1 ・一部改正)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和 48 年富谷町条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成 28 年条例第 1 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年条例第 22 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

富谷市こども未来応援プラン

令和6年3月

発行：富谷市

編集：富谷市 保健福祉部 子育て支援課

〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田 30 番地

T E L 022-358-0516（直通）

F A X 022-358-9915

